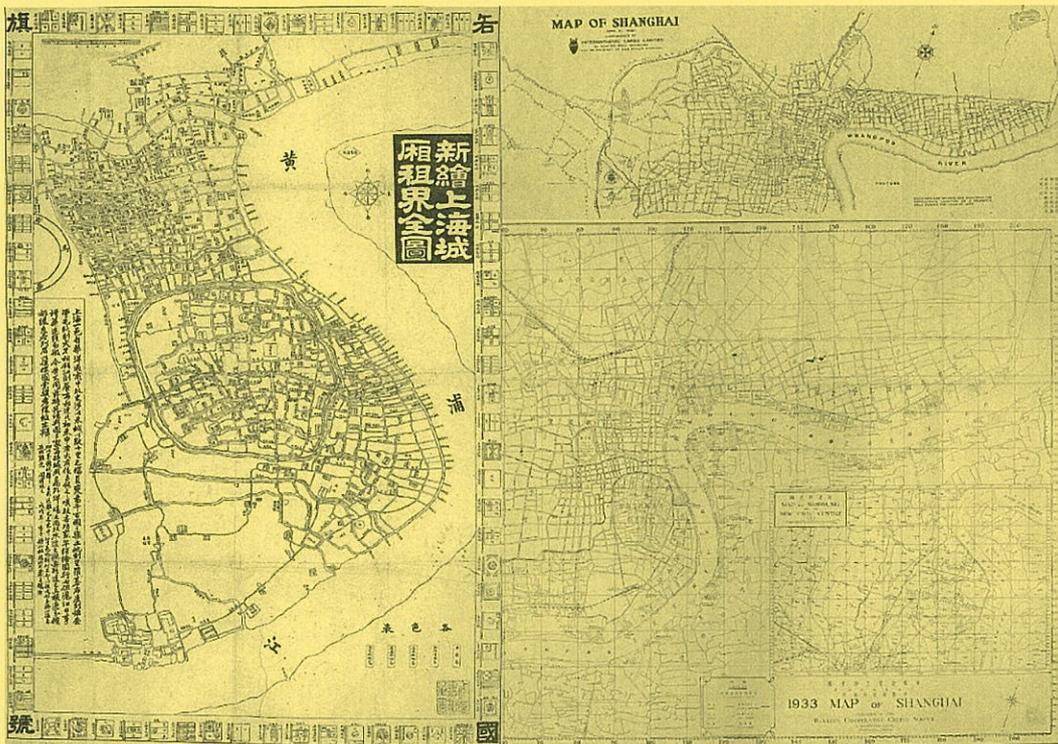


2010年度 神奈川大学非文字資料研究センター 第2回公開研究会

中国・朝鮮における 租界研究のいま



開催日時： 2010年11月26日(金) 10:00 ~ 18:00

会 場： 神奈川大学 横浜キャンパス1号館 308会議室

主催： 神奈川大学 非文字資料研究センター
日本常民文化研究所



神奈川県立非文字資料研究センター
2010年度 第2回公開研究会

中国・朝鮮における租界研究のいま

プログラム

第Ⅰ部 10:00~12:30

◇開会挨拶 福田 アジオ (非文字資料研究センター長)

◇報告 (各20分、通訳も同様)

大里 浩秋 (非文字資料研究センター主任研究員)	「租界研究の現状と展望」
孫 安 石 (非文字資料研究センター研究員)	「日本人がみた上海—『上海案内』の世界」
袁 継 成 (武漢・元中南財經政法大学)	「漢口租界研究について」 *通訳あり
李 愛 麗 (広州・中山大学)	「広州の租界研究と海関」 *通訳あり

— 休憩 12:30~13:30 —

第Ⅱ部 13:30~17:00

◇報告 (各20分、通訳も同様)

高 錫 珪 (韓国・木浦大学)	「朝鮮近代史と木浦の租界」 *通訳あり
韓 東 洙 (韓国・漢陽大学)	「朝鮮の清国租界—釜山を中心に」 *通訳あり
富井 正憲 (韓国・漢陽大学)	「東アジアにおける紡績工場~鐘紡社宅を中心に」

— 休憩 (10分) —

内田 青蔵 (非文字資料研究センター研究員) 「横浜居留地の歴史と建築」

◇コメント (各15分)

川島 真 (東京大学大学院総合文化研究科)
貴志 俊彦 (京都大学地域研究総合情報センター)
吉澤 誠一郎 (東京大学大学院人文社会系研究科)

— 休憩 (5分) —

◇全体討論・質疑応答 17:00~18:00

開催趣旨

神奈川大学非文字資料研究センターの個別研究の一つとして取り組んできた「中国・朝鮮における旧日本租界」班の研究は、3年を経過しようとしています。それ以前の学内研究助成と21世紀COEの助成を含めると、すでに10年に近い共同研究を続けてきたこととなります。

この間、最初は中国における旧日本租界の1つに関心を持って資料を読んでいたのが、2つ3つの租界を調べる共同研究に広がり、さらには建築史の研究者の参加を得て、租界史の関心に格段の厚みを増すことになり、さらに中国のみか朝鮮に置かれた日本租界と清国租界についても調べるべきだと考えるに至りました。

そして、この3年間で中国の旧租界があったいくつかの都市を訪ね、そこで租界について調べている研究者と交流することができ、さらに韓国を訪ねて同様の調査・交流をすることができて、その結果として上海と仁川でのシンポジウムを開くことに結び付けました。さらに、2冊の報告書を公刊することができました(次ページ参照)。そして、その先に今回の非文字資料研究センターの第2回公開研究会を準備しました。

本日は、中国からは、租界史研究の偉大な先達である武漢の袁継成先生、広州中山大学で広東税関の歴史を研究して優れた成果を出しておられる李愛麗先生、韓国からは、朝鮮租界史研究の先駆者である木浦大学総長高錫珪先生、漢陽大学建築史研究のリーダーで現在神奈川大学の客員研究員をしておられる韓東洙先生をお招きし、コメンテーターとしては、日本で優れた租界研究の成果を発表しておられる、川島真、貴志俊彦、吉沢誠一郎の3先生をお願いするという恵まれた条件のもとで研究会を開けることを大変うれしく思います。

繰り返しになりますが、今回広くお伝えしている開催趣旨は以下の通りです。

「神奈川大学非文字資料研究センターの中国・韓国の旧日本租界研究班は、2008年度に上海で、2009年度に仁川で中国・韓国の研究者と討論する場を持ち、今年度3回目を横浜で開催することにしました。19世紀後半から日本が中国と朝鮮に設置した租界の歴史をふり返り、その実態や他国が設置した租界との相違を明らかにしつつ、租界研究が東アジア史研究に占める位置について考える機会として、今回の研究会を開催します。」

今日の研究会にご参加の皆さんの積極的なお力添えをお願いします。

2010. 11. 26

神奈川大学 大里浩秋

《参考資料》

○大里浩秋・孫安石編 『中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海』

神奈川大学人文学研究叢書 22 御茶の水書房 2006, 3

第一部 長江上流の日本租界

長江上流の影薄き夢の跡—重慶租界	田畑光永
漢口の都市発展と日本租界	孫安石
杭州日本租界のたどった道	大里浩秋
『浙江文化研究』初探	大里浩秋
日本が上海に租界をつくらうとした件の資料	熊月之

第二部 租界の建築と都市計画

中国における各国租界の特色	費成康
近代租界の欧米建築の文化遺産についての試論 —上海・天津の二都市の事例から	羅蘇文
上海近代の都市計画の歴史とそのパラダイム研究	李百浩・郭建・黄亜平
漢口租界の都市と建築	李江
漢口日本租界の都市空間史	富井正憲

第三部 資料編

重慶日本租界関連資料	田畑光永
漢口日本租界関連資料	孫安石
杭州日本租界関連資料	大里浩秋
歴史年表・建築年表	

○大里浩秋・貴志俊彦・孫安石編 『中国・朝鮮における租界の歴史と建築遺産』

神奈川大学人文学研究叢書 27 御茶の水書房 2010, 3

第一部 租界の行政と産業

天津の租界接收問題から見る東アジア地域秩序の変動	貴志俊彦
漢口の日本租界をめぐる日・中の攻防	孫安石
上海日本人社会における「文明開化」運動	陳祖恩
上海の租界と綿紡績業	羅蘇文
朝鮮総督府文書にみられる近代中朝関係	陳紅民

第二部 租界建築の保存と再生

上海・青島における在華紡—その概要と工場建築	大里浩秋・富井正憲
天津における文化遺産の現在—開発と保存のダイナミクス	青木信夫
武漢における旧日本租界の建築再生	李百浩
韓国・仁川における清国租界の保存と再生	韓東洙

租界研究の現状と展望

大里 浩秋(神奈川大学)

① 台湾国史館の日本租界関連資料から読み取れること

(07, 3, 2 に報告した際のレジメの再録です。字句を若干修正しました)

1. はじめに、台北2機関の租界関連資料所蔵状況

○中央研究院近代史研究所檔案館 『外交檔案目錄彙編』(全2冊)

第1冊 清朝總理各國事務衙門 1861—1901、外務部 1901—1911

第2冊 中華民國外交部 1912—1926(28もあり)

内容ごとに一まとめに整理され、保存状態も良い。

○国史館 「国史館現蔵史料目錄」

中華民國外交部、内政部、財政部、司法行政部等の公文書 1926—1949

個別テーマごとにまとめたものがある一方で、大きなテーマで一括りにされているものもあって、いちいち内容を確認する必要があるものが多い。保存がいいとはいえない。

2. 国史館資料の内訳

・発行年度から見て、所蔵資料には3つの山がある。

(1)民国 15(1926)年から 21年

(2)民国 27(1938)年から 29年

(3)民国 34(1945)年から 38年

(1)民国 15年から 21年、不平等条約撤廃、租界回収に向けた準備

a,領事裁判権問題(全2巻) 外交部、民国 15～19年

第1巻に、「日本廢止領事裁判沿革誌略」(國務院法制局編、民国 9年刊)あり。

第2巻に、「領事裁判権問題」(外交部条約委員会印行、民国 18年刊)あり。

—このテーマに関して他に多くの資料がある可能性あり。未確認。

b,租界租借地問題(全6冊) 外交部、民国 16～21年

・擬收回租界各種辦法

・關於廢除不平等条約之方案(二)・租界問題

・各國在華租界租借地簡表 (外交部条約委員会編、民国 18年)

内訳は、専管租界は 22—天津英、仏、伊、日、漢口日、仏、沙市日、重慶日、鎮江英、蘇州日、杭州日、厦門英、日、福州日、広州英、仏、營口英、日、奉天米、日、安東日、上海仏、共同租界4—蕪湖、鼓浪嶼、煙台、江蘇上海県宝山県境(即ち上海共同租界)、租借地5—旅大日、広州湾仏、澳門葡、九龍英、威海衛英である。

- ・日本与有約各国締結廢止在朝鮮各国租借地制度之協定、1913, 4
- ・条約委員会研究租界綱目表、1919, 1

以下、各租界からの現況報告が続く。日本租界関係の報告が多いが、中でも、租界が機能しなかったとして取り上げられることの少ない沙市、福州に関する記述があるのは貴重であり、満鉄附属地として租界とは別個に扱われることの多い營口等についての情報も貴重である。また各地の地図もある。広州湾仏租借地に関する情報もある。

- c, 收回各地日租界(全 2 冊) 外交部、民国 19, 5~8 月(実際は 20 年の資料もある)
- 各地の日本租界の現況報告とそれに基づく「日本租界調査票」があり、營口、奉天に関する詳しい報告がある。他に、どこから紛れたか、以下の資料がある。
- 民国 20 年 6 月 17 日付け行政院院長蔣中正名の行政院訓令、国民会議秘書処公函、国民会議廢除不平等条約宣言、内容は国民会議の議決を持って国民政府に期限付きで各国政府に一切の不平等条約を取り消す交渉をするように求め、且つ、国民会議の名義で不平等条約廢止の宣言を行おうとするもの。

- (2) 民国 27 年から 29 年、各地占拠に伴う日本軍による租界に対する干渉とそれへの対処
- d, 七七抗戦後日本対上海公共租界種々要挾(全 1 冊) 外交部、民国 28, 4~11 月
- 上海を中心に、天津、重慶の状況を含み、外交部責任者の英大使との意見交換や協力要請、一部米大使との意見交換もあり。
- 日本同盟電、日方向工部局要求主要者有三、一、懸旗問題、二、改革租界之機構、三、土地章程問題
- 28 年 5 月分工作報告、日人對於上海公共租界種々要挾案
- 東京各報關於租界問題之論調 民国 28, 5~9 月

- (3) 民国 34 年から 38 年、日本敗戦後の各地租界の接收とそれに対する各国の対応
- e, 接收租界及使館界辦法(全 2 冊) 外交部、民国 34, 7~37, 7
- ・厦門租界の現況と戦勝後の接收プラン、民国 34, 7
 - ・九龍交渉経過、民国 34, 8, 25
 - ・接收上海公共租界大綱、民国 34, 9、 接收上海公共租界及法租界大綱
 - ・接收公共租界及専管租界原則大綱案、民国 34, 10, 8
 - ・接收租界及北平使館界原則大綱案、租界及使館界官有資産與官有義務債務清理委員会組織大綱、民国 34, 11, 16→接收租界及北平使館界辦法、11, 24 公布
- 第一条、①本辦法の適用範圍、甲、公共租界—上海、厦門、乙、専管租界—天津英、仏、

伊、上海仏、広州英、仏、漢口仏、丙、北平使館界②各地日本租界の接收は本辦法の範囲外であるが、日本租界にある盟邦及び中立国の公私産業についてはその限りでない。

中国国民政府は、自らの主導権によって長年の懸案である不平等条約の解決—租界、使館区域の接收を一気に計ろうとしたが、英、米大使館等から、関係国と租界中の官有義務、債務について協議する必要があるとのクレームが付いた(民国 35 年初め)。

これに対して中国政府は、他に同意している国もあり今更また各国の同意を求め協定を結ぶ問題ではないと答えて、接收の手続きを進める一方で、しかし各国との間で租界接收に伴う様々な残務処理の解決に向けて話し合いの席を設けることになる。

f, 接收租界及使館(全 2 冊) 内政部、民国 35 年～37 年

g, 上海市前公共租界法租界官有財産与義務債務清理委員会常会紀錄(全 4 冊) 外交部、民国 35, 11～37, 9

清理委員会常務會議、中国人関係者の他、租界に住んだ外国人の各種權益擁護のため、英、米、仏、スイス、オランダ等の顧問が参加。同時に、2つの小組委員会をスタートさせる—前公共租界退職人員權益小組委員会、法租界小組委員会。この 3 つの會議で延々と続く中国側と関係国との權益をめぐる討論に影を落としているのは、日中戦争以来の日本の他国租界との関わりである。

1937, 日中戦争開始、各地を占領、次第に「親日」政權を組織

1941, 12, 太平洋戦争開始

(1943, 1, 英、米が中国と治外法權廢止、租界取り消しの条約を結ぶ)

1945, 8, 敗戦

日本は、敗戦により、租界にまつわる諸權利とそこで築いた財産を一挙に剥奪されたが、それに留まらず、上記期間中の他国租界への関わりを通じて、中国と関係国との租界処理を複雑極まりないものにする立役者となった感がある。

3. まとめ、国史館資料を読むことで気づいた課題

日本租界を、満鉄附屬地や旅大租借地を含めて理解しなおす。

日中戦争時の、日本の他国租界への関わり方を調べる。

1943 年の汪精衛政權に対する日本租界返還の実態を調べる。

1945 年以降の各地租界の接收情況を明らかにする。

② 中国における日本租界の歴史概観

1. 参考にした先行研究および資料

- a, 水谷國一『支那に於ける外国租界回収問題』満鉄調査課、昭和 5(1930)年
- b, 『治外法権附属地行政権問題参考資料』発行年不明 1936 年頃?、早大図書館蔵
- c, 『満鉄附属地経営沿革全史』満鉄、昭和 14(1939)年
- d, 『朝日東亜レポート(3)、支那の租界』朝日新聞社、昭和 14(1939)年
- e, 植田捷雄『支那に於ける租界の研究』、巖松堂書店、昭和 16(1941)年
- f, 川島真「領域と記憶—租界・租借地・勢力範囲をめぐる言説と制度」貴志俊彦等編『模索する近代日中関係—対話と共存の時代』、東京大学出版会、2009

他に活用できる資料として、

- g, 軍関係者による情報収集の記録、例えば、宗方小太郎の日記と海軍宛て報告、大里「上海歴史研究所蔵宗方小太郎資料について」神奈川大学『人文学研究所報』No.37、2004 年、および日記解説記録明治 21～31 年分は同所報No.37、40、41、45 に載る、『宗方小太郎文書』原書房、昭和 50(1974)年
- h, 『外務省警察史』外務省外交史料館蔵、不二出版復刻
- i, 各地居留民団の記録、例えば、『天津居留民団 30 周年記念誌』1940 年、『上海居留民団 35 周年記念誌』1942 年
- j, 中国に進出した日本企業の記録、例えば、『内外綿株式会社五十年史』1937 年、『旧三菱商事全史』第七巻場所史、第七分冊華中、華南編、1988 年
- k, 『同仁』『同仁会報』同仁会、明治 39(1906)年～昭和 19(1944)年、途中多少の空白期間あり
- l, 大阪朝日新聞富士倉庫所蔵写真資料

2. 租界・租借地・鉄道附属地など

- ・中国国内において列強が設定した空間的な利権。租界・租借地・鉄道附属地・公使館区域などがある。
- ・租界—主権は中国に属しながらも、その中国側の行政権が行使されない、あるいは極めて限定的な、外国政府あるいは外国人に長期間貸与された地域、中国には「国中之国」の表現がある。ほかに、警察権、管理権も中国に属する自開商埠(「自管租界」)がある。1842 年南京条約以後。
- ・租借地—中国の潜在的な主権が認められるだけで、租界よりも主権譲渡の意味合いが強いが、当該地域の人民を臣民として統治下におく植民地とは異なる。土地だけでなく、海に接していれば、周辺海域をも租借する。1898 年ドイツ軍が膠州湾を占拠して以後。
- ・鉄道附属地、1896 年中露間の「東清鉄道建設経営に関する契約」締結以降。

- ・公使館区域、1901年義和団事件処理の条約によって。
- ・外に勢力範囲がある—中国が一定地域をいずれの国にも割譲しないことをある特定の国に対する宣言することによって生ずる。中国側の定義では、「特殊な領土的利益もしくは優越、又は排他的通商及び投資の特権を享有する」。日清戦争以後、例えば、1898年日本が福建省に関して要望した内容。

3. 日本租界の歴史

a, 前史、西欧列強による租界の形成

- ・アヘン戦争後の南京条約 1842 年により、広州・厦門・福州・寧波・上海5港を開港、皮切りの上海にはイギリス、次いでフランス、アメリカが租界を置いた。
- ・第二次アヘン戦争中の天津条約 1858 年で、漢口・九江・南京など 10 港を開港。うち、漢口、九江等に置いた。北京条約 1860 年で、天津を開港、複数の国が租界を置いた。
- ・各国が租界を形成する過程で、戦勝国の立場で特権を中国に強いる傾向が強くなり、また、中国の内乱等を利用して、特権や租界地の拡張をはかった。
- ・明治初年以來、日本人は上海をはじめ各地に出かけて、主には他国が開いた租界に住んで、商取引を模索した。
- ・日本政府は、各国の租界形成、清国政府との交渉経過などを知る十分な時間があり、各国の中国への進出の仕方に批判的であった。

b, 日本租界の形成

- ・日清戦争、下関条約1895年により、重慶・蘇州・杭州・沙市の開港を認めさせ、専管租界開設の準備を開始する。蘇州と杭州には 1897 年、沙市には 1898 年、重慶には 1901 年に開設した。
 - ・1896 年の「日清通商航海条約」で、上海、天津、漢口、厦門での租界開設を認めさせた。天津と漢口には 1898 年、厦門には 1899 年に開設した。上海の場合は、当局と交渉するが、途中で断念した(1897～99 年)。
 - ・他に、福州に 1899 年開設した。さらに、1902～3 年広州に設ける交渉をしたが、実現しなかった(「広東広州日本租界案」台湾・中央研究院近代史研究所蔵)。
- 以上の租界地、とくに重慶、杭州、漢口、上海に関する清国政府との交渉過程については、『中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海』(2 頁目録)を参照のこと。
- ・総じて、日本は下関条約で認められた 4 地の他にも、他国が開設している都市には可能な限り置くことを追求したようであるが、各地当局との交渉の末、条件の悪い土地に割り当てられることが多く、あるいは条件が合わずに開設を断念することになった。なぜそうなったか、清国側の交渉経験の蓄積、外国の特権への住民の反発、他国の租界がすでに条件の良い土地を占めている、などの理由が考えられる。
 - ・租借地としては、旅大(旅順・大連)は 1905 年日露戦争勝利後、膠州湾は 1914 年ドイツ戦

の勝利後に置いた。

・鉄道附属地としては、南満州鉄道関係の營口、安東、奉天等に 1905 年から置いた。

c, 日本租界のその後

・未発達な租界と一定の発展を遂げた租界へと早くから分かれていった。

・下関条約で認めさせた 4 地中、重慶、杭州、蘇州はいずれも城内(町の中心)から離れた場所に租界があり、かつ城内での商業活動が禁止、ないし制限されたことから振るわず、そこに進出する企業や個人は少数にとどまり、重慶、杭州とも多い時でも 100 名を越える程度、蘇州はもっと少なかった。杭州では城内に店を出している日本人を追い出す運動が 1910 年に起こっている(大里「杭州『大井巷事件』の顛末」、神奈川大学人文学研究所編『日中文化論集』、2002 年参照)。沙市の場合はとくに租界の体を為さなかったといわれているが、1898 年春、租界開設を目前にして「沙市事件」という住民の暴動事件が起こり、日本領事館などが焼かれて、領事以下が漢口に避難することがあり、始めから発展の芽を紡がれたということもあろう。福州、厦門の場合は、最初から租界での活動は存在しなかったといわれている。

・他方、一定の発展を遂げた上海、天津、漢口の場合は、いずれも工商業が活発に展開されている交通の要地で、租界を開く前から日本人が少数ながら貿易や商店等の活動を展開しており、開いた後には徐々に各種の企業が進出して、日本居留民団のまとまりも形成されていった。

・1920 年代には中国に民族運動が起こり、30 年代初にかけて租界回収の動きが強まった。長江流域に住む日本人は上海か日本に避難し、中国人の「排日」行動に反発して、満洲事変、上海事変と続く中で、ますます反発を強めていった。

・1937 年に日中戦争が起こり、中国各地の日本人が一斉に帰国した。状況が一段落してから戻っていき、新たに大量の日本人が租界を含む各地に入っていった。未発達な租界の場合は、この時期にどっと城内に入り、一部は租界にも入っていき、かつてなかった活気を呈することになる。但し、この時重慶租界は閉鎖して全員が引き揚げた。

・1937 年、満鉄附属地の行政管理権を「満洲国」に返還し、43 年には、日本租界および占領した他国租界を汪精衛政権に返還した。

・1945 年夏、日本は敗戦して、それまで維持してきた諸々の特権は反故にされ、資産は没収された。

d,まとめ

・中国における日本租界の歴史を 3 段階に分けて考える。第一段階は、1896～1905 の開設期、第二段階は、それ以後 1931 年の満洲事変勃発あたりまで、第三段階は、それ以後 1937 年の満鉄附属地返還を経、43 年の租界返還を経て 45 年敗戦まで。

・いずれの段階においても、日本政府は西洋諸国の租界経営は乱暴で間違っていたが日本は違うと考えて中国に対しており、その考えを前提にして多くの日本人が移り住んで敗戦

に至ったのである。

・ここで日本人の租界観を2例あげると、
沙市事件の際、宗方小太郎が海軍宛てに出した報告「若し今回の事件を藉りて口実となし、不当の要求を試み、独、露、仏、英等諸暴国が清国に対する酷虐なる手段と同轍に出るが如きあらば、却て我が懐柔の本旨に戻り、帝国の威武を失墜する者」(報告第三十四号、『宗方小太郎文書』)

植田捷雄が1941年に出版した『支那に於ける租界の研究』の序文での書き出し部分「支那における租界百年の歴史はそのまゝ欧米列強の対支侵略史を反映せるものといふことが出来る。これを換言すれば、欧米勢力の消長は即ち租界の盛衰である。かゝる意味において、今次の日支事変により支那における欧米勢力が全面的退讓を余儀なくせしめられんとするに至りたることは正に租界の運命にとって未曾有の大事といはなければならぬ。また、一面において租界問題の解決は日支事変の処理、引いては東亜新秩序建設に不可欠の条件なりとせられる以上、新秩序建設の中樞たる我国がその衝に当るべきはいふまでもなく、それだけ我国において租界の基本的研究が今日程要望せられる秋はない。然るに、租界の内容は啻に各国の權益相錯綜するのみならず、欧米列強が過去一世紀に亙る長日月を以て漸次築き上げたものであり、幾多の条約、取極、慣習の堆積であり、支那の対外問題の中、最も複雑なるものといふも敢へて過言ではない」

日本人が見た上海

- 『上海案内』の世界 -

孫安石(神奈川大学)

- ・租界研究の成果と限界
- ・近年の中国における租界研究
 - 「上海城市社会生活史叢書」上海歴史研究所のプロジェクト
 - 上海史研究の広がり
- ・上海研究から武漢研究へ
- ・副産物としての『上海案内』研究

報告の流れ

1. 日本人と上海について
2. 『上海案内』ができるまで
3. 『上海案内』の世界—1913年—1927年
4. 上海日本商業会議所と『上海概覧』(1920年版)—新たな時代の要求
5. 日本国際観光局(JTB)と『上海』(凸版印刷株式会社、1939年)
6. 今後の課題—旅行案内書の研究

1. 日本人と上海について

いくつかの決まったパターン

- ①江戸幕府と上海派遣の「千歳丸」高杉晋作「遊清五録」
- ②岸田吟香とヘボンの『和英語林集成』の刊行
- ③日清戦争
- ④居留民団—高綱博文『「国際都市」上海のなかの日本人』(研文出版)
- ⑤1920年代—文学者と文化交流
- ⑥1930年代—上海事変と在華紡

2. 『上海案内』ができるまで

- ①藤堂良駿『上海繁昌記』1878年—訓点本
- ②遠山景直『上海』1892年—『上海案内』の原型

・「上海国」という項目

「思うに近き将来に於て禹跡神州に世界共通の上海国なるものの勦建せらる々を見ん、業に近くは公共租界行政の発達、商業機関の具備、時勢の必要に促さる々諸工業の漸次勃興せんとすあり、江南の富を一団とせる金陵蘇杭を連ぬる鉄路あり、その前途の多望多事なる真とに似て侮るべからざるの資質を具有せり。遠くは即ち人種の混血風俗および生活の親和是なり。」

・「上海国語」という項目—江蘇浙江の国語—Pidgin-English

・旅行ガイドブックとしての情報の確かさ—列車時刻表の掲載

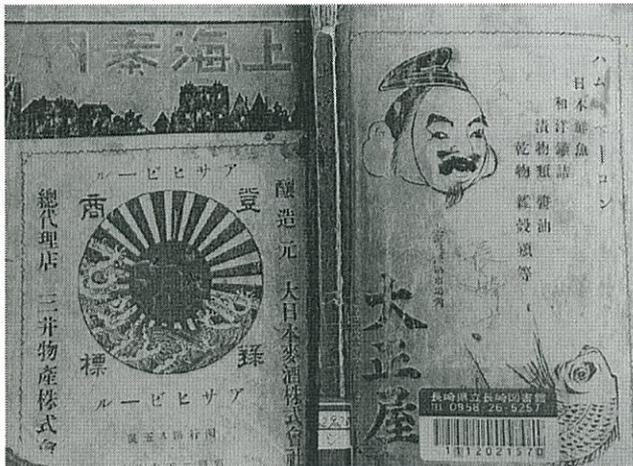
3. 『上海案内』の世界—1913年—1927年

島津長次郎(島津四十起)は明治4(1871)年に兵庫県淡路島に生まれ、28歳で上海に渡航し、幾度か職業をかえた後、華中地域を売薬のために行商し、1912年に出版行を志したという。島津の孫娘・片山悦子氏は、祖父のことについて「祖父の経歴について、日本出身の老上海人として有名な内山完造と非常に似ている、と人は言います」と回想している。(『上海スーパーシティ』)
和田博文「上海在留日本人の出版活動」(『アジア遊学』—第62号、上海モダン特集)

島津長次郎と上海の出版『支那在留邦人人名録』(1913年～1944年)と『上海案内』(1913年～1927年?)の発行

	発行年	発行兼編集人	印刷所	発行所
第1版	1913年1月11日	島津長次郎	蘆澤印刷所	金風吟社
第2版	1913年11月20日			
第3版	1914年4月10日			
第4版	1915年1月1日			
第5版	1915年9月25日			
第6版	1916年5月25日			
第7版	1917年3月30日	嶋津長次郎	堀越日進堂	金風社
第8版	1919年12月1日			
第9版	1921年2月5日	島津長次郎	蘆澤印刷所	金風社
第10版	1924年5月31日	島津長次郎	蘆澤印刷所	金風社
第11版	1927年5月18日	杉江房造	蘆澤印刷所	日本堂

『上海案内』第1版(1913年)



目次構成は、最初に上海の沿革と領事館、そして、郵便局、銀行について述べた後、上海の日本人小学校、居留民団、上海名所十二カ所などに関連する情報を提示し、「陸上交通」「外洋航路」中国国内の各種航路について触れ、付録として「上海居留民案内付属電話番号」、そして蘇州案内、広州案内、寧波案内を掲載している。

上海案内の幾つかの記事を紹介してみる。

まず、日本人コミュニティの中心をなす「日本小学校」については、明治13年頃、上海の東本願寺別院内に毎月数回開かれた講話会が3年後には親愛会に発展し、上海の日本人に算術読書を教授したことから始まり、明治40年9月の居留民の設立に伴い学校の運営が居留民団にゆだねられ「現在の生徒数は男253名、女213名のうち幼稚園生徒、男24名、女子19名である」と記述している。

また、後の上海日本商業会議所の前身である実業協会については、

「実業協会は明治44年11月の組織にして、其の規則第2条に会の目的は左の4項を載せてある。一、上海に於ける商工業の発達を図り之に必要な方案を調査すること、一、上海に於ける商工業の利害に関し意見を表示すること。一、上海に於ける商工業の状況及び総計を調査すること。一、会員の委嘱に因り商工業に関する事項を調査すること。(中略)実に帝国商圏の拡張を図る一大機関で吾人は上海居留民の頭脳とも称す可き此協会あるを誇とするものである。」

さらに、『上海案内』には、当時の日本人の上海での生活を鋭く描いた記事も多い。例えば、「湯屋と悲しみ」(『上海案内』第1版)には次のような記事がみえる。

「日本人の植民生活に付纏(つきまと)うものは畳と沢庵と風呂桶とである。畳は非文明的であるが一日奮闘の体を畳の上であぐらをかいて繕に向かう時の心持は神に接する如なイアンで日本人はどうしても此畳を離れ得られない。又沢庵は貧しい如であるが食後の此一片がなかったならば如何な珍珠も打ち消さるる如な思がする。湯に至ってはよく日本人の清潔を好む性情を露わしている。是なくては如何な植民地の果でもすごし得られないのである。」

同記事によれば上海に日本人向けの湯屋ができたのは明治38年の海寧路の岡田雑貨店に4、5人が入れる男女混合がはじまりという。この湯屋は翌年には簡易の暖簾を掛けた天狗湯、清瀧湯へと発展し、当時五〇〇〇名と言われていた上海の日本人居留民の間で湯屋がホーラクしたという。

そのほかに、『上海案内』は、日本人の生活の他に中国人や欧米人の生活にも強い関心を寄せていた。

支那料理の項目

「支那に足を踏み入れたものは否やでも応でも此支那料理に馴染まねばなるまい。(中略)蓋日本料理は墮落的にして非文明的である。支那料理は時間的にして規則的である。支那領事は一時も裕余をして居られない。一品がテーブルに運ばれる々や同席者の一人が一箸を入れば他人の七人若しくは九人が一箸を染めないでも次の料理の運ばれる々時は如何に惜しむとも甲斐なく持ち去られる々のである。(中略)」

そこで筆者は中華料理を食べる人に「最初から猛に食らって後の真の美味しい料理の出る時には最早満腹で肝心の珍味を箸をも着けずに見す運び去らる々遺憾と滑稽を演ぜねばならぬ事が多いから君子宜しく未来の計を卓上にめぐらし満を持して放たざる底に進まねばならぬ」と付け加えている。

また、欧米人の一大娯楽であった「競馬」の項目については次のように述べている。

「上海に於ける外人の最大娯楽は競馬の外にはない。(中略)其の四日間は上海の外国商館及び日本の重だつた会社は皆休業する。外人の是に熱中することは非常なもので毎年競馬の前月は店の支払を延べたり、甚だしきは自分の妻を質にたいて資金を拵へたと云ふ人の話を聞いたこともある。(中略)競馬は上海の空気を色濃く彩る一大上海日である又上海の命とも言へ如う。」

著者は競馬という賭博で巨万の富を築こうとする欧米人の生活ぶりを上海の命に比喻している。

『上海案内』の出版までは様々な苦勞があっただろうことは容易に想像できる。島津は「編輯の後に」のなかでその苦勞を次のように述べている。

「友人知己の助力に依って出来たものはこんな杜撰なものであるのは期待された人々に叩頭せぬばならぬ。しかし、来年発行の分は其欠を補い完全なものに仕たいと思って居る。在留民案内などは二三度細則を受ける迄調べたものであるが、夫で居て実に疎漏なものであるのも謝せねばならぬが之には少なからぬ勞力と費へとを要した。(中略)大部分の費用を分か割られた総頁数は最初百頁位の予算であったのが、此二百余頁のものとなった。」

とくに、当初は『上海案内』を発行を年末に予定したのは、さらなる困難を招いた。

「印刷所からは火花を散らす如な年末多忙の際頁数の増へたのは好ましくないと主客転倒の小言に遭う始末で昨年十二月十五日発行が二十日となり二十日が二十五日、二十五日が終に本年一月六日、六日が又も十一日と言う逆待に逢ったのは編集者を甚く困らしめた。」

しかし、この上海案内の出版には一部の人は協力的ではなかったようで、「在留民案内……中には冷淡であったのや掲載を断れた会社などもあったのは何日までも行かんとするところである」という記載が見える。

『上海案内』第7版(1917年)の目次

上海現今、行政、財政、衛生などの部門に分けて記述している。租界と工部局の行政全般に関する紹介が以前の版本に比べれば圧倒的に補強されていることがわかる。

例えば、「工部局警察」という項目には共同租界やフランス租界の警察所(巡捕房)の所在地と電話番号は言うまでもなく、欧米人が担当している警察部長、警務部長、一等警視、二等警視に続いて、外国人騎馬警部、中国人巡查部長などの職名と年額の給料までを提示している。

また、外国人と中国人の間の法律問題を解決するために設置された共同租界とフランス租界の会審衙門(Mixed Court、混合裁判所)の組織と訴訟の手続き、審理の方法と判決、判決執行の方法、上告裁判と欠席裁判、用語と用文などについても多くのページを割いて紹介している。

中国の商慣習について紹介する「看板」という項目は注目に値する。

「支那は何処までも粉飾の国である。商家の看板の如きもその一で店頭振はざるにも拘わらず看板に巨費を投じ金色燦爛たる素晴らしきものを掲げてある。繁華なる街に入れば両屋の看板空を蓋ひその彫刻の美、燦然たる金色恰も宮殿を行く思の所がある。人眼を惹くには眩い程金色を塗り立てて、コケ威しに脅すがよいとは支那人の理想らしい。」(『上海案内』第7版、174頁)

また、旅行案内書としての機能を果たすものであるから定番の中華料理について詳しく紹介するのは勿論であるが、そのほかの項目として「蟹」という項目が新たに設けられている。

「終に料理ではないが料理に付随した秋の蟹を是非紹介して置かねばならぬ。(中略)日本のカラスミ、海鼠腸なども珍味として酒徒の賞美して置かないものだが秋の支那蟹はそれ以上で一度之を味わえば忘れられない程の美味を持って居る。(中略)蟹は長江沿岸何処でもあるが上海附近では蘇州に近き唯亭洋澄河の蟹が最も甘いと言われて居る。」

「悪車夫」(『上海案内』第7版、216頁)

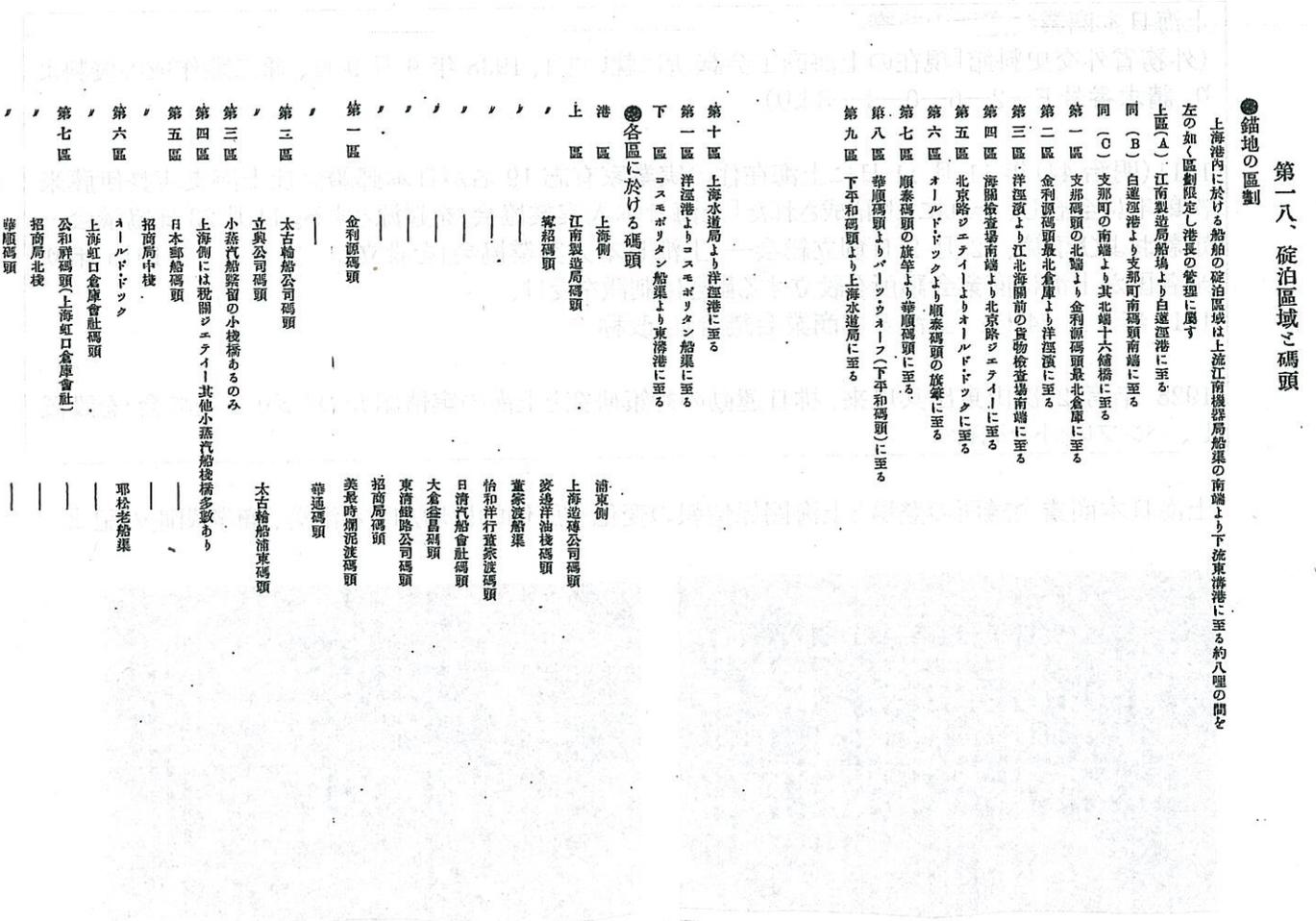
「彼等の目指す所は料理屋の客である。料理屋より出る客は皆金を持って居る。若し金がないにしても時計指輪類は必ず持っているし、良い服も着て居る上に帰る時は必ず酔って車上で寝て何処に曳き行くかも覚えのないのを幸に車を人通稀な場所に曳き込み同類相集まり車上の酔客の所持品を強剥するのである。」

『上海案内』はこの第7版の刊行をもって上海を中心とした華中地域の案内書をひとまとめにし、華北の北京、天津などを取り入れた中国案内の集大成をなそうとした。この間の事情を「上海、漢

上海日本商業會議所の加入商社

三井洋行	正金銀行	郵船会社	住友銀行
台湾銀行	三菱商事	三菱銀行	住友洋行'
南滿鐵道	日清汽船	大阪商船	三井銀行
朝鮮銀行	江商会社	日本棉花	内外綿会社
日華紡績	古河公司	鈴木洋行	伊藤忠商事

①停泊区域と指定埠頭の情報—上海港灣局(欧米)により管理される上海港における船舶の停泊区域に関連する情報



第二四、紡績業

●支那紡績一覽表

支那紡績一覽表	會社名	國籍	資本金	工場	運轉總數	織機台數	所在地
三新支那	公益紗	同	二,一〇〇,〇〇〇弗	第三工場	六五,五二〇	一,一〇六	上海
東方紡	老公茂	同	一,〇〇〇,〇〇〇兩	第四工場	二五,三七六	五〇〇	上海
楊樹浦	怡和	同	一,五〇〇,〇〇〇兩	第五工場	四〇,〇九六	二五〇	上海
川崎紡	南滿紡	支日	五〇,〇〇〇,〇〇〇圓	第六工場	七三,九五二	五八〇	上海
大華紡	天津紗	同	一〇,〇〇〇,〇〇〇圓	第七工場	五五,六三二	四一六	上海
東華紡	日支紡	同	二,〇〇〇,〇〇〇圓	第八工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	富士紡	同	三〇,〇〇〇,〇〇〇圓	第九工場	六〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	山本紡	同	(同上)	第十工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	大日本	同	(同上)	第十一工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	鐘淵紡	同	(同上)	第十二工場	五〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	東洋紡	同	(同上)	第十三工場	五〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同興紡	同	(同上)	第十四工場	六〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	豐田紡	同	(同上)	第十五工場	六〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第十六工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第十七工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第十八工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第十九工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十一工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十二工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十三工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十四工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十五工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十六工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十七工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十八工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第二十九工場	二〇,〇〇〇	—	上海
日支紡	同	同	(同上)	第三十工場	二〇,〇〇〇	—	上海

・上海に進出する企業関連の情報が蓄積され始まるきっかけ。
 このような商工業関連の情報は上海日本商工会議所『上海内外商工案内』(1935年)としてさらに
 詳しさを増していく。

1935年現在一會員 103 社、贊助商社 93 社を数える組織に成長。
 年額合計 33892 弗の収入～年額で新規予算 4200 弗の補助金を外務省に要求。
 上海商工業者の代表団体として対内的には上海邦人商工業者への指導機関であり、対
 外的には中国と欧米各国の商業會議所との連絡機関

⇔日本国内の商工会議所との違い—公法人ではなく、「會員組織」であること。

1936年から日本政府から補助金を交付される(命令書、1936年12月23日)。
 1941年12月10日、決議文(堀内総領事から東郷外務大臣宛ての第2254号、秘電文)
 我上海日本商工会議所は其の全機能を挙げ以て軍官当局に戮心協力して此の未曾有の国難打
 開に邁進せんことをきす。

- (2) 軍の陣地の判然たるもの
- (3) 弾薬其他軍需品の集積状況
- (4) 其他警備司令官(若くはこれに準ずる部隊長)の禁止せる地区
- (5) 其他軍の機密を漏洩する虞あるもの
- 2. 逆宣伝に市政せらるるもの
 - (1) 残虐性を感じらるるもの
 - (2) 不軍規なる状況を感じらるる写真若くは日本軍の戦意を失いたるが如き感を抱かしむるもの
 - (3) 国際法違反と感じらるるもの(外国権益地内における行動など)
 - (4) 公共施設を破壊するもの
 - (5) 戦死傷の写真にして悲惨なる感情を惹起せしむるもの
 - (6) 支那軍の宣伝用伝単若くは文章

6. 今後の課題—旅行案内書の研究

- ・その他の地域との比較—天津、大連、満州国、朝鮮
- ・現地の日本企業の広告

租界と漢口租界

袁継成(武漢 中南財經政法大学)

一、租界は侵略戦争と不平等条約の産物である(概要)

19 世紀中葉以来、列強は狂気じみた中国侵略を行い、不平等条約を利用して中国の沿海と内地で多くの「租界」という名の区域を制定し開設した。

最も早く中国に対して侵略戦争を発動し、かつ不平等条約によって中国の上海で租界を制定開設したのはイギリスである。以後英仏連合軍による中国の侵略に伴い、さらに日清戦争、そして八国連合軍による中国侵略戦争で、13 の国が中国の 10 の都市で共同租界を 2 か所、各国の専管租界を 22 か所設けた。最も大きい上海租界区域(共同租界とフランス租界)の面積は 5.33 万ムー [=3,553 ヘクタール]にもなったことがある。専管租界が最も多い国はイギリスで、6 か所、その次が日本で、5 か所である。天津は租界地保有国がもっとも多く、イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、日本、イタリア、ベルギー、オーストリアの 8 か国の租界がある。漢口がその次で、イギリス、ドイツ、ロシア、フランス、日本の 5 か国である。

二、租界は列強の中国侵略と略奪の罪証である(概要)

租界は不平等条約の産物であり、列強の中国の経済に対する略奪、政治制御と植民地文化浸透の前衛拠点である。その存在は中国人にとっては恥の標である。具体的にいうと、第一に、中国領土の主権侵害である。第二に、中国の内政干渉である。第三に、列強の中国侵略と干渉の基地となった。第四に、中国の対外貿易をコントロールし、金融、港運を独占し、中国に対する経済侵略を拡大した。第五に、汚い物を隠す場、犯罪者と冒険家の楽園となった。

しかし、世界の万事万物は複雑極まりないものである。租界自身が両刃の剣である。それは恥辱の標であり、苦難の落とし穴であり、外へ出ない中国人に侵略者の貪欲な夢と残虐横暴さを見せつけ、近代文明の進歩と発展を見せつけて、自分の遅れや足りなさを知らしめて、自分と国家のあり方を変えなければと決心させたものでもある。苦難というのは常に進歩・発展に伴うものであり、これは、歴史上に稀にみる独特でまた繰り返し現われる現象である。客観的にいうと、まず、これは近代文明を示す窓口である。次に、これは客観的に中国の自然経済の解体と商品経済の発展を促した。第三に、これはまた中国の進歩的、革命的な人々の活動を擁護し受け入れた。第四に、これは都市建設と管理の見本であった。これらはみな租界当局の本意ではなかったものの、これが中国の近代化の誕生や発展に与えた影響は客観的に存在

していた。人類文明の発展というのは、いつも程度の高いものが勝利して程度の低いものによって代わる。租界が示した先進的な生産方式や先進文化は、必然的に中国の立ち遅れた生産方式と時節に合わない文化を変えさせ、影響を与えた。租界の性質と役割については、歴史的、全面的に観察する必要がある。片方だけに固執すると、必然的に偏ってしまい、全面的で正確な歴史的な位置付けができなくなってしまうのである。

三、漢口の租界の設立と回収

1) 漢口租界の設置と拡張

明朝の初めまで、漢水は今川床から長江に入っていたのではなく、現在の漢口は漢陽の一部であり、葦が生い茂るどうにもならない荒地で、狩人と漁民の生活の場に過ぎなかった。明朝の成化年間(1465-1470年)に暴雨による災害が襲い、漢水は漢陽の排砂口、郭茨口で堤防が敗れ、土砂流が東へと流れ、現在の亀山以北で長江へ合流したが、新しい川筋は地盤が広く、川床も比較的深いので、漢水の長江合流のメインルートとなり、漢水の長江合流が安定しなかった歴史に終止符を打った。これより漢陽は二つに分かれて、川の南側は依然として漢陽といい、川の北側は漢口、夏口といい、清末までどちらも漢陽県の管轄であった。

「水の優位性を得て、天分に恵まれた」ことから、(1)中国経済の中心が南へ移行し、(2)鎖国の中国は内地へと発展するしかなく、(3)しかも、船を主要な交通工具としていた時代において、漢口はたちまち「四大名鎮」のトップで「九省に通ずる要衝の地」となった。アヘン戦争前までに既に「十里に帆柱が街のように立ち並び、万家の灯火夜通し明かるい」、「十里の長い街に八つの港があり、陸に車やかごが多く水に船が多い」繁華街となっていた。このような地理的に恵まれて商業が繁栄したことから、世界中で市場を探し求めている西側侵略者を自然と引きつけることになった。イギリス駐華公使の阿里国の回想によると、英仏聯合軍が第二次アヘン戦争を起こし、清朝政府に天津条約の締結を迫った時、さらに多くの港湾を開放し、かつ、揚子江流域を漢口まで開放するように求める声は一致しており、それは鳴り響かんばかりだった。1858年6月に締結した天津条約で、漢口などの港を対外開放すると定められた。第二次アヘン戦争が1860年10月に終結すると、イギリスは1861年3月に漢口で通商することを宣言するとともに、湖北布政使の唐訓芳と「漢口租界條款」を取り決めた。当時、漢口の繁華街は漢正街、長堤街から黄陂街、前・後花楼まで発展しており、條款では花楼巷から東へ8丈の場所から、甘露寺の関所東角まで長さ250丈、深さ110丈、計458.28ムー(=30.55ヘクタール)の区域をイギリスの漢口における租界地とした。毎年の地租と人頭税は僅か年貢米92両6銭7分2厘であった。これが漢口で最も古い租界である。1864年に捻軍と洪水の防御のために、漢陽知府の鍾謙鈞が主宰して礪口から沙包まで11華里(=5.5キロメートル)の長さの漢口城壁を建造し、玉帯、便民、居仁、由義、循礼、大智、通済の七門を新たに造り、もともと漢口城外に位置したイギリス租界は城内に組み込まれることになった。日清戦争の後、ロシア、ドイツ、フランスが「干渉して遼寧半島を返させた」功を頼みとし、ドイツが先ず騒動を起こし、1895年に漢黄徳道を漢口城壁の通済門の外に画定し、長江沿いに李家塚まで長さ300丈、

深さ 120 丈、敷地面積 600 ムーの土地をドイツ租界とした。ロシア、フランスは 1896 年にイギリス租界より下の城内に両国の租界を画定した。ロシア租界の敷地面積は 414 ムー6 分 5 厘で、フランス租界は 187 ムーである。日本も遅れてはならじと、1898 年にドイツ租界より下の 100 丈、西側は鉄道付近までの 247.5 ムーの土地を自らの租界とした。これ以降イギリス、ドイツ、フランス、日本はいずれも清朝政府に漢口における彼らの租界の拡張を迫った。イギリスが先ず租界を城内の官地まで 5 丈のところまで拡張して、面積を 337 ムー5 厘増加させ、また、漢口の大地主である劉歆生と内々に取引して、現在の鄱陽街から中山大道の江漢路一帯の土地及び揚子街辺りを獲得し、新たに百ムー余りの土地を手にした。ドイツは租界を通済門の辺りまで広げ、36.83 ムー増加させた。フランスは租界を城外の鉄道から 60 丈の所までの拡張を要求し、総面積は 492 ムーに達した日本は租界境界を北へ拡張させ、総面積は 622.75 ムーとなった。フランスと日本はまた他の不法手段で土地を占拠した。第一次世界大戦前には、大体现在の江漢路より下の、長江と現在の中山大道の間、江漢路と合作路がイギリス租界だった。合作路より下、一元路の間が露仏租界で、フランス租界の西側は黄興路、友誼街一帯まで、一元路から六合路の間はドイツ租界、六合路より現在の劉家琪路と麻陽街の間が日本租界だった。租界の総面積は 4000 ムー近くあった。面積が最も大きいのはイギリス租界で、そこは銀行、外国商社の密集地でもあった。各租界は上海を模倣して、工部局、警察署、同業者組合事務所および義勇隊があり、日本の場合は居留民団があった。

2) 外国人の漢口租界地における経済活動

租界設置後、外国商人、宣教師が相次いでやってきて、輸出入貿易の発展は加速した。総じて 20 数か国が漢口に領事館を設けた。現在の租界地の跡地に痕跡を残している領事館の建物にはイギリス、ロシア、フランス、ドイツ、日本などのものがある。1862 年 1 月 1 日、漢口に江漢関が設けられ、翌年より総ての輸出入貨物から税を徴収した。1865—1894 年まで、対外貿易高は 21 年間全国第 2 位、8 年間第 3 位(上海、広州あるいは天津に次ぐ)、1 年だけ第 4 位だった。張之洞の「新政」後、江漢関が扱った貿易額は、1901 年に一億両を突破し、1903 年には 1 億 6,717 万両に達した。日本の駐漢口領事の水野幸吉に至っては、驚きのあまり漢口は「清国の二番目に重要な港であり、上海の大台に上り詰めようとしている。観察する者は東洋のシカゴだと絶賛している」と語っている。1895—1914 年、江漢関の貿易額は 12 年間全国第 2 位、4 年間第 3 位であった。1915 年は 2 億両を突破し、1928 年は史上最高の 4.4 億両に達した。1915—1928 年までは、9 年間全国第 2 位、5 年間第 3 位であった。当時列強は工業社会であったため、漢口に集中していた農副産物と特産品の購入を必要とし、かつ漢口に工業製品を輸出し、さらに各地へ転売した。当時漢口の主な輸出品は、茶葉、桐油、綿花、卵類、皮革、ペイント、豆類、鉱産物及び漢冶萍公司の鉄鋼、雲南個旧の錫、湖南長寧水口山の鉛や亜鉛であった。主な輸入品はガーゼ、石油、砂糖、タバコ、金属機械であった。これらの貿易は全て不平等なものであったが、武漢と武漢周辺の経済を活発にし、発展させたのは確かであり、自然経済を解体させ、漢口が中国中部で栄える助けにもなった。

漢口が開港する前に、すでにロシアの商人がお茶の買い付けに来ていた。租界設立後、最も早く開かれた外国商社はイギリスのジャーディン・マセソン、プロイセンの C.Melchers GmbH である。ロシア商人は漢口で順豊洋行を設立し、また羊楼洞羊楼司一帯で工場を開き磚茶を製造した。1891 年までに、漢口の外国商社は 27 社あった。そのうちイギリスは 12 社、フランスは 6 社、ロシアは 4 社、アメリカは 3 社、フランスと日本は各 1 社であった。1924 年になると漢口の外国商社は 168 社まで増え、そのうち日本は 75 社で一躍第1位となり、イギリスは第2位で 44 社、アメリカが第3位で 13 社、フランスとロシアが各 11 社である。外国商社の本社は一般的に本国か香港、上海にあり、漢口は支社あるいは支店であり、その下に子会社または販売拠点が設けられていた。ロシア商社が磚茶貿易を独占し、イギリス商社はガーゼ、石油、綿花の輸出で先んじ、ドイツ商社は金属機械、染料の輸出、皮革、卵製品、桐油の輸出の面で先んじていた。アメリカは石油の輸入を独占し、日本は綿花、雑穀、豚毛の輸出の面で後に上位に入り、ガーゼと食用砂糖の輸入の面でイギリスと競争した。

租界の中で最も影響力のある外国商社はイギリスのジャーディン・マセソン、バターフィールド&スワイヤーであり、主に運輸に従事した。亜細亜洋行は石油の輸入を扱ったが、同じく石油を扱ったものに、Amhold Kerberg&Co.などがある。アメリカのエクソンモービル、テキサコも石油の輸入を行った。ドイツの C.Melchers & GmbH, Carlowitz & Co., シーメンスは主に特産品の輸出を扱い、卵工場や胡麻工場、皮革工場、油精製工場を設け、金属機械、燃料、兵器を輸入した。フランスの立興洋行、永興洋行は特産物の輸出を行い、いくつかの輸出製品の加工工場も設立した。ロシアの順豊洋行、Asiatic Trading Co., 阜昌洋行は磚茶を扱い、後にはいずれも漢口で磚茶加工工場を開いた。日本の日清会社はいくつかの会社が合併してできた大手船会社で、ジャーディン・マセソン、バターフィールド&スワイヤーと競合し、また同時に共同して中国の輪船招商局を牽制した。その他日本の有名な商社としては、三井、三菱、日信等があった。

輸出入の為替の必要により、各国は租界に相次いで銀行を設立した。最も早く設立されたのはイギリスのチャタート銀行で、最も影響力があったのはイギリスの HSBC である。その他には、ロシアの Russo-Asiatic Bank、ドイツの А з и а т с к а Deutsch-Asiantische Bank、フランスのインドシナ銀行、アメリカのシティバンク、日本の横浜正金銀行などがある。租界で多い時には 20 社の外資または中外合弁銀行があった。横浜正金、シティ、チャタート、Russo-Asiantic Bank、インドシナ銀行、Deutsch-Asiantische Bank6社のビルが長江沿いに一列に並び、漢口のバンド(外灘)の様相を呈していた。為替業務のほか、各銀行は預貯金、紙幣の発行、預入保管業務も営んでいた。チャタート銀行は、江漢関の指定銀行であった。租界の外資銀行が漢口の金融をコントロールし、地方政府の財政に影響を及ぼし、外国商社の中国経済の略奪に有利に働いたが、なんといっても従来の両替商的な錢庄に比べると金融業務が先進的であり、決済と輸出入貿易の発展には有利であった。

商品と人員の運送のために、ジャーディン・マセソン、バターフィールド&スワイヤー、日清といった船会社が相次いで租界で設立され、しかも徐々に中国沿海と長江における運輸を独占し、中国の民族産業を排斥するかあるいは打撃を与えた。しかし、彼らは客観的には人員の

往来と輸出入業務をさらに敏捷なものとして、武漢から「海に通じ西洋に通じ」、直接欧米や日本などの港に通じさせたのである。

3) 漢口租界の外国教会および教育、衛生

漢口租界が設置されると、外国の宣教師たちは相次いで租界に入って教会を建て、前後して 15 のキリスト教の宗派が租界で活動したが、その中に花楼堂、聖公会の主教堂セントポール堂、警世堂等があった。ローマカトリック教会で最もよく保存されているのは聖ヨゼフ大聖堂および聖母無原罪教堂である。ロシア正教会は東正教堂を残している。イギリス租界で働いているインド人はインド教会を建てた。日本人もいくつかのお寺を建てた。外国人宣教師の中には、ほかの人が伝道活動をしている機会を利用して侵略行為や不法活動を働いた人もいる。しかし、教会学校や病院は新しい知識や新しい文化を広め、人材を育てることもした。また、客観的にみて武漢の社会経済の発展と国際交流を促進した。アメリカの聖公会主教の Logan Herbert Roots は中国革命に同情し、中華民族の抗日戦争を支持した人で、中国人民の真の友人であった。彼の旧居は現在省クラスの文物保護を受けている。

布教の便宜のため、外国商社、銀行で英語に精通し、かつ一定の西側の学識と技量を具えた中国人を育てるために、外国人宣教師が相前後して武漢、特に漢口租界で各レベルの学校を開いた。最も有名なのは、ローマカトリック主教の嘉諾撒(カノッサ)仁愛会が開いたセントジョセフ学堂であり、そこには高級中学、初級中学、高級小学、初級小学、幼稚園の5段階の学校がすべて用意されていて、後にはセントジョセフ女子中学となり、現在は武漢第 19 中学になっている。キリスト教聖公会(Anglican Church (Episcopal))が開いたセントルイ女子中学は、現在は武漢第 20 中学である。租界の外に設立されたが、租界の教会と関係を持っていた天主教ロンドン会がひらいた博学書院は後に博学中学と名を改め、漢口の韓家墩へ移転し、現在は武漢第 4 中学である。イタリア天主教がドイツ球場基地において義和団事件の賠償金を用いて設立した上智中学は、現在の武漢第 6 中学である。租界の中にはかつて中国人革命家が主催した明德大学があったが、期間は短かった。教会学校は、教義の伝播と同時に、西側の植民地概念も宣伝したが、西側の近代的な自然科学と社会科学の知識をも広め、教会の為に牧師を送り込み、外国商社、銀行のために買弁と業務従事者を送ることで、客観的にみると中国社会の為に外国語に通じ、近代的観念を具え、知識と技能のある人材を育てた。教会学校は中国と西洋の文化の葛藤、交流、融合のステージでもあったのである。

「広く善の縁を結ぶ」ことで教会の影響を拡大するために、外国人宣教師はまた「仁愛救世」の名のもとで、武漢、特に漢口租界に病院を作った。最も有名なのは、イタリア天主教の神父 Epiphane Carlassare が 1880 年に作った天主堂医院(現在の武漢市中心医院)である。英、露、仏、独の四か国の工部局と欧米各国の領事館、商会がお金を集めて作った万国医院(現在の武漢東湖医院で、その元の場所は現在の武漢中医医院である)、日本はフランス租界で同仁会漢口医院を作り、後にまた日本租界に分院を作った。教会医院は洋学の知識をもたらし、一群の医療スタッフを育てた。医療関係者たちは黙々と業務について病人を助け、1931 年長

江水害にあった市民や武漢で抗日戦を戦った戦士たちを治療したこともあった。

租界の歴史上最も古い新聞は1904年創刊の英字紙『Central China Post』である。アメリカ人が創刊した『自由報』も比較的影響力があった。

1900年、漢口租界地の競馬場で「不思議な」映画を放映したのが、漢口での初めての映画上映である。そして、1902年に租界地に漢口の最初の映画館ができた。近代的な郵政電信やスポーツ活動も租界から始まった。1896年に、英租界が界外江沿いに馬の道を造ったが、それが漢口で最も古い競馬場とサッカー場である。後にも、租界外に西商競馬場とドイツ球場が造られた。

4) 漢口各租界の回収

全国の多くの租界と同様、漢口の各租界も二度の世界大戦の期間中あるいは戦後に回収された。1917年3月14日に中独が国交断絶すると、中国政府は人を派遣して漢口、天津のドイツ租界を接収管理し、8月にドイツに対して宣戦を布告した後に正式に回収した。1917年のソ連10月革命後、レーニンが中国における一切の不平等条約を放棄すると答えたが、イギリスとフランスはソ連を認めずさらにはソ連と北洋政府との関係の変化により、1925年3月2日になってやっと漢口のロシア租界を回収できた。北伐軍が武漢に入ってから、回収したドイツ、ロシア租界を第一、第二特別区とした。1927年3月には正式に漢口の英租界を回収し、第三特別区と改めた。特別区の中国人と外国人の役員数は各3人で、中国側が任命した管理局局長が役員会の主席となったのは当然のことであった。1938年8月13日に起こった上海における抗日戦[日本では第2次上海事変と呼ばれる、訳者注]の前に、日本側が一度自主的に漢口日本租界から撤退した際、「八弁」や「新弁」等を含む多くの中国側の機関が日本租界内に進駐した。1938年8月13日、抗日の闘志を奮い立たせるために、漢口市政府は正式に漢口の日本租界を回収し、かつ租界内の街の名前を日本名から抗日を意味する名称に改めた。しかし、2か月後に漢口が陥落し、日本租界をまた失う羽目になった。フランス租界は1度は中国難民の避難所となり、一挙に数万人が押し寄せた。1943年初め、日米双方が太平洋で殺し合い、双方とも中国の民心を得ようと考え、米、英は国民政府と不平等条約の廃止を約束して新たに平等条約を締結し、租界を含む中国における一切の特権を放棄した。日本も1943年1月に汪精衛政府と「治外法権の撤廃」「租界の返還」の条項を締結し、そらぞらしくも3月30日に漢口日本租界を返し、またいかにももっともらしくフランスにも見習うように求め、租界「返還」の茶番劇を演じた。1945年に日本が敗戦投降し、国民政府が1945年11月24日に「接収租界及北平使館弁法」を公布して、外国の中国におけるすべての租界地を接収すると決め、かつ、接収した租界を、元の特別区を含めてすべて各市政府の管轄区域に納めた。こうして租界という怪物は、ようやく漢口と中国で歴史の遺物となったのである。

租界与汉口租界

袁继成（武汉 中南财经政法大学）

一、租界是侵略战争和不平等条约的产物（摘要）

19世纪中叶以来，列强疯狂地侵略中国，利用不平等条约在中国沿海和内地制定和开辟了许多名为“租界”的区域。

最早对中国发动侵略战争并根据不平等条约在中国上海制定和开辟租界的是英国。以后，随着英法联军侵略中国、中日甲午战争、八国联军侵略中国的战争，13个国家在中国十个城市建立了公共租界2个，各国专管租界22个。最大的上海租界区（公共租界和法租界）总面积一度达到5.33万亩。占有专管租界最多的国家是英国，为6个，其次为日本，为5个。天津界最多，有英、法、俄、德、日、意、比、奥8国租界。汉口次之，有英、德、俄、法、日5国租界。

二、租界是列强侵略和掠夺中国的罪证（摘要）

租界是不平等条约的产物和体现，是列强对华经济掠夺、政治控制和殖民文化渗透的桥头堡。它的存在对中国人民来说是耻辱的标志。具体地说：第一，它侵犯了中国的领土主权；第二，它干涉了中国的内政；第三，它是列强侵略和干涉中国的基地；第四，它控制中国的对外贸易，垄断金融、航运，扩大对中国的经济侵略；第五，它也是藏污纳垢的场所、罪犯和冒险家的乐园……。

但世界的万事万物是纷繁复杂的。租界本身就是一柄双刃剑。它既是耻辱的标志，苦难的陷阱，又使足不出户的中国人看到了侵略者的贪婪与残暴，也看到了近代文明的进步与发展，知道自己的差距和不足，决心改变自己和国家的面貌。苦难总是与进步发展相伴，这是历史上一个奇特却又反复出现的现象。从客观来说，首先，它是近代文明示范的窗口；其次，它客观地促进了中国自然经济的解体和商品经济的发展；第三，它也掩护和容纳了中国一些进步、革命人士的活动；第四，它是城市建设和管理的样板。这些都不是租界当局的本意，但它对中国近代化的产生和发展的影响是客观存在的。人

类文明的发展总是程度较高的战胜和取代程度较低的。租界显示出来的先进生产方式和先进文化，必然要改变和影响中国落后的生产方式和不合时宜的文化。对租界的性质和作用必须历史地、全面地观照。仅执一端，必然偏颇，难以作出全面和准确的历史定位。

三、汉口租界的建立与收回

1) 汉口租界的建立和扩展

直到明朝初年，汉水都不是从现在的河床汇入长江的，现今的汉口只是汉阳的一部分，一片芦苇丛生的寥落荒洲，狩猎人和打鱼人生活的地方。明朝成化年间（1465—1470年）暴雨成灾，汉水在汉阳排沙口、郭茨口冲破堤防，滚滚东下，在今龟山以北流入长江，新的河道地盘开阔，河床较深，于是成为汉水入江的主航道，结束了汉水入江游移不定的历史。从此，汉阳一分为二，水之南仍称汉阳，水之北则称汉口、夏口，直到清末都属汉阳县管辖。

由于“得水优势，得中独厚”。1) 在中国经济中心南移；2) 闭关锁国使中国经济只能内向发展；3) 以及舟船为主要交通工具的时代，汉口很快发展为“四大名镇”之首和“九省通衢”。到鸦片战争前，已是“十里帆樯依市立，万家灯火彻夜明”，“十里长街八码头，陆多车轿水多舟”的繁华城镇。这种地理和区位优势，商业上的繁荣，自然引起满世界寻求市场的西方侵略者的垂涎。据英国驻华公使阿利国回忆：当英法联军发动第二次鸦片战争，迫使清政府“订立天津条约时，要求开放更多的口岸，并把扬子江流域开放至汉口的呼声是既一致而又响亮的”。1858年6月签订的《天津条约》，便确定汉口等口岸对外开放。第二次鸦片战争于1860年10月结束后，英国便在1861年3月宣布汉口对外通商，并与湖北布政使唐训芳订立《汉口租界条款》。当时，汉口闹市区已由汉正街、长堤街发展至黄陂街和前、后花楼，条款规定从花楼巷往东8丈起，至甘露寺边卡东角为止，长250丈，深110丈，计458.28亩的地域为英国在汉口的租界。每年只缴地丁、漕米银92两6钱7分2厘。这就是汉口最早的租界。1864年为防御捻军和抵御洪水，汉阳知府钟谦钧主持修筑了礄口至沙包长约11华里的汉口城堡，辟玉带、便民、居仁、由义、循礼、大智、通济七门，原在汉口城郊的英租界被圈进城内。甲午战争以后，俄、德、法、恃“干涉还辽”有功，德国首先发难，于1895年与汉黄德道划定汉口城堡通济门外，沿江至李家冢长300丈、深120丈，占地600亩的土地为德租界。俄、法于1896年在英租界以下的城内划定了两国的租界。俄租界占地414亩

零6分5厘，法租界为187亩。日本不甘落后，1898年划定德租界以下100丈、西到铁路边的247.5亩土地为自己的租界。这以后，英、德、法、日都逼清政府扩展了它们在汉口的租界：英国先将租界扩展至距城内官地5丈处，增加面积337亩5厘，又与汉口地皮大王刘歆生私相授受，获得了今鄱阳街至中山大道的江汉路一段地以及扬子街一片，新增土地百余亩；德国则将租界顶到通济门城根，增加土地36.83亩；法国要求将租界扩至城外距铁路60丈处，总面积达到492亩；日本则将租界界限向北扩展，总面积增至622.75亩。法、日还用其他方法非法占地。在第一次世界大战前，大体在今江汉路以下，长江和今中山大道间，江汉路至合作路为英租界；合作路以下至一元路间为俄法租界，法租界西至黄兴路东路、友谊街一带；一元路至六合路间为德租界；六合路以下至今刘家琪路和麻阳街之间为日租界。总面积接近4000亩。面积最大的为英租界，那里也是银行、洋行云集的地方。各个租界也仿照上海的模式有工部局、巡捕房、洋务公所以及义勇队，日本则设有居留民行政委员会。

2) 外国人在汉口租界里的经济活动

租界建立后，外国商人、传教士纷至沓来，进出口贸易发展很快。共有20几个国家在汉口设立了领事馆。现在在租界区尚有痕迹的领事馆馆址有英国、俄国、美国、法国、德国、日本等。

1862年1月1日，汉口设江汉关。次年开征所有进出口货物税收。1865——1894年，对外贸易有21年居全国第二，8年居第三（仅次于上海、广州或天津），只有一年居第四。张之洞“新政”后，江汉关1901年贸易额突破1亿两，1903年达16717万两。以至日本驻汉口领事水野幸吉惊呼，汉口“位于清国要港之第二，将进而摩上海之垒，使观察者艳称为东洋之芝加哥”。1895—1914年，江汉关贸易额12年居全国第二，4年居第三。1915年突破2亿两，1923年3亿两，1925年4亿两，1928年达到历史最高的4.4亿两。1915—1928年，9年居全国第二，5年居第三。当时列强处在工业社会，需要收购集中在汉口的农副产品和土特产品，并向汉口输出工业品，再转销各地。当时汉口主要出口商品的品种有：茶叶、桐油、棉花、蛋类、皮革、油漆、豆类、矿产以及汉冶萍公司的钢铁、云南个旧的锡、湖南长宁水口山的铅和锌。主要进口为纱布、煤油、食糖、烟草、五金机械。这些贸易都是不平等的，但确实活跃和发展了武汉和武汉周边的经济，使自然经济解体，也有助于汉口在中国中部崛起。

汉口开埠前，已有俄商来汉收购茶叶。租界设立后，最早开办的洋行是 1862 年英国的怡和洋行、普鲁士的美最时洋行。1863 年，俄商在汉设立顺丰洋行，并在羊楼洞羊楼司一带设厂专制茶砖。至 1891 年，在汉外国洋行有 27 家。其中英国 12 家、法国 6 家、俄国 4 家、美国 3 家、法、日各 1 家。到 1924 年，在汉外国洋行达 168 家，其中日本 75 家，跃居第一，英国第二，44 家，美国第三，13 家，法、俄各 11 家。洋行总行一般在本国或香港、上海，汉口为分行或支行，下设分支机构和分销点。俄商垄断了砖茶贸易；英商在纱布、煤油进口，棉花出口中居先；德商在五金机械、染料进口，皮革、蛋品、桐油出口方面领先；美国垄断煤油进口；日本在棉花、杂粮、猪鬃出口方面后来居上，在纱布、食糖进口方面与英国竞争。

租界里最有影响的洋行是英商怡和、太古洋行，主要从事航运，亚细亚洋行经营石油进口，其次还有安利英洋行等；美国的美孚、德士古洋行也经营石油进口；德国的美最时、礼和、西门子洋行主要经营土特产出口，设有蛋厂、芝麻厂、皮革厂、澄油厂，进口五金机械、燃料、军火；法国的立兴、永兴洋行经营土特产出口，也设立了几个出口产品加工厂；俄国的顺丰、新泰、阜昌洋行，经营砖茶，后都在汉建立砖茶加工厂；日本的日清公司是几个日本公司合并的大轮船公司，与怡和、太古都有竞争，但同时又共同压制中国的轮船招商局，其它日本有名的洋行还有三井、三菱、日信等。

为进出口汇兑的需要，各国在租界相继建立银行。最早为 1862 年开办的英国麦加利银行，影响最大的为英国汇丰银行。其余有华俄道胜、德华、法国东方汇理、美国花旗、日本横滨正金银行等。租界最多时有 20 多家外资或中外合资银行。横滨正金、花旗、汇丰、道胜、东方汇理、德华等 6 家银行大楼在租界区的江边一字排开，形成汉口“外滩”景象。除经营汇兑外，各银行还从事存取款、发行钞票、储存保管等业务，汇丰银行为江汉关指定银行。租界里的外资银行控制了汉口的金融，影响着地方政府的财政，便于外商对华经济掠夺，但它毕竟比钱庄、票号先进，有利于结算和进出口贸易的发展。

为运输商品和人员，怡和、太古、日清轮船公司相继在租界设立，并逐步垄断了中国沿海和长江航运，排斥或打击中国的民族企业。但它们在客观上也促使人员往来和进出口贸易更便捷，使武汉“通海通洋”，直达欧美、日本等港口。

3) 汉口租界里的外国教会及教育、卫生：汉口租界建立后，外国传教士陆续进入

租界并在那里建立教堂。基督教前后有 15 个教派在租界活动，有花楼堂、圣公会的主教堂圣保罗堂、警世堂。天主教保存最完好的有圣约瑟大教堂及圣母无原罪堂。俄国东正教会有东正教堂。在英租界从事劳务和巡捕工作的印度人建有印度教堂。日本人也建立了一些寺庙。外国传教士中有个别人在传播宗教信仰时，借机进行侵略和非法活动。但教会学校、医院也传播了新知识、新文化，培养了一批人才。客观上促进了武汉社会经济文化的发展和国际交流。美国圣公会主教吴德施同情中国革命、支持中华民族的抗日战争，是中国人民的真诚朋友。他的故居现为省级文物保护单位。

为便于传教和为外国洋行、银行培养精通英语、并具有一定西学知识和技能的人，外国传教士先后在武汉，特别在汉口租界区办起了各个层次的学校。最有名的有天主教嘉诺撒仁爱会办的圣约瑟学堂，为高初中、高初小、幼稚园五部俱全的一条龙学校，后改为圣约瑟女中，今为武汉 19 中；基督教圣公会办的圣罗以女中，今为武汉 20 中。虽然设在租界外，但与租界教会有联系的有天主教伦敦会办的博学书院，后改为博学中学，迁至汉口韩家墩，今天为武汉 4 中；意大利天主教在德国球场基地用庚款办的上智中学，今为武汉 6 中；租界内还曾经有由华人革命者所办的一个明德大学，但时间很短。教会学校在传播教义的同时，宣传过西方殖民观念，但它也传播了西方近代的自然科学和社会科学知识，既为教会输送了教牧人员，为洋行、银行输送了买办和从事业务的人员，客观上也为中国社会培养了一批懂外语、有近代观念、知识和技能的人才。教会学校也是中西文化碰撞、交流、融合的平台。

为“广结善缘”，扩大教会的影响，外国传教士还以“仁爱济世”为名，在武汉、特别在汉口租界区开办医院。最有名的是意大利天主教神父江成德 1880 年创办的天主堂医院（今武汉市中心医院）；英、俄、法、德四国工部局和欧美各国领事馆、商会集资创办的万国医院（今武汉东湖医院，原址今为武汉中医医院），日本在法租界办有同仁医院，后又在日租界办分院。教会医院带来了西学知识，带出了一批中国医护人员。一些医护人员默默工作、治病救人，救治过 1931 年长江水灾的市民和武汉抗战时期的抗日将士。

租界区历史最悠久的报纸为 1904 年创办的英文《楚报》。美国人创办的《自由报》也较有影响。

1900 年，汉口租界区跑马厅开始放“新奇”电影，汉口始有电影。1902 年租界区

出现了汉口第一家电影院。近代邮政电信、体育活动首先在租界兴起。1896年，英租界在界外江边建马道子，是汉口最早的跑马场和足球场。后又在界外建西商跑马场和德国球场。

4) 汉口各租界的收回

和全国多数租界一样，汉口各租界也是在两次世界大战期间或战后收回的。1917年3月14日，中德断交，中国政府派人接管了汉口、天津德租界，8月对德宣战后正式收回。1917年苏联十月革命后，列宁答应放弃在华一切不平等条约，由于英法不承认苏俄，加上苏俄与北洋政府关系的变化，直到1925年3月2日才收回汉口俄租界。北伐军进入武汉后，将收回的德、俄租界改为第一、二特别区。1927年3月正式收回汉口英租界，改为第三特别区。特区中外董事各3人，中方任命的管理局局长为董事会当然主席。1937年“八·一三”上海抗战前，日本一度自动撤出汉口日租界，许多中国机构，包括“八办”、“新办”都进驻到日租界里。1938年8月13日，为激励抗日斗志，汉口市政府正式收回汉口日租界，并将租界内的日本街名改为抗日意义的名称。但两个月后，汉口沦陷，日租界得而复失。法租界则一度成为中国难民的避难场所，一下涌进几万人。1943年初，日、美双方在太平洋厮杀，双方都希望争取中国民心，美、英与国民政府签订废除不平等条约、另订平等新约，放弃一切在华特权，包括租界。日本也于1943年1月与汪伪政府签订“撤废治外法权”、“交还租界”条款，假惺惺于3月30日将汉口日租界交回，又煞有介事地要法国效仿，演了一幕自欺欺人的“交还”租界的闹剧。1945年日本战败投降，国民政府于1945年11月24日公布《接收租界及北平使馆办法》，决定收回外国在华的所有租界，并将收回的租界，包括以往的特区统统纳入各市政府的辖区。租界这个怪物才在汉口和中国成为历史的陈迹。

袁继成简介

袁继成，中南财经政法大学教授，武汉文史研究馆研究馆员。曾任校历史教研室主任，中华民国史研究所所长，校教工会副主席。

主要研究方向为民国史（国共两次合作的武汉时期，民国政制、军事、经济、外交、人物、新闻）租界史和武汉地方历史。独著、合著，主编的著作有《武汉国民政府史》、《武汉抗战史要》、《中华民国政治制度史》、《当代中国政治制度》、《近代中国租界史略》、《汉口租界志》等 20 余部；主要论文有《早期门罗主义的性质和作用》、《从经济观点看郑和下西洋的得与失》、《中国参加第一次世界大战和巴黎和会问题》、《邓演达——大革命黄金时代的象征》、《武汉经济在清末的崛起与当前的困惑和对策》、《张之洞与武汉经济的近代化》、《经济问题与大革命时期武汉国民政府》等。

広州沙面租界研究の概要

李愛麗(広州 中山大学)

近代に広州沙面に置かれたイギリスとフランスの租界に関する研究は、上海、天津、漢口等の租界に関する研究に比べてはるかに少ないが、その主な原因は資料が不足していることにある。『近代中国租界史稿』(袁継成)、『中国租界史』(費成康)等の通史性の著作に言及されている他には、梁柄枢「沙面租界資料点滴」(『広州文史資料』第 35 輯、1986 年)、および『広州文史資料』第 44 輯、1992 年中の数篇(別紙目録参照)が、沙面租界に関する主な文章である。1999 年広東人民出版社が鍾俊鳴編『沙面: 一個世紀的神秘面紗』を出版したが、この著作がこれまでに出了た沙面に関する唯一の書籍である。さらに、2 篇の論文、房建昌「広州沙面英法租界工部局人物考述」(『広東史志』2002 年第 4 期)、孔柱新「沙面租界洋行、銀行与華南經濟之關係」(『嶺南文史』2003 年第 3 期)がある。また、英文の書籍としては、Diary of events on Shameen surrounding the surrender of Canton city(H.S.Smith,1939)がある。

1859 年、両広総督黄宗漢と英仏広州駐在領事は、広州城外の珠江北岸「中流沙」を租借し、かつ粵海関(広東税関)の税収中の広州「贖城」(広州の町が第 2 次アヘン戦争時期に英仏聯合軍に占領されたが、1858 年に締結した「天津条約」でイギリスに 400 万両、フランスに 200 万両の白銀を払うことで聯合軍は退出して広州城を中国側に返すとしたことから、「金を納めて城を受け出す」と言われるようになった)に使う 600 万両の白銀の一部を租界用の土地の埋め立てと運河の開削に充てることで合意した。1861 年、英仏の役人と両広総督勞崇光が正式に租地条約に調印して、イギリス租界は 44 エーカー(約 264 ムー)、フランス租界は 11 エーカー(約 66 ムー)、1 ムー当たりの毎年の租金(借用費)は 1500 文銅錢とした。

沙面租界の繁栄にマイナス要因として働いたのは、外国との貿易における広州の地位が短時間に上海に取って代わられたこと、沙面租界が一貫して中国人には開放されずに外国人だけが住んだこと、広州の人々に強烈な排外の気分があったこと等である。

英・仏当局が沙面の土地を小規模に区分けして販売したことから、すぐさま外国の銀行、商社、教会が入ってきて土地を買い建物を建て、同時にいくつかの小規模な学校や工場、さらにはホテルや球技場等の娯楽施設が開設された。しかし、1889 年以前は、フランス当局は元の両広総督府があった場所にキリスト教の教会(石室教堂)を建てることに関心を注いだために、租界の開発はあまり重視されなかった。

沙面に置かれた外資系銀行の主なものとしては、滙豊銀行(香港上海銀行一英)、渣打銀行(チャータード銀行一英)、台湾銀行広州支店(日)、正金銀行(日)、万国宝通銀行(International

Banking Corporation—米)、東方滙理銀行(インドシナ銀行—仏)等がある。

また、商社の主要なものとしては、怡和洋行(ジャーデン・マゼソン商会—英)、太古洋行(バターフィールド&スワイア—英)、三井洋行(三井物産—日)、礼和洋行(Carlowitz and Co—独)、旗昌洋行(ラッセル商会—米)等がある。

両国租界はいずれも工部局と警察を設けて租界における行政や治安を維持したが、資料が足りないことから、沙面の工部局、商会等の企業、宗教組織、および社会生活に関する専門的な研究は、まだ十分とは言えない。

1925年6月23日、上海で起こった五三〇運動を支援して広州で省港大ストライキが起こり、デモ行進中の群衆が沙基路を通過した際にイギリス租界警察の一斉射撃に遭った。この「沙基惨案」(沙基路における惨殺事件)を記念して、沙基路は六二三路と改名された。

1942年、日本が占領したイギリス租界を汪精衛政府に移管したことで、「特別行政区」ができ、1943年には汪政府下の広州政府に編入された。同年、フランスのビュッキエ政権はフランス租界を広東省政府に移管し、ここに中国は沙面英仏租界を回収したのである。

沙面の西洋建築と樹木は大部分が保存されてきて、さらに修理を施すことで、今日の沙面は広州で最も特色を具えた観光名所となっている。

广州沙面租界研究概要

李爱丽(广州 中山大学)

对近代广州沙面英法租界的研究，远远少于对上海、天津和汉口等地租界的研究，主要原因是资料缺乏。除了《近代中国租界史稿》（袁继成）和《中国租界史》（费成康）等通史性著作中略有提及外，有关沙面租界的文章主要见于《广州文史资料》（第35辑，1986年）中梁炳枢的文章《沙面租界史料点滴》，以及《广州文史资料》（第44辑，1992年）中的部分文章（目录后附）。1999年，广东人民出版社出版了钟俊鸣编著的《沙面：一个世纪的神秘面纱》，此书是目前唯一有关沙面的书籍。另外，还有两篇关于沙面租界的论文：房建昌《广州沙面英法租界工部局人物考述》（《广东史志》2002年第4期）和孔柱新：《沙面租界洋行、银行与华南经济之关系》（《岭南文史》2003年第3期）。英文方面有关沙面的书籍是：Diary of events on Shameen surrounding the surrender of Canton city (H. S. Smith, 1939)。

1859年，两广总督黄宗汉与英法驻广州领事达成了租借广州城外珠江北岸的“中流沙”的协议，并从粤海关税收中用于广州“赎城”的600万两白银中提取一部分作为填埋地基和开挖运河的经费。1861年，英法官员与两广总督劳崇光正式签订了租地条约，英国租界44英亩（约合264亩），法国租界11英亩（约合66亩），每亩每年租金1500制钱。

影响沙面租界繁荣的主要原因是：广州在中外贸易中的地位迅速被上海取代；沙面租界始终未向中国人开放，只有外国人居住；广州人民有强烈的排外情绪。

英法当局将沙面的土地分成小块出售，很快吸引了外国银行、洋行和教会进驻，购地置屋，同时开办了一些小型的学校和工厂，并有饭店、球场等娱乐设施。但是，1889年以前，法国当局主要关注在原两广总督府地址上兴建天主教堂（石室教堂），租界开发未受重视。

沙面的外资银行主要有：汇丰银行（英），渣打银行（英），台湾银行广州支行（日），正金银行（日），万国宝通银行（美）和东方汇理银行（法）等。

洋行主要有：怡和洋行（英），太古洋行（英），三井洋行（日），礼和洋行（德）和旗昌洋行（美）等。

两国租界均建立工部局和巡捕房，维持租界的市政建设和治安。

由于资料缺乏，目前对沙面工部局、洋行企业、宗教机构和社会生活的专门研究尚不多见。

1925年6月23日，为声援五卅运动，广州发生省港大罢工，当游行群众行经沙基路时，遭到英国租界巡捕的开枪射击。为纪念“沙基惨案”，沙基路改名为六二三路。

1942年，日本将占领的英国租界交给汪精卫政府，成立“特别行政区”，1943年，并入汪精卫政府管辖下的广州市政府。1943年，法国维希政权将法租界交给广东省政府，至此，中国收回了沙面英法租界。

沙面的西式建筑和树木大多保留下来，在修缮的基础上，今天的沙面成为广州最具特色的观光地。

一度失敗した税関権力拡張

1911-1913 年広東省税関による高雷常関接收管理の顛末

李愛麗(広州 中山大学)

一. 高雷常関設立の背景

高雷常関は、清朝末期から中華民国初めまで広東省高州府と雷州府に置かれた常関を指すが、その設置は清朝の初年度にまでさかのぼる。1684(康熙 23)年、清朝政府が海禁政策を廃止し、四港で通商することにし、粵海関、閩海関、浙海関、江海関の四つの税関を設置して海上貿易を管理させることにしたが、中でも粵海関(広東税関)が最も重要であった。粵海関管轄下の本署と支署は広東沿海の各府県に遍在しており、高州府には梅菪本署、雷州府には海安本署が置かれた。この本署の下にそれぞれ支署がいくつか設けられた。1899年11月にフランスが強制的に広州湾(高州府呉川県と雷州府遂溪県の一部の地域と周辺海域に跨る地区)を租借した後、租借地の自由港としての地位を利用して、広州湾から粵西(広東西部)に武器とアヘンを運び入れることが日増しに増加して、これが広東の地方官の目を引くことになった。「広州湾租借条約」の中には、税関の設立に関する事項は触れていなかったことから、1911年に清朝政府は、高雷地域の税関監督下の大小税関の管轄権を粵海関税務司の管轄下に置くことに同意し、それを高雷常関と総称した。税関による高雷常関の管轄はわずか2年維持しただけで、1913年には粵海関は高雷常関を中華民国広東省政府に返還した。

我々が関連の著書の中に高雷常関に関する研究を見るのは極めて難しいが、日本の学者高柳松一郎の著作には、「1910年当時、中国政府は嘗て広州湾付近の高雷常関を税関の管理に移譲したが、収支が釣り合わないため、間もなく1913年にこれを撤廃し、今ではただ地方の税務局が帆船の積み荷と陸地輸送の二項目の貨物税を徴収するのみである」と記している(李達訳『中国関税制度論』、商務印書館、1927年)。しかし、高雷常関が存在した意義は軽視すべきではない。高雷常関は広州湾租借地を対象に設置されたもので、類似の租借地税関としては青島の膠海関と東北の大連関があるが、膠海関と大連関は(海事)税関(Maritime Customs)であるのに対して、高雷常関は(内地)常関(Native Customs)である。(海事)税関の課税徴収対象は外国船籍であるが、(内地)常関の課税対象は民間船籍であり、それについての研究は我々が租借地における貿易と関税の状況を全面的に理解する上での助けとなる。1902年以降、義和団事件後の辛丑条約により、各通商税関はその所在地より50里(25キロ)以内の常関を接收管理したが、高雷常関は広州の粵海関からはるかに離れているにも拘らず、辛丑条約に違反して粵海関は接收し、税関権力の更なる拡張を行ったのである。

広州湾租借地の設立当時において、その周りにある既存の通商港として瓊州(1876年)、北海(1876年)、三水(1897年)、江門(1904年)があり、この他に1887年に香港とアモイの周囲に九龍海関と拱北海関が置かれた。広州湾の出現により、北海や拱北等の地では、直ちに貿易ラインの変化とそれに伴ってやってくる税収の波動を感じ取った。特に、香港のアヘンが広州湾より大量に広東省西部に流入した。時は清朝末期に当り、広東を根拠地とした革命党の人々も広州湾ルートを利用して武器と鉄砲を輸送した。

二. 粵海関による高雷常関の接収管理とそれによる苦境

粵海関税務司梅楽和は1911年10月14日に常関令を發布し、粵海関管理下の高雷常関をフランス籍の副総裁デトラン(鉄徳蘭:M.H.Picard Destelan)の責任下に置くことを宣言した。

デトランが広州到着前後に、辛亥革命が全国を席卷し、広東では胡漢民を都督とした軍政府が設立され、梅楽和の要求に応じて、胡漢民が粵海関による高雷常関の管理に同意する公告を發布し、それと同時にまたデトランは広州の赤坎で革命党の孫眉と協力関係を取りつけて、高雷常関での業務を開始した。

しかし、高雷常関が直面した困難は多々あった。広州湾とその周辺地域では多くの水路と陸路が繋がっており、管理の強化を必要とした。密輸を防ぐためには多くの分署を置く必要があった。高雷常関の分署は多い時には13もあった。しかし、多くの分署で人員が過多になり、税関の行政支出が膨大になったが、税関の収入はと言うとかわいそうなぐらいに少なかった。これに加え、支配できる密輸監視船は非常に限られており、密輸を有効に阻止できなかった。一方で、当時広東西部では、新旧政権の交代の時期に当って権力の真空状態であり、治安が大変混乱していた。いくつかの分署では海賊と土匪の窃盗に遭い、常関も兵士を増加させて防備に当らなくてはならず、これがまた行政支出の増加を招いた。

1913年6月、高雷常関の責任者クレム(克雷摩)の提案の下放棄することに決め、高雷常関を広東の革命政府に引き渡し、粵海関の監督のもとで特派員による管理となった。

三. 評価と結論

1911年-1913年における粵海関による高雷常関の接収管理は、間違った時に間違った場所で間違った方法によって間違った事をしたのであり、失敗は免れないものであった。間違った時とはどんな時か。接収業務は辛亥革命前後に生じており、北京から広州、さらには広東西部へと政府の更迭がもたらした混乱と権力の真空状態が広がったことによって、高雷常関は中国政府の支持を得られず、新政府は高雷常関のような「細事」に構う暇など全くなかった。間違った場所とはどんな場所か。高柳松一郎の分析のように、フランスによる広州湾租借地の獲得は、「その目的は中国における政治的勢力と軍事計画の維持にあったのであり、経済活動を意図したものではなかった」。フランス当局は、貿易の発展に熱中したのではないので、自ずと税関の設立には気を配っておらず、膠州租借地でのドイツ当局の税関に対する態度とは大いに差異があった。中国側からみると、広東西部地区の民風が凶暴であり、革命党の人々も多くそこで活動しており、よそ者を恨む心理が強く、密輸も比較的普遍的に行われていたので、税関における外国人の業務展開は殊更困難であった。間違った方法とはどんな方法か。中国とドイツ当局は膠州湾租借地の税関建設過程において、すでに九龍海関の苦境を意識していた。香港の境界が新界まで広げられたことで、もとの九龍海関は移転しなければならなくなり、かつ、広東と香港間の長い境界線をも管轄しなければならないので、検査と密輸防止のコストは高く、しかも、常に境界線の線引きのことで香港のイギリス当局と摩擦を起こしていた。しかし、高雷常関の管理者たちは、九龍海関の「線が長く関所多い」という教訓を無視し、逆に多くの分署を設置したが、管理能力はなかったのである。間違った事とはどんな事を指すか。高雷常関と粵海関の距離ははるかに離れており、粵海関の接収管理は、明らかに辛丑条約中の50里(25キロ)以内の常関は接収管理するという規定に違反して、税関の絶え間

ない権力拡大を求める野心を表しているものの、いかんせんこの時の高雷常関の接収管理は、時宜を得ず、力心に添わずで、最終的には放棄せざるを得なかった。上述した税関による高雷常関接収管理のエピソードは、私達に租借地税関への認識を豊かにしてくれるものであり、伝統的な常関が近代税関へと転換する際の 1 つのポイントを体現したものであったといえるであろう。

一次失败的海关权力扩张

-1911-1913 年粤海关接管高雷常关始末-

李爱丽(广州 中山大学)

一、高雷常关建立的背景

高雷常关，是指清末民初广东省高州府和雷州府的常关，其建置可追溯至清朝初年。康熙二十三年，清政府废除海禁政策，四口通商，建立粤海、闽海、浙海、江海四个税关管理海上贸易，尤以粤海关为重。粤海关下辖的总口和分口遍布广东沿海各府县，高州府为梅菪总口，雷州府为海安总口，两总口分别下设若干分口。1899 年 11 月法国强租广州湾（地跨高州府吴川县和雷州府遂溪县的部分地区和周边海域）后，藉着租借地自由港的地位，由广州湾进入粤西和内地的武器和鸦片日益增多，引起广东地方官员重视。由于《广州湾租借条约》中未涉及设立海关事宜，1911 年，清政府同意将高雷地区海关监督管辖下的大小税关交给粤海关税务司管辖，统称高雷常关。海关对高雷常关的管辖只维持了两年，1913 年，粤海关将高雷常关交还给民国广东省政府。

我们在相关论著中很难看到有关高雷常关的研究，只有日本学者高柳松一郎在著作写到：“当 1910 年时，中国政府曾将广州湾附近之高雷常关移归海关管理，后因入不敷出，寻于 1913 年撤废之，今则仅由地方税局征取帆船装运与陆地运送两项货物之税而已”。高雷常关系针对广州湾租借地而建，类似的租借地海关有青岛的胶海关和东北的大连关，但是，胶海关和大连关是海关 (Maritime Customs)，高雷常关是常关 (Native Customs)，海关的征税对象是洋船，常关的征税对象是民船。1902 年以后，根据《辛丑条约》，各通商口岸海关接管了距其关址 50 里以内的常关，高雷常关与广州的粤海关相距千里，粤海关却接管了高雷常关，违反了《辛丑条约》，是海关权力的又一次扩张，

广州湾租借地建立时，周围已有海关的通商口岸有：琼州（1876 年）、北海（1876 年）、三水（1897 年）和江门（1904 年），另外还有 1887 年建立在香港和澳门外围的九龙海关和拱北海关。广州湾的出现，使北海、拱北等地立即感受到贸易线路的变化和随之而来的税收波动，尤其是香港的鸦片大量经广州湾运入粤西。时值清朝末年，以广东为根据地的革命党人也利用广州湾的通道运送武器和枪支。

二、粤海关接管高雷常关及其困境

粤海关税务司梅乐和 1911 年 10 月 14 日发布的一份常关令，宣布建立由粤海关管理的高雷常关，由法籍帮办铁德兰负责。

铁德兰到达广州湾前后，辛亥革命席卷全国，广东建立了以胡汉民为都督的军政府，在梅乐和的要求下，胡汉民发布了同意粤海关管理高雷常关的公告，同时，铁德兰在广州湾的赤坎与革命党人孙眉建立了联系，高雷常关开始工作。

但是高雷常关面临的困难重重。由于广州湾与周边地区有多条水路和陆路通道相连，要加强管理，防止走私，就必须建立大量的分关，高雷常关的分关多达 13 个。但是，众多的分关造成人员众多，海关行政开支庞大，关税收入却少得可怜。加之可供调遣的缉私关艇非常有限，不能有效地遏制走私。另一方面，当时的粤西，新旧政权交替，权力真空，治安非常混乱，有几个分关遭到海盗和土匪的抢劫，常关不得不增派士兵加以防卫，又造成行政开支增加。

1913 年 6 月，在高雷常关负责人克雷摩建议下，海关决定放弃，将高雷常关移交给广东革命政府，由粤海关监督派员管理。

三、评价和结论

1911 年-1913 年粤海关对高雷常关的接管，是错误的时间在错误的地点用错误的方法做了一件错误的事情，因此失败不可避免。错误的时间：接管工作发生在辛亥革命前后，从北京到广州再到粤西，政府更迭造成的混乱和权力真空使高雷常关无法得到中国政府的支持，新政府根本无暇顾及高雷常关这样的“小事”。错误的地点：正如高柳松一郎的分析，法国之获取广州湾租借地，“其目的在谋维持其在华之政治的势力与军事之计划，固无藉以为经济的活动之意趣也”。法国当局不热衷于发展贸易，自然对海关的设立不甚在意，与胶州租借地德国当局对海关的态度大相径庭。从中国方面看，粤西地区民风强悍，革命党人亦多在此活动，仇外心态和走私活动较为普遍，海关洋员开展工作殊为不易。错误的方法：中德当局在胶州湾租借地海关筹建过程中，已经注意到九龙海关的困境。由于香港拓界到新界，原来的九龙海关不得不迁址，并管辖广东省与香港之间更漫长的分界线，稽查和缉私工作成本高昂，而且经常就分界线的划分与港英当局产生摩擦。但是，高雷常关的管理者们无视九龙海关“线长关多”的前车之鉴，反而广建分关，却无力管理。错误的事情：高雷常关与粤海关相距千里，粤海关之接管，显

然违背了《辛丑条约》中海关接管五十里内常关的规定，体现了海关不断寻求扩张权力的野心，怎奈此番接管高雷常关，生不逢时，力不从心，最终无奈放弃。海关接管高雷常关的这段插曲，丰富了对租借地海关的认知，体现了传统常关向近代海关转型的一个环节。

參考資料

一次失败的海关权力扩张：1911-1913 年粤海关接管高雷常关始末

中山大学历史系 李爱丽

内容摘要：高雷常关，是指广东省西部高州府和雷州府的常关，它们隶属于粤海关，由海关监督管理。1899 年法国人强租广州湾后，高雷地区与周边省港澳的民船贸易日益经由广州湾转口，希图避税。经税务处与海关协商，1911 年 10 月，围绕在广州湾周围的高雷常关交由粤海关（洋关）洋员管理，并进行改组。此番海关接管高雷常关，是 1902 年海关接管五内常关后一次典型的权力扩张，也是继青岛胶海关之后又一种类型的租借地海关。由于自身管理的混乱、辛亥革命后粤西地区形势未稳、以及广州湾法国当局的梗阻，粤海关无奈在 1913 年 6 月放弃对高雷常关的管辖，将之交还给广东省政府。

关键词：广州湾 租借地 高雷常关 粤海关 辛亥革命

圖之灣州廣



高雷常关，是指清末民初广东省高州府和雷州府的常关，其建置可追溯至清朝初年。1684

年（康熙二十三年），清政府废除海禁政策，四口通商，建立粤海、闽海、浙海、江海四个税关管理海上贸易，尤以粤海关为重。粤海关下辖的总口和分口遍布广东沿海各府县，高州府为梅菪总口，雷州府为海安总口，两总口分别下设若干分口。¹鸦片战争后，高雷地区一直没有开辟通商口岸，上述关税机构一直在海关监督管辖下运行。1899年11月法国强租广州湾（地跨高州府吴川县和雷州府遂溪县的部分地区和周边海域）后，藉着租借地自由港的地位，由广州湾进入粤西和内地的武器和鸦片日益增多，引起广东地方官员重视。由于《广州湾租借条约》中未涉及设立海关事宜，1911年，清政府同意将高雷地区海关监督管辖下的大小税关交给粤海关税务司管辖，统称高雷常关。海关对高雷常关的管辖只维持了两年，1913年，粤海关将高雷常关交还给民国广东省政府。

这个高雷常关，偏居粤西一隅，存在仅两年，恰好又是1911-1913年极度风云变幻的时期，当时的人知之不多，留下来可供研究的资料更少，因此，我们在相关论著中很难看到有关高雷常关的研究，²或者仅有一两句提及。日本学者高柳松一郎的著作中称：“当1910年时，中国政府曾将广州湾附近之高雷常关移归海关管理，后因入不敷出，寻于1913年撤废之，今则仅由地方税局征取帆船装运与陆地运送两项货物之税而已”。³然而，高雷常关的意义不容忽视。首先，高雷常关系针对广州湾租借地而建，类似的租借地海关有青岛的胶海关和东北的大连关，但是，胶海关和大连关是海关，高雷常关是常关，对它的研究，有助于我们全面认识租借地的贸易与关税状况。其次，1902年以后，根据《辛丑条约》，各通商口岸海关接管了距其关址50里以内的常关，高雷常关与广州的粤海关相距千里，粤海关却接管了高雷常关，违反了《辛丑条约》，是海关权力的又一次扩张，而且，这次扩张竟是罕见的以海关失败告终，高柳松一郎提到的原因是“入不敷出”，详情如何，殊可探究。本文以粤海关管理高雷常关的法籍帮办铁德兰（M. H. Picard Destelan）的函件和粤海关的常关令为基础，考察粤海关接管并放弃高雷常关的始末，探寻它背后的主客观原因。

一、粤海关接管前的高雷常关

准确地说，粤海关接管之前，还没有高雷常关这个称呼，只有粤海常关在高州府和雷州府的总口和分口，如本文开头所述，这些税关在清朝前期就已存在，向过往船只及所载商品征税，《粤海关志》中有具体的记载。

¹（清）梁廷相总纂：《粤海关志》，卷六，《口岸二》，袁钟仁校注，广东人民出版社，2002，第81页。

² 关于租借地海关，莱特著《中国关税沿革史》（三联书店1958年）和陈诗启著《中国近代海关史》（人民出版社2002年）只有关于青岛胶海关的叙述（大连关体制与胶海关类似）；戴一峰的论文《近代中国租借地海关及其关税制度试探》（《海关研究》1987年第2期）也只论及胶海关；青岛市档案馆编《帝国主义与胶海关》（档案出版社1986年）汇集了关于胶海关的各个条约和胶海关的历年贸易报告，是难得的资料汇编，也是本文研究高雷常关税制的重要参照。关于高雷常关，仅在《湛江文史资料》上有数篇文章提及，它们对本文有一定参考价值。这些文章包括：谭启浩：《雷州关发展史略》（第二辑），《清代以来粤西海禁与口岸开放》（第四辑），《广州湾地区走私问题的历史考察》（第五辑），谭哲：《租借地海关之一的雷州关》（第九辑《广州湾》专辑），仪季寿：《湛江海关发展简史》（第十四辑《湛江港口》专辑）。

³ 高柳松一郎著，李达译：《中国关税制度论》，商务印书馆1927年。第四编，第59页。

高州府：梅菪总口（本身也是正税口）；正税口二个：两家滩口、阳江口；稽查口二个（不征税，只稽查）：水东口、淘（礪）州）口；挂号口二个（征收挂号费）：芷寮口，暗铺口。

雷州府：海安总口（本身也是正税口）；正税口一个：雷州口；稽查口一个：赤坎口；稽查小口七个：白沙、田头、博赊、南樵、对楼、锦囊、乐民。¹

总口管理者称委员，受粤海关监督管辖，但委员通常由高州府通判和雷州府同知兼任，²所以与海关监督没有垂直的隶属关系。这种局面持续到 20 世纪初的清朝末年。

从鸦片战争到 20 世纪初的 60 多年时间里，高雷地区周边的贸易路线和关税机构有极大的变化，要将高雷常关说清楚，有必要把这些变化略加申说。其一，鸦片战争后，广州成为五个通商口岸之一，加之协定关税，粤海关向民船和洋船征税时，要根据不同的税则执行。其二，《天津条约》及其附约签订后，外籍税务司制度在各通商口岸海关推行，粤海关逐渐分成洋关和常关两个部分，洋关由税务司经理，向洋船征税，常关仍归海关监督管辖，依旧向民船征税。其三，周边出现了琼州（1876 年）、北海（1876 年）、三水（1897 年）和江门（1904 年）四个通商口岸，均建立了税务司管辖的海关，粤西和广西的民船贸易和常关税收受到影响。其四，1887 年，香港和澳门外围原属海关监督管辖的常关分口（所谓的港澳六厂）由海关接手，建立九龙海关和拱北海关，向进出港澳的民船征税。其五，1902 年，海关开始接管距关址 50 里之内的常关，与高雷地区各关地位相同的一些常关从海关监督转到了粤海关、琼海关和北海关的税务司手中。

1899 年法国强租广州湾，与其他租借地一样，“所有货物由洋埠运入广州湾，或由广州湾运往外国者，向不完纳中国税饷。惟由中国地方运往广州湾，或由广州湾运往中国地方之货，照例均应征税”。³显然，香港、澳门以及越南与广州湾之间的货物往来无庸向中国纳税。广州湾的出现，使北海、拱北等地立即感受到贸易线路的变化和随之而来的税收波动，1900 年北海海关贸易报告写到：“自广州湾立定章程，整顿商务，不但高州府与东来往货物由该埠转运，即西边亦然。所以由安铺出入之货未免被其揽夺”，报告还预测，广西省的对外贸易亦有可能经过广州湾，而放弃北海口岸，“桂林前往梧州之货或亦由南路转赴广州湾亦未可料也”。⁴1902 年，拱北海关贸易报告也写到，1899 年广州湾租借地建立以来，由澳门经拱北海关运往高雷地区的鸦片从每年 604 担减少到 112 担，因为“洋药由广州湾运入内地销售，较由本关完纳税厘运入者，每斤价银可减少 1 元”，相反，从香港用洋船运往广州湾的鸦片多达 1200 多担（绝大部分都运入粤西和广西），这份报告还说：“在广州湾运售洋药，仍系奸狡华商。粤宪之意，亦欲严行查禁，以冀弊绝伯充。然尚无善法，甚愿时以此事为念

¹（清）梁廷相总纂：《粤海关志》，卷六，《口岸二》，袁钟仁校注，广东人民出版社，2002，第 81 页。

²（清）梁廷相总纂：《粤海关志》，卷七，《设官》，袁钟仁校注，广东人民出版社，2002，第 115-116 页。

³《1911 年中华民国军政府大都督胡汉民公告》。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局 1983 年，第 213 页。

⁴《光绪二十六年北海口华洋贸易情形论略（公元 1900 年）》。中国第二历史档案馆藏中国海关总署办公厅汇编《中国旧海关史料（1859—1948）》，京华出版社 2009 年 9 月，八十八页。

也。”¹

可见，早在1902年，广东省当局和海关人员就注意到广州湾的转口贸易对税收的影响，一时还没有应对措施。除了鸦片，广州湾与内地的往来，令清政府官员头疼的还有军火与革命党人。1911年上半年，清政府末任两广总督张鸣岐多次要求粤海关英籍税务司梅乐和（F. W. Maze）协助检查省港澳一带的军火进口，海关大多予以协助，梅乐和自称：“外班人员办理海关额外侦缉公事，均未有如今日之敏捷者”。²尤其是广东当局得知有洋船载革命党人抵港时，张鸣岐更是致电梅乐和请海关人员缉查，甚至让梅乐和通知外国领事，要求外国船只停航。对于缉查一事，梅乐和认为，“广东门户四通八达，除港澳轮船来省水道之外，其偷运来省由水陆两路者，门户尚多……崖门与广州湾之间，沿途一带，皆系海滨，地方辽阔，渡船偷运军火及私运洋药，均极易易……此外尚有由陆来省各处，亦私运甚多，更以广州湾来省一路为尤甚，此节应由各处厘厂设法办理也”。³

由是观之，广州湾法国租借地出现后，无论是普通货物和鸦片的征税管理，还是防止军火和革命党人的入境，清政府都有必要在广州湾周围建立有效的关税机构，但是，法国政府在广州湾的管理与德国政府在胶州湾的管理大不相同。德国政府1898年租借胶州湾后，1899年就立即与清政府签订《会订青岛设关征税办法》，建立了由中国海关总税务司管辖的胶海关，试办几年后，又在1905年签订了《会订青岛设关征税修改办法》，修改办法运行良好，以至于虽有五年后修订成约的条文，但1910年中德双方均未提出修改要求，而且，日俄战争后，1907年日本控制下的大连关开关，也沿用了胶海关体制。⁴显然，广州湾没有建立海关的阻力来自法国政府，有学者认为法国方面租借广州湾“主要出自政治和军事目的，没有辟为商业据点的意图”，所以未设海关⁵。既然广州湾不能仿照胶州湾的办法建立海关，清政府只好对高雷地区现有的常关机构加以改造。可以想象，广州湾租借地出现前，粤西的对外贸易，外来洋船主要前往广州、北海和琼州，本地民船主要去往广州、澳门（有拱北关）和香港（有九龙关），均在当地海关纳税，商路早已变迁，而且高雷地区常关的税则和管理办法仍沿袭旧制，所以这些常关的衰败是一定的，难当重任。一份1910年的材料显示：当时，高州府有高州（在电白县水东墟）、梅菪、黄坡、暗铺、石门五口，雷州府有雷州、海安、大埗三口。⁶

二、天翻地覆中的接管

¹ 《光绪二十八年拱北口华洋贸易情形论略（公元1902年）》。中国第二历史档案馆藏中国海关总署办公厅汇编《中国旧海关史料（1859—1948）》，京华出版社2009年9月，八十七页。

² 1911年10月24日梅乐和致安格联第8334号呈。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局1983年，第196-197页。

³ 1911年7月31日梅乐和致张鸣岐函。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局1983年，第197-198页。

⁴ 胶海关“1902-1911年报告”。青岛市档案馆编《帝国主义与胶海关》，档案出版社，1986年，第105页。

⁵ 陈诗启著：《中国近代海关史》，人民出版社，2002年，第323页。

⁶ 广东清理财政局编订：《广东省财政说明书》（宣统二年），卷五，关税，正杂各税。见《清末民国财政史料辑刊》，北京图书馆出版社，2007年，第8册，第375页。

谁先提出由粤海关接管高雷地区的常关，是中国官员邀约海关洋员，还是海关乘机提出接管？先提出的一方如何使对方同意？尚不得而知，目前见到的最早的关于粤海关接管高雷常关的文件是粤海关税务司梅乐和 1911 年 10 月 14 日发布的一份常关令（英文），虽然武昌起义已发生了 4 天，但这显然是清政府的决定。这份常关令宣布：

中国政府决定更牢固地掌控广州湾租借地往来各货，命令在广州湾陆路边境设立税关，由海关下辖的粤海常关管理。粤海关税务司得与总督大人协商，妥善安排，俾使命令早日执行。总税务司已拣派三等帮办 A 班之铁德兰先生(M. H. Picard Destelan，法国人)前往筹建该关并负责相关事宜。

铁德兰帮办应携同若干员工乘坐“Kaipan”号海关巡船 (Revenue Steamer) 及早前往该处，一嗣接到总督正式通知，即可接管现有之陆上关卡，并相应在蔴罗门 (Malomoon) 和大放鸡 (Tai Fong Kai) 二岛建立水路关卡。……总税务司力陈处理各种关系时法国当局的重要性，务须避免引起法国主权问题的行动。香港等地与广州湾租借地之间的直接外洋贸易与该关无涉，广州湾与通商口岸之间的海上贸易和跨越租借地边境的陆上贸易属应税范围，至该关采用何种税率，当稍后另议。

最后申明，促使中国政府接受由海关接管高雷各关的主要原因之一在于阻止广东沿海的非法贸易，尤其是近来《中英鸦片条约》带来的高关税引起这一地区的鸦片走私日趋猖獗，该关的设立有望遏制并降低走私势头。

该关一切征税、汇解、收支、统计工作皆沿用本地（广州）常关办法。本人在此特别说明，自 1907 年负责本地常关业务以来，铁德兰先生的工作确属出色。

从广州常关调往广州湾各关的员工如下（略）。¹

这份常关令是海关系统内部的命令，意味着高层已达成一致意见，海关开始执行接管工作。铁德兰帮办随即出发，1911 年 10 月 21 日就从雷州发回了给梅乐和的第一封信，22 日，走访了雷州知府朱兴沂（Chu Hsing Chin）和雷州口的委员。从 10 月下旬到 11 月中旬，20

¹ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 358，粤海关税务司致常关令。No. 207. Establishment of Customs Station near Kwang Chow Wan. Oct. 14, 1911.

多天时间里，铁德兰先访问了管理广州湾的法国公使，然后遍访雷州半岛，水陆兼程地了解一般货物和鸦片的贸易路线，准备正式接管，并筹划新关卡的选址。但是他终于没有等到总督的正式通知，多次在给梅乐和的信中抱怨自己不能正式开始工作。¹他没有料到，这段时间，广东省和整个中国正在发生天翻地覆的变化。辛亥革命的浪潮蔓延到广东，总督张鸣岐逃往香港，胡汉民当选为都督。粤海关税务司梅乐和担心现存海关体制能否得到新政府的承认，更担心接管广州湾常关能否被承认，还担心海关成为革命激发的排外情绪的牺牲品。为此，他第一时间“同新政府发生联系”，²请求胡汉民颁发了关于粤海关和高雷常关的公告。公告宣布：“前经分别设立海关分卡，环绕广州湾租界，管辖商务，该处各分卡总名之曰高雷常关……查高、雷两属已设陆路常关分卡四处，系在雷州、黄坡、石门、大埠，现将于该处沿海地方酌量择要添设水路分卡两处，统归粤海关梅税务司所辖之粤海关直接管辖……由总税务司选派中国官员铁德兰帮办前往接管各该卡……电飭雷州委员刻即将各卡完全移交铁帮办接管……应由该处地方行政官长出示晓谕，并实力保护铁帮办，及遇事襄助。”（公告中未提到高州府）³既然是梅乐和请求胡汉民发布的公告，公告内容就由梅乐和授意，这是可想而知的。

11月28日，梅乐和将公告副本呈给总税务司安格联，他在信中毫不掩饰地表达了心中大石落地的满足感，认为公告“完全承认了我们在高雷常关的新地位……令人满意……一定会大大加强海关目前的地位”。⁴由此可见，梅乐和等海关洋员对接管广州湾常关是心存侥幸的，因为此举是对《辛丑条约》的严重违反，粤海关突破了只能接管50内常关的限制，接管了千里之外的高雷常关。广东省正处在新旧政权交替之时，新政权万机待理，海关乘机将这一接管变成了事实。

同一时间，铁德兰在雷州也终于感受到革命声浪的余波。雷州知府朱兴沂投靠了新政府，他向铁德兰表白自己与胡汉民关系密切。⁵这无疑是铁德兰在雷州顺利开展工作的利好消息。11月26日，广州湾的法国公使请铁德兰到租借地以内的赤坎共进午餐，目的是将铁德兰引见给住在赤坎、领导粤西一带革命行动的孙眉（孙寿屏，Sun Shou Ping）。铁德兰将与孙眉会晤的情况详细汇报给梅乐和，孙眉并不看好胡汉民的任职，但仍将遵守胡汉民发来的帮助常关行动的公告，同意铁德兰在高州府和雷州府任何有需要的地方建立关卡，形成一个包围整个广州湾的海关警戒线（Customs cordon）。铁德兰认为自己与孙眉成为了朋友，对此非常满意。他兴奋地告诉梅乐和：“现在我已成功地与法国官员、中国官员、以及革命者中的上层搞好了关系，道路很清楚，我能快速赶上。圣诞节前为全面铺开工作打好基础”。⁶

¹ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1911 年 10 月 21、23 日，11 月 1、3、4、7、11 日。

² 1911 年 11 月 13 日梅乐和致安格联第 31 号函。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局 1983 年，第 207-208 页。

³ 1911 年中华民国军政府粤省大都督胡汉民公告。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局 1983 年，第 213 页。

⁴ 1911 年 11 月 28 日梅乐和致安格联第 8385 号呈。中国近代经济史资料丛刊编辑委员会主编：《中国海关与辛亥革命》，中华书局 1983 年，第 212 页。

⁵ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1911 年 11 月 15 日。

⁶ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1911 年 11 月 27 日。

三、 处境艰难的经营

1911年11月下旬，粤海关终于度过了政权交替对接管高雷常关的冲击，梅乐和在广州得到胡汉民的承认，铁德兰在雷州和赤坎得到孙眉和法国公使的承认。铁德兰信心满满，准备在广州湾周围建立一系列常关分卡。但是，主客观诸多因素的掣肘，使高雷常关在勉力经营一年后成为粤海关的一块鸡肋。

高雷常关在性质上与之前已存在的各种海关机构均不相同，这种不同在很大程度上造成了它的经营困难，使它无法避免其他海关的一些前车之鉴。

当时中国大部分海关是沿海或沿江的通商口岸海关，通商口岸是中国领土，海关向外国船只上的进出口货物征税。如粤海关、江海关。

第二种是边境关，陆路与外国相连，在国境线上设立的海关，例如中法战争后，清政府在广西、云南与越南交界处开放了龙州、蒙自等口岸，并建立海关，边境关与普通海关的最大区别在于，进出口货物的税率按照海关税则的八折、七折或六折执行¹。

第三种是香港和澳门旁边的九龙关和拱北关。香港和澳门（1885年以后）不是中国领土，洋船抵达香港澳门，中国政府无权过问，洋船从港澳出发到中国，只能去通商口岸。但是，大量中国商船（民船）往来于中国沿海和港澳之间，这些民船贸易原来由粤海关监督管辖下的粤海常关征税，粤海常关在香港与澳门周边通往内地的主要航线上建立了六个税厂，但1887年，赫德领导下的海关接管了这些税厂，建立了九龙海关和拱北海关，根据粤海常关原有的税则向民船征税。他们有海关之名，带有常关性质。1899年英国强租九龙后，九龙关原来的汲水门、佛头洲等关卡位于租借地内，总税务司赫德（Robert Hart）和九龙关税务司都曾建议英国当局保留这些关卡，遭到香港和伦敦商会反对，九龙关最终被港英政府逐出九龙，被迫另觅关址，以大铲和伶仃取代汲水门，以大鹏湾和沙鱼涌取代佛头洲。香港九龙与内地的陆路边界从2.5英里延长为60英里，大大方便了走私。²

第四种是租借地海关，主要是指青岛的胶海关。租借地意味着中国失去主权，中国政府要建立海关，应该象九龙海关和拱北海关一样建在租借地界外的中国领土上，但中德双方在讨论设立胶海关时，一致认为“在租借地周围设立许多边防哨所的边界海关的方式是行不通的”，德方认为这样做会使中国商人聚居在租借地外，在租借地旁边出现一个新的市镇，不利于租借地的繁荣，清政府认为“在边界海关上会发生大量的走私活动，尤其是侦查军火鸦片等缉私活动，需要建立一支巨大的海上警察队伍，这不仅要干扰进行合法贸易的往来船只，而且也会象在香港和澳门一样，双方政府经常为此发生摩擦，损害了双方的关系”，所以一致同意将胶海关设在德国租借地内，³而且，胶海关的征税对象包括中外一切船只（海关常

¹ 戴一峰：《近代之外陆路通商关税制度》，《海关研究》1989年第1期。

² 陈诗启著：《中国近代海关史》，人民出版社，2002年，第323页。

³ 胶海关“1902-1911年报告”。青岛市档案馆编《帝国主义与胶海关》，档案出版社，1986年，第105-106页。

关集于一身)。不仅如此,1905年的《会订青岛设关征税修改办法》更规定,“由青岛德员在租借内划定无税之地一区,俟划定后,除此无税区地外,应在租界内中国所设之海关征收各色货物税项”,条件是胶海关每年在征收的进口正税中提拨二成交给青岛德关。¹这样一来,胶州湾看上去象一个通商口岸,胶海关也象一个通商口岸海关。撰写胶海关十年报告的海关洋员和西方研究中国海关的学者都对胶海关体制赞不绝口,认为它增加了关税收入,掌控了一切运到青岛的军火和鸦片,减少了海上缉私队伍的大量开支,避免了双方政府不必要的摩擦,促进了青岛的繁荣。²

再看高雷常关,首先,它设在租借地之外。法国当局虽然为孙眉与铁德兰的会晤牵线搭桥,但是不允许在租借地内设立常关分卡。铁德兰本来希望向广州湾内的赤坎派驻一个总巡(Tidesurveyor),观察运到广州湾的鸦片及其流向,遭到法国当局拒绝,³公使收到印度支那总督的电报,在外交部长同意前,中国不得在广州湾建立海关。但是,公使允许铁德兰和总巡Hewett以个人名义住在赤坎。⁴

其次,它是常关,向往来广州湾与内地的民船和货物征税,这一点它与胶海关不同,而与九龙关类似。但是,九龙关使用粤海常关的税则,铁德兰却在高雷常关推行海关税则(即协定关税),进口正税5%,出口暂时免税,这是在与孙眉协商后作出的决定,本地商会也表示同意。⁵

高雷常关设在租借地之外,边界漫长,通路甚多,势必要设立多个关卡,关员人数相应增多,但缉私任务亦重,而且关多人多不一定就能做好缉私工作。这一点在胶海关谈判时,清政府方面已经根据九龙关的教训设法加以避免,但铁德兰在高雷常关却“迎难而上”,信誓旦旦要建立围绕广州湾的“海关警戒线”。到1912年3月底,高雷常关的分关多达13个,分别是:赤坎(界内)、霞山(西营,界内)、南坡、大埠、乌坭、暗铺(路关)、沈塘、遂溪(路关)、斗门、雷州、海安、双溪、藤罗门。⁶事实上,分关众多、航道复杂和人员膨胀造成的困难很快引发诸多麻烦,成为高雷常关的死穴。

麻烦一:人员多、开支大。各分关麻雀虽小,五脏俱全,在13个分关中,人数最多的是双溪和雷州,分别为16人和15人,其他大多有11人、9人和7人,最少的大埠也有5人。1912年,梅乐和发出的常关令中大部分是高雷常关各分关的人员任免令。这些人员中,除了与征税工作直接相关的供事(Clerk)、书办(Shupan)、巡役(Watcher)、管轮(Engineer)、水手(Boatman)之外,还有伙夫、信差、苦力等人。由于治安不好,每个分关又临时增加了数名士兵(Soldier)。供事每月薪水为关平银30两,少数从广州常关调来的高级供事还有额外的津贴。一般水手和士兵,每月薪水9-10元,伙夫、看更5-6元。(关平银1两=1.5元)

¹ 《会订青岛设关征税修改办法》(1905年12月1日)。青岛市档案馆编《帝国主义与胶海关》，档案出版社，1986年，第14-15页。

² 胶海关“1902-1911年报告”。青岛市档案馆编《帝国主义与胶海关》，档案出版社，1986年，第106-107页。莱特著，姚曾虞译：《中国关税沿革史》，三联书店，1958年，第402-403页。

³ 广东省档案馆馆藏94全宗1目录，案卷号558，高雷常关主任致税务司呈函，1911年10月29日。

⁴ 广东省档案馆馆藏94全宗1目录，案卷号558，高雷常关主任致税务司呈函，1911年12月15日。

⁵ 广东省档案馆馆藏94全宗1目录，案卷号558，高雷常关主任致税务司呈函，1911年12月5、8日。

⁶ 广东省档案馆馆藏94全宗1目录，案卷号558，高雷常关主任致税务司呈函，1912年4月22日。

¹高雷常关的洋员虽然不多，但洋员的薪资、住房与交通的费用极高。铁德兰月薪是关平银 100 两，任职高雷常关期间每月还有特别私人津贴 100 两，他在赤坎的住房每月租金是 60 元，铁德兰还准备在赤坎买地修建员工宿舍。²这些钱在常关有稳定的税收之前都要由梅乐和从广州寄来。梅乐和认为高雷常关的开支“挥霍浪费”，出行雇佣马夫和一匹小马，引来了铁德兰的激烈辩解，“没有马，总巡和我怎么可能巡视 80 多英里的边境，如果在九龙这样做是应该的，为什么在这里就不是？……如果没有马，我们必须坐轿，那样花费更多”。“一个巡役，每天骑着马，意味着他的服装的额外开支，给他一点津贴，怎么看也不是铺张浪费”。

3

这里可以略加引申，高雷常关人员虽多，但人才太少，海关的工作语言是英文，有大量的业务表格和统计表格，帮办还要定期撰写官函和半官函向税务司汇报工作。民船报税时，使用中文表格。华员中级别较高的供事和书办主要就从事各种海关表格的翻译、汇总和整理工作。高雷常关地处广州湾周围，与法国当局常有交涉，法文熟练成为必要。高雷地区地处粤西，方言与广府白话又有差别。铁德兰本人是法国人，在粤海关任职多年，英文、法文、中文官话和广府白话都不成问题，但不得不多次请求梅乐和税务司和九龙关税务司，让他们在香港代募既懂英文又懂法文的华人供事；同时，还要在当地雇佣懂得广府白话和当地方言的人，无形中又增加了开支。

麻烦二，海关巡船或缉私关艇（Renue Cruiser, Launch, Motor Boat）严重缺乏。广州湾有多条水路与周边相通，高雷常关的大部分分关都在建航道附近，便于搭载一般货物的民船报关纳税。但是，常关工作的重点和难点是防止鸦片走私，没有快船缉私，常关是无法在这场猫鼠游戏中获胜的。运抵广州湾的鸦片主要来自香港，高雷常关可以参照港英当局发布的有关数字估算由广州湾运入内地的鸦片数量，如果通过常关纳税的鸦片数量过少，说明存在鸦片走私。缉查鸦片走私，一方面是缉私艇在航道巡弋，及时发现鸦片船只；另一方面是依靠线人，得悉鸦片在广州湾内的寄存栈房，派缉私艇在必经之路拦截。这两种办法都离不开缉私艇，而高雷常关最紧缺的就是缉私艇。当时粤海关提供给常关的只有一条不能全天候调遣的海关巡船Kaipan号，除了高雷常关使用，Kaipan号还要负责广州到琼州和北海一线的巡弋，而且要定期去香港加煤。kaipan号不听调遣，成为铁德兰给梅乐和信中出现最频繁的抱怨。一次，线报在广州湾的硃洲岛南端，有两个鸦片栈房，因为Kaipan不在，无法前往缉拿。另一次，Kaipan号自香港加煤后要驶往海口，铁德兰得知后，在给梅乐和的信中抱怨：“道格拉斯（船长）是个好人，但是他应该负责一艘游艇而不是海关巡船……我们需要的汽油要由他带来，否则我们的摩托艇没法工作……对Kaipan号，我只能等待，不能期待，我们本地的工作将有一个半月时间得不到任何巡船的帮助，因此，藤罗门的关税收入只有每月 3 两是很自然的。”⁴1912 年底铁德兰离职后，接任帮办克雷摩（P. M. Kremer，法国人）也

¹ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 358，粤海关税务司致常关令。

² 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 3 月 6 日。

³ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 3 月 6 日。

⁴ 广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 5 月 29 日。

在给梅乐和的信中多次表示巡船或巡艇是“最紧迫的需要”。¹

麻烦三，地方治安不靖，常关缺乏权威支持和武力保护。辛亥革命后，胡汉民担任了广东军政府的大都督，但地方仍处在权力交替的真空和混乱中。无论胡汉民还是孙眉，都不能给铁德兰的工作给予切实的保护和支持。一度支持革命的雷州知府朱兴沂不久被迫离开，高雷地区陷入陈宗迈、陈义民和陈法初等地方军阀的控制下，在铁德兰眼中，“他们得不到当地人民的信任，甚至自认是粗鲁无礼的乞丐”²他们不承认高雷常关的工作，还与一些试图抢劫常关税收的人有联系。1912年5、6月间，龙济光的部队来了又走，粤西再次陷入混乱，“一些本地人担任着地方官职，他们本人或亲属就是商人，在他们的利益面前，常关显得非常无力……他们甚至用士兵护送鸦片”。³由于各分关孤零零地分布各处，虽然配有士兵，也难以自保，1912年12月，高雷常关先后有遂溪、沈塘和斗门三个分关遭到海盗和劫匪的抢劫，一名巡役被杀害。⁴

四、 无可奈何的放弃

从1911年10月到1913年6月，粤海关派出两位法籍帮办——铁德兰和克雷摩——管理高雷常关。分关众多，开支巨大，关艇缺乏，地方不靖，使常关难以维系，在中国屡屡所向披靡的海关终于萌生退意。1913年3月，克雷摩在写给梅乐和的一封标有绝密字样的信函内写着：“现在的制度表明，一个日益增长的开支，不会比以前纯粹中国人管理时获得更多的税收。另外，这一地区严重而持续的不稳定，省政府在维持秩序方面的无能，不能保护生命和财产安全；地方政府的保护缺乏，地方官个人也难以信赖。到处土匪横行，抢劫猖獗。分关偏僻，由于缺乏交通，访问分关非常不便……现在请你将我的职责压力很好地向总税务司反映，引起他的注意，在目前情况下，尝试对这一地区继续进行行政管理是不适当的”。

“另一方面，最近我与法国当局的接触已经证实了我的怀疑，无论法国本土的高级官员，还是东京的官员，都对广州湾租借地的发展没有真正用心和持续的兴趣”。“如果我们的机构能够按照目前胶州和大连的制度来组织，还有一点成功的机会”。⁵

海关方面看来接受了克雷摩的建议，1913年6月，梅乐和在一份粤海关的常关令中宣布结束对高雷常关的管理：“高雷常关员工将从常关关卡撤出，准备与广东革命政府交接，总税务司指令我（梅乐和）与当地中国官方协商和处理相关事务，粤海关监督已经任命张恩孝接管雷州各分关，俞伯敬接管高州各分关”。⁶

¹广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 12 月 28 日。

²广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，191 年 12 月 8 日。

³广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 6 月 4 日。

⁴广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 12 月 11 日。

⁵广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 3 月 15 日。

⁶《粤海常关令》，广东省档案馆藏 94 全宗 1 目录案卷号 358 号，粤海常关 1913 年 6 月 25 日第 273 号令。

据 1910 年的《广东省财政说明书》，海关接管高雷常关之前，高雷两府的常关收入分别是：

	1908年	1909年
高州口	正税：22807 两 杂税：12065 两	正：22526 两 杂：12730 两
雷州口	正税：24307 两 杂税：3467 两	正：29578 两 杂：3681 两 ¹

海关接管期间，高雷常关的收入为：1912 年，33647 两，1913 年（半年），26338 两。

²看上去海关接管时期的收入少了很多，辛亥革命后当地治安混乱、走私严重应该是造成收入减少的主要原因，再联系海关新接管期间的巨额开支，海关的放弃就成为必然。

值得一提的是，胶海关谈判时，德国方面同意在租界内设立海关，有一个担心是在边界设关，会导致租界旁边一个新的中国城市兴起。克雷摩帮办在他的另一封信里建议：“（除了实行胶州体制）我的另一个建议是把雷州开放为一个条约口岸，这样，广州、香港、澳门与雷州之间的合法贸易会繁荣起来，它当然会使法国嫉妒……”³1913 年，高雷常关交给广东省政府后的情况，目前尚不清楚，直到 1936 年，国民政府才重新建立雷州海关。

结 论

综观 1911 年-1913 年粤海关对高雷常关的接管，是错误的时间在错误的地点用错误的方法做了一件错误的事情，因此失败不可避免。错误的时间：接管工作发生在辛亥革命前后，从北京到广州再到粤西，政府更迭造成的混乱和权力真空使高雷常关无法得到中国政府的支持，新政府根本无暇顾及高雷常关这样的“小事”。⁴错误的地点：正如高柳松一郎的分析，法国之获取广州湾租借地，“其目的在谋维持其在华之政治的势力与军事之计划，固无藉以为经济的活动之意趣也”。⁵法国当局不热衷于发展贸易，自然对海关的设立不甚在意，与胶州租借地德国当局对海关的态度大相径庭。从中国方面看，粤西地区民风强悍，革命党人亦多在此活动，仇外心态和走私活动较为普遍，海关洋员开展工作殊为不易。错误的方法：中德当局在胶州湾租借地海关筹建过程中，已经注意到九龙海关的困境。由于香港拓界到新界，原来的九龙海关不得不迁址，并管辖广东省与香港之间更漫长的分界线，稽查和缉私工作成本高昂，而且经常就分界线的划分与港英当局产生摩擦。但是，高雷常关的管理者们无视九

¹广东清理财政局编订：《广东省财政说明书》（宣统二年），卷五，关税，正杂各税。见《清末民国财政史料辑刊》，北京图书馆出版社，2007 年，第 8 册，第 377 页。

²《中国旧海关史料》第六十二册，1136、1315 页。

³广东省档案馆馆藏 94 全宗 1 目录，案卷号 558，高雷常关主任致税务司呈函，1912 年 2 月 28 日。

⁴1913 年，北京政府财政部曾命令将高州口和雷州口交给琼海关监督管辖，后来发现高雷常关已存在，又补发命令加以更正，称两口仍归粤海关洋员管辖。见：前北京政府财政部编：《关税案牍汇编》，台湾文海出版社（文海初编 862），第 172、173 页。

⁵高柳松一郎著，李达译：《中国关税制度论》，商务印书馆 1927 年。第四编，第 59 页。

龙海关“线长关多”的前车之鉴，反而广建分关，却无力管理。错误的事情：高雷常关与粤海关相距千里，粤海关之接管，显然违背了《辛丑条约》中海关接管五十里内常关的规定，体现了海关不断寻求扩张权力的野心，怎奈此番接管高雷常关，生不逢时，力不从心，最终无奈放弃。海关接管高雷常关的这段插曲，丰富了我们对于租借地海关的认知，体现了传统常关向近代海关转型的一个环节。

朝鮮近代史と木浦の租界

高錫珪(韓国 木浦大学)

1. 木浦開港の経緯
2. 近代都市木浦の形成
3. 近代都市木浦の特性:都市の二重性
4. 近代文化遺産の保存と活用

1. 木浦開港の経緯

朝鮮王朝は1439年(世宗21)4月、木浦(モクポ)に万戸鎮(マンホジン)を設置した。現在の木浦はその時から歴史の中で名前と土地が一致するという、所謂‘地名権’を獲得したわけだ。だが現在の木浦につながる根元になったのはやはり1897年10月1日の開港からである。木浦は釜山(プサン)・元山(ウォンサン)・仁川(インチョン)に続き、1897年10月1日開港した朝鮮の四番目の開港場である。

開港場はその開港方式により、条約港と自開港に分けられる。条約港は条約当事国の間に条約を締結し開港した港で、自開港はその国が自ら開港が必要だと思い開港した港である。木浦は朝鮮政府が開港した最初の自開港だった。開港の主な目的は近代化の財源を蓄積するための関税収入の増大、すなわち海関税の収受にあった。したがって、10月1日は木浦の開港日であるながら海関事務の開始日でもある。

木浦の開港期は1897年10月1日から1910年9月まで13年間だった。この期間を特徴によって区分すると次のようだ。①1897.10から1898.2まで、木浦港の基盤を作った時期で、務安(ムアン)監理署および木浦海関と日本領事館が設置され、特に日本人移民が増えた時期である。②1898.2から1905.12まで、務安監理の管轄時代で、木浦開港場の建設期であり、葛藤期に該当する。1898年2月から1903年まで、8回にかけて労働争議が起こった。その労働争議は木浦でおきた最初の労働運動であり、日本の経済収奪に抵抗した民族抵抗運動と評価されている。この時期には海壁工事、道路、埋立工事など、各種建設事業が活発に進行された。③1906.1から1910.9まで、木浦理事庁の管轄時代で、事実上日本の植民都市期に入った時期である。

2. 近代都市木浦の形成

1) 開港場木浦の初期都市化の過程

木浦はその都市形成の由来により‘旧各国共同居留地’区域と‘旧木浦府内面’区域に分けられる。前者は‘日本人の村’であり、後者は‘朝鮮人の村’であった。二つの区域は出発から違う。開港当時の木浦は務安郡木浦鎮という地域の周辺に位置したが、まもなく各国共同居留地区域が決まり、木浦はその二つの区域を総称するようになった。したがって初めて市街地が形成された場所もその二つの区域だった。

木浦の建設は海壁工事から始まった。市街地の造成および拡張は、防潮堤の築造と干拓地の埋立工事によって進んだ。木浦の都市発達史は干拓と埋立の歴史と言っても過言ではなく、木浦は海上に立てられた都市であった。海壁工事で基本構造が組まれた各国共同居留地は、その中の市街地をどのように作ったのだろうか。温錦洞から(旧)草原ホテル跡まで続く道路と船艙から来る道路が合流し双橋里に繋がる、いわゆる‘務安街道’が基本道路になり、市街地計画が成り立った。

一方、木浦で土地のない朝鮮人の住居地は、墓地一帯を住居地に開発することで造成された。当時‘豚小屋’と呼ばれる程、恵まれてない土地だった。日本人居留の埋立地 1km²と朝鮮人居住の山麓墓地 1.33km²、これが木浦の出発点であった。前者は計画的な市街地で、後者は未計画の市街地であった。このように木浦の初期都市化は差別から始まり、二重性を持って出発した。そして朝鮮人の村と日本人の村を繋ぐ道が務安通という道路で、その中でも接点が五叉路であった。そこには人々の往来が多かったし、様々な事情や話もあったわけである。

2) 日帝強占期、木浦の大都会への成長と朝鮮人差別

1912年に総督府の土地調査局が行政区域の改定のために各地の市街地調査を行い、木浦もその調査に従い、町名改定が施行された。

町という名称は日本人居住地の居留地と木浦駅前の新開発地に付けられ、洞という名称は居留地の外の朝鮮人村に付けられた。日本人村には町を、朝鮮人村には洞を付けて、その名前で分ける差別的な行政措置をとったのである。しかし初期に見える東西軸の発達は、1920年代初期からは朝鮮人村を向く南北軸の発達に変わりつつ、市街地拡張の方向も変わった。

1926年には全南物産共進会が開かれ、木浦は“全南の玄関で、物産集合の中心地であり、朝鮮では第3位を占めるほどの重要港”であり、“商業の要地”に位置づけられた。以後人口は徐々に増え、1935年10月にはついに6万を突破した。全国3大港・6大都市の木浦は全盛期を迎えた。朝鮮人であればだれもが知っている李蘭影の‘木浦の涙’は逆説的に木浦の全盛期を歌った大衆歌謡であった。

しかし全てが順調とは言いにくく、都市開発の差別は随所に見られ、2万以上の朝鮮人が居住する北橋洞を中心にした竹橋里一帯は特にひどかった。出発から‘豚小屋’と言われ、30余年が過ぎたその時まで、汚物が山のように積まれているなど、合理的な近代都市計画とはとおく離れた地域だった。

ところでそこも遂に変化が始まった。1930年以後になると、人口の中心が朝鮮人村に移動するようになり、朝鮮人村にも道路改修という投資の手が及ぶことになった。そうなった背景には有権者数の増加という朝鮮人の比率の増加があった。有権者数が1939年には日本人が1,074人で、朝鮮人が1,233人に達することになり、ついに日本人の有権者数を超えた。朝鮮人村に施設投資が行われることができたのはそのような条件の変化が起こした結果だった。しかし二つの地域の差は既に大きく広がっていたし、狭めようとする力もそれを超えるには相変らず微小だった。

3. 近代都市木浦の特徴:都市の二重性

1) ソウルの二重性

日本の植民地化は、韓国自らの主体的努力による都市近代化を大きく歪曲した。したがって都市は生まれつき二重的構造を持つしかなかった。日本人中心の新都市と朝鮮人中心の伝統都市に分離され、それは‘都市の間の二重性’ともいえる。一方、その二重性は都市の内にも階級的差別が民族的差別に変貌して現れた。こういう‘都市の内の二重性’はソウルの中心部でも例外ではなかった。全国的には日本人中心の新都市と朝鮮人中心の伝統都市に区分できるが、ソウルの内では民族による住居地域の区分に現れた。ソウルの空間の中に‘朝鮮民族の町、鐘路’＝‘北村’と‘日本人の町、忠武路・明洞’＝‘南村’という、対比される姿である。

結局韓国の都市は近代的形態を整えた日本人町と、まだ非近代的で伝統村の状態に留まっている朝鮮人町に明確に分かれた。

2) 木浦の二重性:儒達山(ユダルサン)の南と北

ソウルの北村と南村という二重性は、先述べたように木浦にも同じく現れた。即ち‘旧各国共同居留地’区域＝‘日本人村’と‘旧木浦府内面’区域＝‘朝鮮人村’の間の差別がその二重性だった。

新都市木浦で生まれて育った作家の朴花城(パクファソン)のデビュー作『秋夕前夜(1925,朝鮮文壇)』にも木浦のその二重性がよく現れている。その一部分をみよう。

“木浦の晝(昼)は見るのに本当にかわいそうだ。南側には櫛比する日人(日本人)の瓦屋で、中央には草屋と昔の瓦屋が混在しており、東北では樹林の中にある西洋人の家や男女学校、礼拝堂が建てられている他、いくつかの瓦屋を除いては、地面にくっついている草屋だけだ。また向い側の儒達山の下を見よう。家は豚小屋のような草屋が山を覆って、完全な貧民窟だ”



“南に櫛比する日人(日本人)の瓦屋”がある町は、まさに旧居留地を中心にした日本人村のことを言い、“完全な貧民窟”と言った儒達山の下は朝鮮人村であった。差別が激しかった都会の姿は木浦生まれ育ちの作家の目を通して表現されている。

小説の中の話だけではなく、新聞にも報道された。『中外日報』1927年8月17日の記事には

“木浦港は全南の関門で商工業の発展は逐日に繁盛していく反面、かえって朝鮮人の生活状態は満次惨境に没落され居住する所もなく、甚だしくは儒達山の険悪な石間まで穴蔵、あるいは土窟を掘って生活している気の毒なの現状”

と云い、まるで『秋夕前夜』の一部のように同じ内容を伝えている。

4. 近代文化遺産の保存と活用

木浦を例として近代の場所がどのように消滅し、またどのように保存されながら再生できたのか、筆者の経験を基に紹介しよう。

1) “木浦歴史文化の街”の構想への背景

木浦では 1999 年、旧東洋拓植株式会社の木浦支店の建物に対する撤去問題が提起されて、反面に保存する動きもあった。その動きは地域住民の支援を得て旧東洋拓殖株式会社の撤去議論は中断され、近代文化財として指定することにより、保存・活用する道が開かれた。ところで木浦にはこの建物以外にも重要な近代建築物がいくつか現存しており、その全ては撤去議論から離れているとはいえない。それでその事件をきっかけに、木浦の近代建築物をはじめ、保存価値のある歴史文化資源を保存するための方案が議論されるようになった。

その結果 1999 年 11 月 27 日、木浦市民団体聯帯の主催により、第 1 回「木浦歴史の街を歩く大会」が開かれた。大会は木浦旧都心一帯の近代遺跡を保存し、これを教育や観光資源に活用するため、圏域化と動線化することを目的として企画された。すなわち“木浦歴史文化の街”を設定し、近代の歴史文化資源を線に結び、街自体を博物館化して保存しようとする試みであった。

「木浦歴史の街を歩く大会」はその試みと関連した主要な成果だった。言論の反応も肯定的であったし、多くの市民が参加して大会の意味を一層高めてくれた。その結果‘歴史の街’指定に従う近代文化遺産の保存運動は成功した。

2) 『‘木浦市歴史文化の街’造成の基本計画』樹立の意味

以後、木浦市では『‘木浦市歴史文化の街’造成基本計画』を発注し公式化した。“木浦歴史文化の街”造成の基本概念は開港 100 周年を迎えた木浦の都市発達の基本になるという点で重要といえる。これは都市の時代に、新しい都市イメージを歴史と文化から形象化する点で、時代適合的な作業である。基本計画は①近代の歴史文化資源を保全・整備し、②新旧が共存する文化都市のイメージを構築すると共に、③歴史文化資源を活用した地域経済の活性化を目指し、木浦の歴史文化の街を作るといったことだった。すなわち、この計画は近代の歴史文化遺産の保存および活用を通して、旧都心の経済の活性化を目標にしたことである。今まで開発と保存は常に対立する概念だった。ところでそれがここでは“開発のための保存”という新概念を選ぶことにより、いままでの対立ではなく調和の意味を持つことになった。それは歴史・文化が経済の活性化のための道具になれる点を認めたことだったし、文化こそが商品であるという考え方をそのまま反映したともいえる。‘木浦市歴史文化の街’造成の基本計画は 2002 年 11 月に完了した。その後、試行錯誤をたどりながら、遅いが少しずつ実践されつつある。

‘木浦市歴史文化の街’は空間と文化を繋いでくれる道で、夢を見て夢を実現するための芽、すなわち思い出を守る道である。歴史文化の街に沿い、思い出を守って新しい思い出を作り出し、未来の夢を見て実現していくと期待される。都市空間が形成される過程、そこで生まれた文化を理解し、その伝統を大切にしながら守っていく時、木浦に意味のある未来が開かれるだろう。

3) 木浦中央教会(旧東本願寺木浦別院)の廃置議論

(1) 消える日本強占期の近代建築物

2007 年 1 月 25 日、木浦では市民団体の木浦フォーラムの主催で、“中央教会(旧東本願寺)の建物存廃の問題と元都心の活性化に関する市民大討論会”が開かれた。いわゆる近代文化遺産の保存と撤去に関する論争で、1999 年の旧東洋拓植株式会社の木浦支店、2003 年の竹洞教会に続き、三回目の近代遺産関連の議論であった。

木浦中央教会は木浦を代表する三大近代建築の一つで、その活用価値が大きく注目されたが、惜しくも木浦市と中央教会がある元都心権の商人は元都心の活性化のため、建物を撤去し駐車場を造る計画を立てた。

(2) 独特な履歴の東本願寺木浦別院

現木浦市務安洞にある木浦中央教会は、木浦に初めて建てられた仏教寺院の東本願寺木浦別院があった敷地だ。正式の名称は『真宗大谷派東本願寺』であった。東本願寺別院は

1898年4月に崩れたバラックの空家に建てられた木浦の初めての仏教寺院だった。1930年代石造に新築し今日に至っている。長方形の単層建物で、典型的な日本式の建築様式を持っている。解放以後、浄光寺の管理下であって、現木浦中央教会が1957年3月17日に建物敷地を契約し、同年7月1日に移転して今日に至っている。寺院が教会になった異色の略歴を持ったこの建物は、木浦を訪ねる日本人の観光客が頻繁に訪ねる踏査コースでもある。



(3) 緊迫した3ヶ月

筆者を始め、木浦の市民団体は‘木浦中央教会(旧東本願寺)保存の市民対策委員会’を構成し討論会を開き、要請文を配布するなど、世論を動かすのに力を注いだ。そして利益に関わる当事者の元都心商人にも、お互いメリットのある妥協案を提示した。すなわち駐車場と建物の保存を同時に可能な道を探そうとした。その道は建物を木浦市が買収して近代文化遺産に指定し、

文化財庁の支援を受けるということだった。数回も文化財庁を説得して保存運動に参加することを要請し、言論機関に投稿してイシュー化した。こういう多角度の接触やお互いメリットのある方案を前に出した結果、文化財庁が支援意思を示したし、木浦市も受け取ったのである。そうしてこの建物は近代文化遺産と登録され、撤去危機を脱した。緊迫した3ヶ月であった。

保存というのは、過去のもをそのまま守るという意味ではない。まだ現れてない新しい文化的価値のために、今活用しながら保存するという意味である。過去と現在をつなぐ架け橋の役割を果たす近代文化遺産こそ、このように保存して未来のための資産として残さなければならない。壊すことだけが解決策ではなく、かえって保存を通した活用により良い答があるということである。このような点が説得力を發揮し、その結果保存運動は成功することができた。

しかしその過程で歴史的場所を守り、再生することは、決して容易ではないということをもう一度確認しなければならなかったのも事実である。

[凡例]



宗教施設

- ①松島神社 ②天理教 木浦宣教所 ③金光教 木浦教會所 ④日本基督木浦教會⑤大師寺 ⑥淨土寺 ⑦西本願寺[眞光寺]
 ⑧東本願寺 別院⑨曹洞宗 興禪寺 ⑩日蓮宗 統照寺[妙法寺]⑪白羊寺 布教堂[永明寺][朝鮮寺] ⑫達聖寺[鎬達寺]
 ⑬陽洞基督教會 ⑭天主教會

學校施設

- ㊦木浦公立尋常高等小學校 ㊧木浦公立高等女學校 ㊨明照幼稚園 ㊩木浦公立普通學校㊪女子普通學校 ㊫木浦永興學校
 ㊬木浦貞明女學校 ㊭希聖幼稚園 ㊮木浦公立商業學校

大衆文化施設

- ㊯常盤座 ㊰木浦劇場 ㊱平和館

朝鮮近代史와 木浦의 租界

高錫珪(韓國 木浦大學校)

1. 木浦 開港의 經緯
2. 근대도시 木浦의 형성
3. 근대도시 木浦의 특성 - 도시의 이중성
4. 近代文化遺産의 保存과 活用

1. 木浦 開港의 經緯

1439년(世宗 21) 4월 木浦에 萬戶鎭을 설치하였다. 현재의 木浦는 이때부터 역사 속에서 이름과 땅의 일치라는 이데면 ‘地名權’을 획득한 셈이다. 그러나 현재의 木浦로 이어지는 직접 뿌리는 역시 1897년 10월 1일 개항부터였다. 木浦는 釜山, 元山, 仁川에 이어 1897년 10월 1일 문을 연 조선의 네 번째 開港場이었다.

개항장은 그 개항 방식에 따라 條約港과 自開港으로 구분한다. 조약항은 조약당사국과 조약을 체결하여 개항한 항구이고, 자개항은 그 나라가 개항할 필요를 느껴 독자적으로 개항한 항구이다. 木浦는 조선정부 최초의 자개항이었다. 개항의 주목적은 근대화 재원 마련을 위한 關稅 수입의 증대에 있었다. 즉 海關稅에 있었다. 그런 점에서 10월 1일은 開港日임과 동시에 木浦海關의 사무 개시일이기도 하였다.

木浦의 개항기는 1897년 10월 1일부터 1910년 9월까지 13년간이었다. 이 기간을 특징에 따라 구분하면 다음과 같다. ①1897. 10. ~ 1898. 2. : 木浦港의 기틀이 짜인 시기로, 務安監理署 및 木浦海關과 일본 영사관이 설치되었고, 특히 일본이민이 증가하였다. ②1898. 2. ~ 1905. 12. 무안감리 管轄시대로 木浦 개항장의 건설기이자 갈등기에 해당한다. 1898년 2월부터 1903년까지 8회에 걸쳐 노동쟁의가 발생하였다. 이 노동쟁의는 최초의 노동운동이며, 일제의 경제적 수탈에 항거하는 민족적 저항운동으로 평가 받고 있다. 海壁工事, 도로, 매립공사 등 각종 건설사업이 활발하게 진행되었다. ③1906. 1. ~ 1910. 9. 木浦理事廳의 관할시대로 사실상의 식민도시기로 들어갔다.

2. 근대도시 木浦의 형성

1) 개항장 木浦의 초기 도시화 과정

木浦는 그 도시형성의 유래에 따라 ‘舊 各國共同居留地’ 區域과 ‘舊 木浦府 府內面’ 區域으로 구분되었다. 전자는 ‘일본인 마을’이고 후자는 ‘조선인 마을’이었다. 이 두 구역은 출발부터 달랐다. 개항 당시 木浦는 務安郡 木浦鎭

주변을 말하였는데, 곧이어 각국공동거류지 구역이 정해지면서 木浦는 곧 이 구역을 지칭하는 말이 되었다. 따라서 木浦에 처음 市街地가 형성된 곳도 물론 이 구역이었다.

木浦의 건설은 海壁工事로부터 시작하였다. 시가지의 조성 및 확장은 防潮堤 築造와 干拓地 埋立工事로 일관되었다. 木浦의 도시발달사는 곧 간척과 매립의 역사였고 木浦는 바다 위에 선 도시였다. 해벽공사로 큰 열개가 잡힌 각국공동거류지 안의 시가지는 어떻게 만들어졌을까? 溫錦洞에서 (舊)草原호텔 자리로 가는 길과 船艙에서 오는 길이 서로 만나 다시 雙橋里로 이어지는 이른바 ‘務安街道’가 기본도로가 되어 시가지계획이 이루어졌다.

한편 땅이 없는 木浦에서 조선인들의 주거지는 墓地 일대를 택지로 바꾸면서 조성되었다. 당시 이곳은 ‘돼지우리’라고 불릴 만큼 축복받지 못한 땅이었다. 일본인 거류의 매립지 1km²와 조선인 거주지 山麓 墓地 1.33km², 이것이 木浦의 출발이었다. 전자는 계획된 시가지였고 후자는 미계획의 시가지였다. 木浦의 초기 도시화는 이렇듯 차별에서 비롯된 이중성을 갖고 출발하였다. 그리고 조선인 마을과 일본인 마을을 이어주는 도로가 務安通이고 그 중에서도 接點이 五距離였다. 따라서 이곳에 사람들의 왕래가 잦았고 그래서 사연도 많았다.

2) 일제강점기 大都會 木浦의 성장과 鮮日人 차별

1912년에 總督府 土地調査局에서 행정구역 개정을 위해 각지의 시가지조사를 시작했는데 木浦에서도 이때에 맞추어 町名 改定을 斷行하였다.

町이란 명칭은 일본인들의 거주지인 거류지와 木浦驛 앞의 신개발지에 부여했으며, 洞이란 명칭은 거류지 밖, 조선인들이 살고 있던 곳에 붙였다. 이때의 町名 改定은 일본인 마을엔 町을, 조선인 마을엔 洞을 붙여 아예 그 이름부터 갈라놓는 차별적인 행정초처였다. 그러나 초기에 있었던 東西軸의 발달이 1920년대 초반부터 조선인 마을을 향한 南北軸의 發達로 轉移되면서 시가지 확장의 방향이 달라졌다.

1926년에 열린 全南物産共進會를 거치면서 木浦는 이제 “全南의 玄關이요 物産集會의 중심지로 조선에서는 제3위를 점령할만한 重要港”이자 “商業의 要地”로 자리 잡았다. 이후 인구는 꾸준히 늘어 1935년 10월에는 마침내 6만을 돌파하였다. 전국 3大港 6大都市로 木浦는 전성시대를 맞이하였다. 李蘭影의 ‘木浦의 눈물’은 역설적으로 그런 木浦의 전성시대를 謳歌한 대중가요였다.

그러나 모든 게 순탄하지는 않았다. 차별은 곳곳에 나타났지만, 특히 조선인 2만 이상이 집단으로 거주하는 北橋洞을 중심으로 한 竹橋里 일대가 특히 그러하였다. 첫 출발부터 ‘돼지우리’ 같다고 하더니 30여 년이 지난 이때까지도 오물이 산처럼 쌓여 있는 등 합리적인 근대도시와는 거리가 먼 꼴이었다.

그런데 이곳에도 마침내 변화가 오기 시작하였다. 1930년 이후가 되면 인구 중심점이 조선인마을로 이동하더니 조선인 마을에까지 道路 化粧이라는 시설투자의 손길이 미치게 되었다. 그렇게 된 배경에는 유권자수의 증가로 상징되는 조선인 비중의 증가였다. 유권자수가 1939년에는 일본인 1,074명에 조선인 1,233명에 달함으로써 마침내 일본인 유권자수를 능가하였다. 그나마 조선인 마을에 시설 투자가 행해 질 수 있었던 것은 이런 조건의 변화가 만들어낸 산물이었다. 그러나 격차는 너무 벌어져 있었고 좁히려는 힘도 커졌다고는 하나 여전히 미미했다.

3. 근대도시 木浦의 특성 : 도시의 이중성

1) 서울의 이중성

일제의 강점은 우리 스스로의 주체적 노력에 의한 도시근대화를 크게 왜곡시켰다. 그리하여 도시는 태생적으로 이중적인 구조를 가질 수밖에 없었다. 일본인 중심의 신도시와 조선인 중심의 전통도시로의 분리가 그것이었다. 이것이 ‘都市間의 이중성’이었다. 한편 이런 이중성은 도시 내에도 계급적 차별이 민족적 차별과 고스란히 이어지면서 나타났다. 이런 ‘都市 内の 이중성’은 서울 중심부에서도 예외 없이 나타났다. 전국적으로는 日人 중심의 신도시와 조선인의 전통도시로 구분되어지나, 서울 내에서는 민족에 따른 주거지역의 구분으로 나타났다. 서울의 공간 속에 ‘민족의 거리, 鐘路’=‘北村’과 ‘日人の 거리, 忠武路·明洞’=‘南村’이란 대비적인 모습으로 드러났다.

이리하여 결국 우리나라 재래의 도시는 근대적인 형태를 갖춘 일본인 거리와, 아직도 구태의연한 상태에 머물러 있는 조선인 거리로 확연히 갈라졌다.

2) 木浦의 이중성-儒達山の 南과 北

서울의 북촌과 남촌에서 보이는 이중성은 앞서 본 것처럼 木浦에도 그대로 나타났다. 즉 ‘舊 各國共同居留地’ 區域 = ‘일본인 마을’과 ‘舊 木浦府 府內面’ 區域 = ‘조선인 마을’ 간의 차별성이 바로 그것이었다.



신도시 木浦에서 나서 자란 작가 朴花城의 데뷔작 「秋夕前夜」(1925, □朝鮮文壇□)에도 木浦의 그런 모습이 잘 묘사되어 있다. 그 한 구절을 보자.

“木浦의 낮(晝)은 보기에 참 애처롭다. 남쪽으로는 櫛比한 日人の 기와집이요, 중앙으로는 초가와 옛 기와집이 섞여 있고 동북으로는 樹林 중에 서양인의 집과 남녀학교와 예배당이 솟아 있는 외에 몇 기와집을 빼놓고는 땅에 붙은 초가뿐이다. 다시 건너편 儒達山 밑을 보자. 집은 돌 틈에 구멍만 뚫어놓은 도야지막 같은 초막들이 산을 덮어 완전한 빈민굴이다.”

“남쪽으로 櫛比한 日人の 기와집”이 있는 거리는 바로 구 거류지를 중심으로 한 일본인 마을을 말하고 “완전한 빈민굴”이라고 이름 붙인 유달산 밑은 다름 아닌 조선인 마을이었다. 차별이 심한 도회의 모습은 木浦에서 낳고 자란 한 작가의 눈을 통해 이렇듯 뚜렷하게 드러났다.

소설 속의 이야기는 이번에는 신문기사에 사실로 보도되었다. □中外日報□ 1927년 8월 17일자에는

“木浦港은 全南의 關門으로 商工業의 發展은 逐日 繁盛되어 가는 反面에 도리어 朝鮮人의 生活狀態는 滿次 慘境에 沒落되어 居住할 곳이 없어 甚至於 儒達山의 險惡한 石間까지 「움집」 혹은 土窟을 파고 生活하고 있는 目不忍見의 現狀”

이라고 하여 마치 「秋夕前夜」의 한 부분을 보는 듯한 내용을 전하고 있다.

4.近代文化遺産의 保存과 活用

木浦의 예를 들어 근대적 장소들이 어떻게 소멸되었고 또 어떻게 보존되면서 재생할 수 있었는지 필자의 경험을 토대로 소개하고자 한다.

1) “木浦 歷史文化의 길” 구상의 배경

木浦에서는 1999년 舊 東洋拓植株式會社 木浦支店 건물에 대한 철거 문제가 제기되면서 이의 보존을 위한 운동이 일어났다. 그 운동은 지역민들의 호응을 받아 철거 논의는 중단되었고, 근대문화재로 지정됨으로써 보존, 활용하는 쪽으로 결론이 났다. 그런데 木浦에는 이 건물 외에도 의미 있는 근대 건축물들이 적지 않게 있는데 모두 다 이런 철거 논의에서 예외일 수 없었다. 따라서 이 사건을 계기로 보존할 가치가 있는 木浦의 근대 건축물을 비롯한 歷史文化資源을 일괄 보존하기 위한 방안이 논의되었다.

그 결과 1999년 11월 27일 木浦市民團體聯帶 주최로 제1회 「木浦 歷史의 길 걷기대회」가 열렸다. 이 대회는 木浦 舊都心 일대의 근대 유적을 보존하고 이를 교육의 場, 觀光자원 등으로 활용하기 위하여 이를 圈域化하고 動線化하기 위해 기획되었다. 즉 “木浦 歷史文化의 길”을 설정하여 근대의 歷史文化資源을 線으로 연결하여 거리박물관 형태로 보존하려는 시도였다.

「木浦 歷史의 길 걷기 대회」는 그런 시도와 관련된 주요한 성과였다. 언론의 반향도 긍정적이었고 많은 시민이 참여하여 운동의 의미를 더욱 높여 주었다. 그 결과 ‘역사의 길’ 지정에 따른 근대 문화유산의 보존운동은 성공하였다.

2) 『木浦市 歷史文化의 길 造成 基本計劃』 樹立의 意味

그 후 그런 뜻이 싹을 틔워 木浦市에서는 □木浦市 歷史文化의 길 造成 基本計劃□을 발주하여 이를 공식화하였다. “木浦 歷史文化의 길” 조성의 기본 개념은 개항 100년 동안의 木浦 도시발달에 토대를 두고 있다는 점에서 중요하였다. 이는 도시의 시대에 새로운 도시 이미지를 역사와 문화에서 형상화 해낸다는 점에서 시대 적합한 작업이었다. 기본계획은 ①근대 歷史文化資源을 보존·정비하고, ②옛것과 새것이 공존하는 문화도시 이미지를 구축함과 아울러 ③歷史文化資源을 활용한 지역경제 활성화를 목적으로 「木浦 歷史文化의 길」을 조성한다는 것이었다. 요약하자면, 이 계획은 근대 歷史文化遺産의 보존 및 활용을 통한 구도심의 경제 활성화를 목표로 한 것이었다. 종래 개발과 보존은 항상 대립되는 개념이었다. 그런데 그것이 여기서는 “개발을 위한 보존”이란 신개념을 택하게 됨에 따라 더 이상 대립이 아닌 조화의 의미를 지니게 되었다. 이는 역사·문화가 경제활성화의 도구가 될 수 있다는 점을 인정한 것이었고 문화가 곧 상품이란 현실을 그대로 반영하는 것이었다.

“木浦市 歷史文化의 길” 조성 기본계획은 2002년 11월에 완료되었다. 그후 시행착오를 거치면서 아주 느리지만 조금씩 실천되어 가고 있다.

“木浦 歷史文化의 길”은 공간과 문화를 이어주는 길이고, 그리하여 꿈을 꾸고 꿈을 실현하기 위한 싹, 즉 추억을 지키는 길이다. 歷史文化의 길을 따라 추억을 지키고 새로운 추억을 만들어 가면서 미래의 꿈을 꾸고 실현시켜 나갈 것으로 기대하고 있다. 도시공간이 형성되어 가는 과정, 거기서 생긴 문화를 이해하고 그 위에서 그 전통을 소중하게 여기면서 가꾸어 나갈 때 木浦에게 의미 있는 미래가 열릴 것이다.

3) 木浦中央教會(舊 東本願寺 木浦別院) 건물 置廢 논의

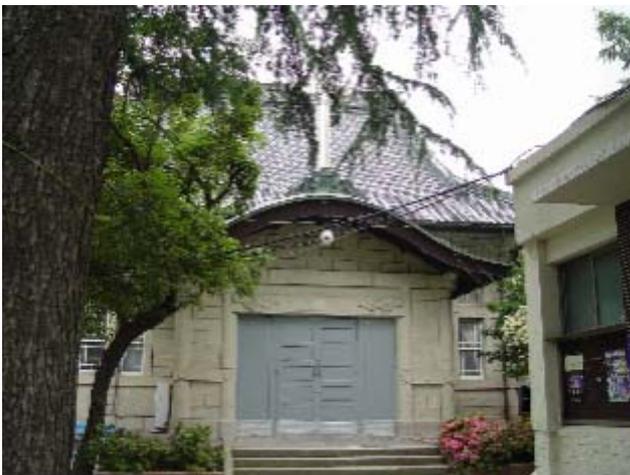
(1) 사라지는 일제 근대건축물

지난 2007년 1월 25일 木浦에서는 시민단체인 木浦포럼 주최로 “중앙교회(구 동본원사) 건물 존폐 문제와 原都心 활성화를 위한 시민 대토론회”가 열렸다. 이른바 근대문화유산의 보존과 철거를 둘러싼 논쟁으로 1999년 舊 東洋拓植株式會社 木浦支店 건물, 2003년 竹洞教會 건물에 이어 세 번째였다.

木浦中央教會 건물은 木浦를 대표하는 3대 근대건축물 중 하나로 그 활용가치가 크게 주목되었다. 그런데 아쉽게도 歷史文化의 길 조성사업은 그 시작조차 제대로 하지 못한 채 주차장을 만든다는 구실로 철거 위기를 맞았었다. 木浦市와 중앙교회가 자리 잡고 있는 원도심권 상인들은 원도심 활성화를 위해 이 건물을 철거하고 그 자리에 주차장을 만들겠다고 하였다.

(2) 독특한 이력의 東本願寺 木浦別院

현 木浦市 務安洞에 있는 木浦중앙교회 건물은 木浦의 첫 불교사원인 東本願寺 木浦別院이 있던 곳이다. 정식명칭은 眞宗 大谷派 東本願寺였다. 동본원사 별원은 1898년 4월에 다 허물어진 바라크 빈집에 세운 木浦의 첫 불교사원이었다. 1930년대 石造로 신축하여 오늘에 이르고 있다. 장방형의 단층건물로 전형적인 일본식 건축양식을 띄고 있다. 해방 이후 淨光寺의 관리를 받다가 현 木浦중앙교회에서 1957년 3월 17일 건물부지를 계약하여 동년 7월 1일에 이전하여 오늘에 이르고 있다. 사찰이 교회가 된 이색적인 약력을 지닌 이 건물은 木浦를 찾는 일본인 관광객들이 자주 찾아가는 답사코스이기도 하다.



(3) 긴박했던 3개월

필자를 비롯하여 木浦의 시민단체들은 ‘木浦중앙교회(구 동본원사) 건물 보존 시민대책위원회’를 구성하여 토론회를 열거나 호소문을 배포하는 등 여론을 움직이는데 힘을 모았다. 그리고 이해당사자인 원도심 상인들에게도 원-원을 위한 방안을 제시하였다. 즉 주차장과 건물보존을 동시에 얻는 길을 찾도록 하였다. 그 길은 이 건물을 木浦市에서

매입하여 근대문화유산으로 지정하고, 文化財廳의 物的 支援을 받아내는

것이였다. 여러 차례 문화재청을 설득하여 보존 운동에 동참해 줄 것을 요청하였고, 언론 기고 등을 통해 이슈화해 나갔다. 이런 다각도의 접촉과 원-원 전략을 내세운 결과 문화재청에서 지원 의사를 밝혔고 이를 木浦市가 수용하였다. 그리하여 이 건물은 근대문화유산으로 등록될 수 있었고, 마침내 철거 위기를 벗어났다. 긴박했던 3개월이였다.

보존이란 무조건 옛 것 그대로를 붙잡고 있겠다는 뜻은 아니다. 아직 드러나지 않은 새로운 문화적 가치를 위해 지금 활용하면서 보존한다는 뜻이다. 전통과 현대를 잇는 가교 역할을 하는 근대문화유산이야말로 이와같이 보존하여 미래의 자산으로 남겨두어야 한다. 부수는 것만이 능사가 아니고, 오히려 보존을 통한 활용에 더 좋은 답이 있다. 이런 점들이 설득력을 발휘하였고 그 결과 보존운동은 성공할 수 있었다.

그러나 그 과정에서 역사적 장소를 지키고 재생시키는 일이 결코 쉽지 않음을 다시 한 번 확인하고 말았다.

[凡例]



宗教施設

- ①松島神社 ②天理教 木浦宣教所 ③金光教 木浦教會所 ④日本基督木浦教會
⑤大師寺 ⑥浄土寺 ⑦西本願寺[眞光寺] ⑧東本願寺 別院
⑨曹洞宗 興禪寺 ⑩日蓮宗 統照寺[妙法寺]
⑪白羊寺 布教堂[永明寺][朝鮮寺] ⑫達聖寺[鑰達寺] ⑬陽洞基督教會 ⑭天主教教會

學校施設

㊶木浦公立尋常高等小學校 ㊷木浦公立高等女學校 ㊸明照幼稚園 ㊹木浦公立普通學校
㊺女子普通學校 ㊻木浦永興學校 ㊼木浦貞明女學校 ㊽希聖幼稚園 ㊾木浦公立商業學校

大衆文化施設

㊿常盤座 ㊻木浦劇場 ㊼平和館

朝鮮の清国租界地—釜山を中心に

韓東洙(韓国 漢陽大学)

1.序言

現在、釜山(プサン)駅の向かい側の草梁(チョリャン)地域は国内外に広く知られた外国人商店街で、19世紀末から今日に至るまで、韓国歴史の中での異邦地帯であった。大韓帝国末期、ここに清国租界地が設置され、「清館」と呼ばれ、1945年の終戦後には朝鮮半島に進駐した米軍らによって解放された町という意味から「テキサス村」という別称が与えられ、1980年代後半、盧泰愚(ノ・テウ)大統領の時期に政府が推進した北方政策の結果としてロシアとの交流の拡大に従い、いま主にロシア船員と商人らを相手にするショッピングセンターに変わった。現在、この地域にはロシア人を対象にする衣類、家具、建築材料、機械工具商などが位置しており、華僑中学校がある草梁1洞におよそ250店舗、草梁2洞におよそ100店舗など、全部で350店舗に達している。しかし、1970年代までにはこの地域は中国人が営む漢方薬屋と菓子店、中国人雑貨店などそのほとんどを中国人が占めていた。一時期、数万人を上回っていた華僑らは韓国政府の華僑抑制規制政策により、1980年代前後で多くの人々がアメリカと台湾に移住し、現在はおよそ2000人程度が残り、一品香、長春房、四海房、紅星房、釜港などの中国料理店と華僑学校、華僑教会、華僑協会などを維持しながらチャイナタウンの命脈を保っている。

本論文は東アジアの居留地と租界地¹の歴史において特殊な位置に置かれている租界という特殊な朝鮮半島の清国租界地に関する実体を把握し、朝鮮半島に展開した日本以外の政治勢力と空間の対応関係の究明を試みるものである。そのために、ここでは主に清国租界地と関連した当時の基礎資料を通じて租界地の形成過程と敷地構造を追跡することに主眼を置いた。

¹ この用語に関しては<第2回外国人居留地研究会 in 函館>〔第2回外国人居留地研究会 in 函館〕実行委員会、2010年)に収録された斎藤多喜夫の“横濱における居留地の成立と都市形成”(15-16ページ)で詳細に述べている。しかし、清国租界地の場合はこの文で言及した“遠隔地貿易のための外国商人が滞在する土地に所在地の権力に服従し、その証拠として地代や家賃を支払うことが居留地である。その点で土地を本国政府の支配下に置いた植民地や期限付で領土を割譲する租界地は差がある。”という概念に必ず合致せず、居留地と租界地に関する他の解釈が必要である。例えば“居留地内の地区は競貸の方法を経て清国臣民に永遠に貸与する”という規定は居留地の概念とは一定の差がある。また、同じ内容を中国語文書では租界地で、日本語文書では居留地として使っており、これは中国には租界地だけがあり、日本には居留地だけがあるため、用語に対する認識の差がもたらした結果とも言える。ここでは引用された資料に清国居留地と明記している場合を除いては全て清国租界地で統一して使用した。

2.釜山の清国人と租界地の形成過程

朝鮮半島に租界地が登場したのは 1876 年釜山港を始め、1880 年に元山(ウォンサン)、そして 1883 年仁川(インチョン)につづく。以後 1897 年には木浦(モクポ)と鎮南浦(チンナムポ)、1899 年には郡山(クンサン)、清津(ソンジン)、馬山(マサン)にそれぞれ租界地が設置された。この中で清国租界地は当時清が海外に設置した唯一の租界地で、すでに知らされている通り、釜山以外の仁川、元山の港町に設置されていた²。これら清国租界地は 1910 年日本が大韓帝国を併合した以後も持続的に維持され、1945 年終戦後には清館の街、または、中国人の街、チャイナタウンなどの名称で呼ばれながらその命脈を受け継いできた³。次に釜山の清国租界地を調べるに先立ち、終戦以前までの釜山と清国租界に関連する主要事件を以下に整理した⁴。

1876:開港場で開港、釜山港日本人居留地界條約で草梁倭館地域が日本人専管居留地となる

1880:日本居留民管理官庁を釜山領事館に改称

1882:朝清商民水陸章程の締結

1883:英国政府瀛仙山一帯領事館敷地で租借

1884:清国釜山商務署の設置

1885:釜山監理署の廃止

1890:釜山監理署の設置

1892:清国人の釜山移住

(1894:日清戦争の勃発)

1895:東萊觀察府で改称、釜山監理署の廃止

1896:東萊府で改称、東萊監理署の設置

(1897:大韓帝国の宣布)

1898:清国領事館の設置

1902:中央洞、草梁・釜山鎮一帯の海面埋立

1903:東萊郡で改称

(1904:日露戦争の勃発)

1905:京釜線の開通

1906:東萊府で改称、釜山理事庁の設置、東萊監理署の廃止

1910:釜山理事庁を廃止と釜山府に改称

1913:日本人居留民団法および居留地制度の廃止、清国領事館の閉鎖

1925:慶尚南道道庁の釜山で移転

1936:第一次行政区域の拡張

² この中で仁川の清国租界地に関してはすでに大まかな状況を調査、分析を行い、関連した内容は 2007 年文化財庁の近代文化財記録化事業の一環として刊行された〈仁川善隣洞共和春実測調査報告書〉に詳細に紹介している。

³ ただし、現在、筆者は北朝鮮地域にある元山に位置していた清国租界地の終戦以後の変化に関連した資料を持っておらず、正確な状況は分かっていない。

⁴ 釜山市公式ホームページの時代別釜山歴史とその他の史料を参考にして作成した。

1937:日中戦争の勃発

1942:第二次行政区域の拡張

1949:釜山府から釜山市に改称(人口 47 万人)

釜山に支那人、すなわち清国人が居住し始めたのがいつからかは確実ではないが、19 世紀後半、少数の清国商人らが釜山に移住し商業活動を始めたのが清国人居留の嚆矢となり、現在確認されている統計資料の中で比較的時期が早いものを調べると、明治 34 年(1897 年) 5 人が居住していることを確認できる⁵。そして警務総監部調査資料によると、明治 43 年(1910 年)末、釜山の人口構成は朝鮮人が 71,114 人、日本人が 24,936 人、中国人を含んだ外国人が 378 人と、全部で 96,428 人が居住し、外国人の中で中国人は 356 人でそのほとんどを占めるほど、急激にその数が増加した⁶。以後この数字は表 1 に示したように、時期により増減を見せるが、1923 年まで平均 200 人程度が釜山地域に常駐していることが分かる。ただし、この中でどのぐらいが清国租界地内に居住していたかについては正確な資料がなく、現在では確認できない。

表 1. 釜山府居留支那人年度別戸口変化表(1910 年-1923 年)⁷

区分	明治 43 年	明治 44 年	大正 1 年	大正 2 年	大正 3 年	大正 4 年	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	
戸数	50	34	46	43	36	47	40	38	45	41	47	49	57	72	
人口	男	-	-	175	180	36	189	149	161	151	162	211	217	239	310
	女	-	-	35	31	149	21	21	26	36	29	15	14	18	23
	計	356	168	210	211	170	210	170	187	187	191	226	231	257	333

表 2. 釜山府外国人男女別人口と戸口表(1927 年-1937 年)⁸

区分	昭和 02 年	昭和 03 年	昭和 04 年	昭和 05 年	昭和 06 年	昭和 07 年	昭和 08 年	昭和 09 年	昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年
戸数	125	142	155	141	122	123	62	63	104	143	43
人口	男	-	-	-	-	-	-	-	360	959	97
	女	-	-	-	-	-	-	-	86	158	41
	計	605	625	643	539	362	364	201	201	446	1117

表 3. 釜山府居留支那人職業別戸口表(大正 12 年、1923 年)⁹

職業別	戸数	人口	職業別	戸数	人口	職業別	戸数	人口
呉服商	19	131	料理屋飲食店	23	84	支那パン商	11	27
農民	15	27	土木人夫	3	61	-	-	-
人力車夫	-	1	苦力	1	2	合計	72	333

⁵ <釜山港勢一斑:韓国釜山港勢一斑ヲ見ヨ>、相沢仁助編、日韓昌文社、1905 年、244p

⁶ <外国居留地統計>、朝鮮総督府総務部外事局、1911 年、27p

⁷ <朝鮮に於ける支那人>調査資料第 7 輯、朝鮮総督府、1924 年、138p

⁸ <釜山商工会議所統計年報>第一人口、上田耕一郎編、釜山商工会議所、1936 年、1p

⁹ <朝鮮に於ける支那人>調査資料第 7 輯、朝鮮総督府、1924 年、139p

表3は1923年の清国人の職業別分布状況を具体的に見せているが、大多数の人々が呉服商と料食業に従事していることが確認できる。一方、これより10年前の1912年に刊行された〈釜山要覧〉の内容を見ると、清国租界の規模の大きな店舗は30ヵ所に達し、支那居留地内の店舗は30号があり、業種は金巾、木綿、麻布、支那絹紬などの布帛類と和洋雑貨の販売業、米穀、海産物、高麗紙などの輸出業に従事し、その他に草梁および釜山市街に飲食店を営んでおり、呉服と食料が清国人の主要な業種を占めていたことが分かる¹⁰。そして一部は朝鮮の各地に支店や出張所を設置して対応する業務を取り扱っていた。この時期の代表的な商号は芝罘出身の華僑による盛泰義、公来号、永発東、恒順和、瑞泰号と広東出身の養生泰、徳聚和、瑞泰号、怡泰昌が上げられる¹¹。

また初期の資料¹²を見ると、釜山では朝清商民水陸章程が締結された翌年の1883年9月、清国の商人である徳興号が日本領事により営業の妨害を受け、これにより清政府が諸外国との紛糾も葛藤を避けるために朝鮮の「外部衙門」に釜山をはじめとする港に清国租界地の設定を試みた。そして商人らの権益を保護するために清国政府は1884年、釜山商務署を現在の草梁1洞の華僑学校の位置に設置し、その周辺に店舗を兼ねた清国人の住宅が建てられながら順次、清館の街が形成された。釜山商務館は明治35年(1898年)に至って清国領事館に変わり、清国居留民と通商航運の保護が主な業務であった¹³。以後、鉄道敷設と共に建てられた釜山駅は清国領事館から6丁¹⁴程度離れてあった。

清国領事館を中心にした清国租界地は草梁倭館から東萊部につながる町角に位置し、草梁倭館に比べ発展していない地域であった。(図1)ただし、1902年、海岸埋立てと1905年京釜線の開通を通じて釜山停留所と港湾施設が設けられ始めながら釜山の新しい中心地としての役割を担うことになる。

¹⁰ 〈釜山要覧〉、釜山商業会議所編、釜山商業会議所、1912年、207p

¹¹ 〈釜山要覧〉、釜山商業会議所編、釜山商業会議所、1912年、207p。この中瑞泰号は芝罘人と広東人に全部いとされているため、これは再確認が必要であり、養生盛は仁川でも店舗を経営していた。そして芝罘は現在の山東省煙台地域である。初期に朝鮮半島に移住した華僑らの90%がこちら地域出身であり、韓国に居住する華僑の90%以上が山東省の出身である。

¹² 総理各国事務衙門(台湾近代案館蔵号:01-25-013-01-004)

¹³ 領事館の設置時点に対して〈釜山案内〉(佐藤善雄編、釜山駅、1926年、14p)では明治35年(1902年)と記録しているが〈朝鮮に於ける支那人〉調査資料第7輯(朝鮮総督府、1924年、138p)には明治31年(1898年)とされており、その名称もそれぞれ違って、前者は支那領事館、後者は清国領事館と表記されている。その他に〈大正十一年釜山府勢要覧〉(釜山府編、釜山府、1921年、29p)には明治35年(1902年)支那領事館が設置され、〈昭和七年九月編纂釜山府勢要覧〉(釜山府編、釜山府、1922年、25p)には明治35年(1902年)中華民国領事館が設置されたと記録されている。特に〈昭和七年九月編纂釜山府勢要覧〉には領事館の代表者として陳祖備の名称まで記録されている。この部分に関しては確認が必要である。

¹⁴ ここで丁というのは正確な距離の概念というよりは都市の空間を構成するブロックを意味し、6丁が離れているということは6個のブロックを過ぎているとの意味であると推定される。



図 1. 東萊(トンネ)釜山古地図の草梁(赤い矢印の部分)周辺、国立中央図書館所蔵、
年度及び 製作者未詳, 82.7cm x 133.4cm

現在、清国租界地、すなわち、清国居留地または支那居留地という表記が見える比較的早い時期の地図の中で重要なものは、1902年と1903年に製作された釜山市街地全図(図2)と釜山市街地及附近地図(図3)である。この2つの地図にはすでに道路と区画が整備された市街地に成長した日本人居留地から東萊(トンネ)に向かうまだ整備が行きとどいていない清国租界地が見える。特に釜山市街地及附近地図は伏兵山と海関山一帯を中心に各国居留地という表記があり、各国居留地が設置される計画があったこと、その一環で英国領事館敷地および露国領事館敷地が確定されていたことが分かる。興味深い点はこの両領事館の位置は清国領事館と同じく、伏兵山越しの龍頭山を中心にした日本居留地と色々な側面から見て、異質な性格を持つところである。しかし、以後埋立てを通じて港湾施設と鉄道が設けられ、また倉庫が建設されながら日本人居留地の影響力は順次に北側に拡大の一路を歩くことになる。しかも日本が大韓帝国を併合した以後には外国の影響力が消え、清国租界地の地位と役割はより一層縮小され、衰退する一方であった。

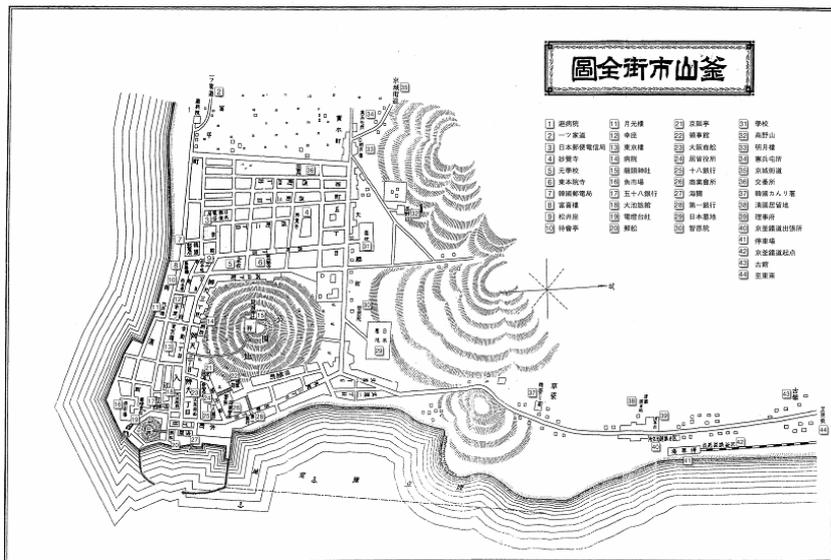


図 2. 清国居留地が表記されている釜山市街地全図(韓国案内、香月源太郎、青木嵩山堂、1902 年)、右側の索引は地図の内容を参考にし、筆者が追加作成したもの

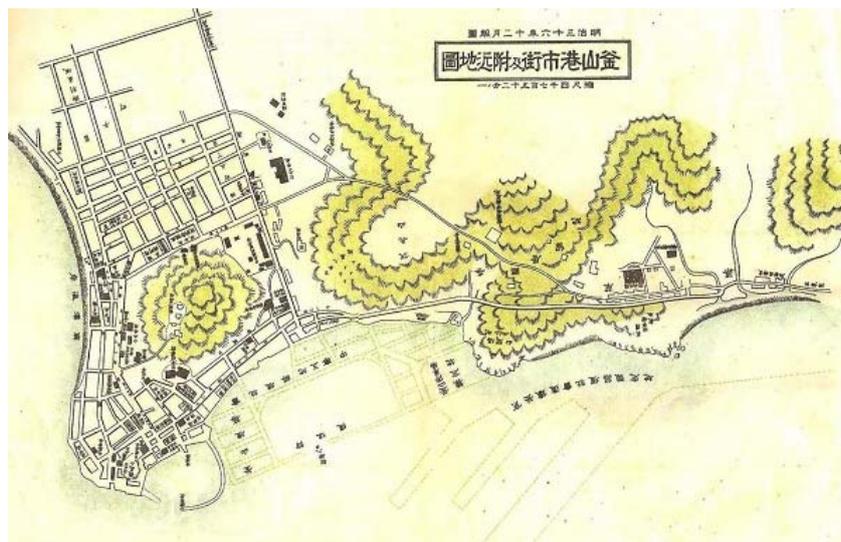


図 3. 各国居留地の位置を始め、英国領事館と露国領事館の敷地、海岸埋立以後港灣計画が表記された釜山市街地及び附近地図(釜山中区庁蔵、1903 年)

3. 釜山清国租界地の地籍構造

1910 年度に作成された文書である〈仁川、釜山、元山清国租界地章程〉の最後の部分にある釜山清国租界地の実測平面図は 1/1200 の縮尺で製作され、3 種類の線で租界地境界線と予定区域境界線、地区等級区画線を区分している。その形態は南北の長さが長く、東西の幅が若干狭い台形の形態をしている。租界地の流れる二つの河川は西高東低の地形地勢であるため、西から東方向に流れ海に入っていく。基本的に 筆地の区画は東西方向と南北方向で 3 本ずつ開設

された道路により一次的に分割され大型筆地を形成し、筆地の等級は山麓から海岸側へ移るにつれ3等地、2等地、1等地と区分した。(図4)

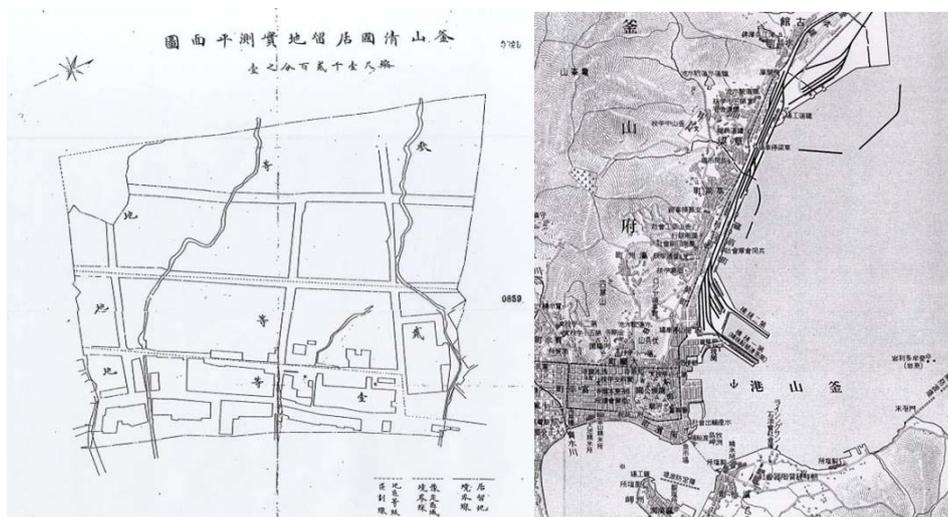


図4. 釜山清国居留地の實測平面図(左)¹⁵、釜山府全図(右)¹⁶

当時この図面を製作するために作成された資料の中に測量予算と測量担当者に関する記録が残っている。それを整理したのが表4と表5である。表4を見ると、仁川に比べて租界の規模が大きく、ソウルから距離も遠い釜山の測量経費が大きく策定されており、釜山と仁川、両方とも旅費が人件費に比べ、はるかに大きい金額を占めている。また、朝鮮人と日本人の宿泊費は3倍、日給は2倍の差等をつけている。

表4. 釜山仁川清国専管居留地測量予算¹⁷

地名	釜山		仁川	
	明細書	金額	明細書	金額
旅費	往復 大邱釜山間二等實費(汽車)	15圓40錢	往復 2人分	5圓28錢
	韓人(宿泊料1圓, 日当50錢) 20日分	30圓00錢	韓人(宿泊料1圓, 日当50錢) 12日分	18圓00錢
	日人(宿泊料3圓, 日当1圓) 20日分	80圓00錢	日人(宿泊料3圓, 日当1圓) 12日分	48圓00錢
人夫賃	韓人(1日50錢支給) 3人 20日分	30圓00錢	韓人(1日50錢支給) 3人 12日分	18圓00錢
	日人(1日1圓支給) 1人 20日分	20圓00錢	日人(1日1圓支給) 1人 12日分	12圓00錢
	人夫汽車賃(往復)	17圓60錢	人夫汽車賃(往復)	6圓00錢
消耗品費	-	10圓00錢	-	5圓00錢
総額	-	203圓00錢	-	112圓28錢

¹⁵ <拍賣地基・釜山港拍賣地段>(台湾近代案館蔵号:02-35-005-04),特異点は日本語文書には居留地と表記され、中国語文書には租界地と表記されている。

¹⁶ <朝鮮の都邑>,朝鮮総督府,朝鮮印刷株式会社,昭和7年(1932年)

¹⁷ 国家記録院所蔵資料文書番号 CJA0002264.

表 5. 釜山仁川清国居留地測量担当者¹⁸

担当地域	所属、職位	姓名
釜山	土地調査局 技手	大野庄三郎
	土地調査局 技手	孫 炳 岐
仁川	土地調査局 技手	日高仙吉
	土地調査局 技手	鄭 南 奎

釜山の清国租界地に関する測量図面はこの史料以外にもう一つがある。それは慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原図という図面で、全 28 枚で構成されている。この図面の最初の部分を見ると、明治 45 年(1908 年)6 月 10 日から 7 月 28 日の間に調査を完了し、大正元年(1911 年)10 月 22 日測量に着手して同年 12 月 31 日測量を完成、大正三年(1914 年)1 月 30 日異動地測量をしたと記録されている。(図 5) 縮尺は 1/600 と 1/1200 の 2 種類を使用し、測量に関与した人は表 6 のようである。この人々は前述した実測平面図を測量した人物であり、人員も大幅に増加している。



図 5. 釜山面草梁洞原図表紙

表 6. 慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原図 測量関係者名簿

職責	職位	姓名	備考
班 長	監査官	水石光吉郎	
監 査 員	技手	嶋田滋一	
副監査員	同	長谷川久太郎	
監査員附	同	吳世鼎	

¹⁸ 国家記録院所蔵資料文書番号 CJA0002264

測量員	同	朴顯洪	
同一	同	權泰鈺	
監査員	同	丸山宗次郎	
測量員	同	李民雨	
測量員	同	金炳瑞	

この 28 枚の図面の中で清国租界地の領域と一致するのは残念ながら第 19 枚と第 20 枚の 2 枚であり、清国租界地の 1 等地と 2 等地の領域を大半含んでいる。縮尺は 1/600 で、図面の左側には調査完了の時点が記されており、第 19 枚明治 45 年(1908 年) 6 月 14 日、第 20 枚同じ年の 6 月 10 日で、測量日は第 19 枚 1911 年 11 月 7 日、第 20 枚 10 月 29 日と、それぞれ記録されている。(図 6) また、これと共に朴顯洪という測量員の名前も記されている。この図面は図 4 の面図に比べ筆地規模と形態がより詳細に確認できる。1,2 等地の筆地は大半が東西方向が長く、南北方向が短い細長型の形態が主流となっており、清国領事館が位置している場所を型筆地は殆どない。

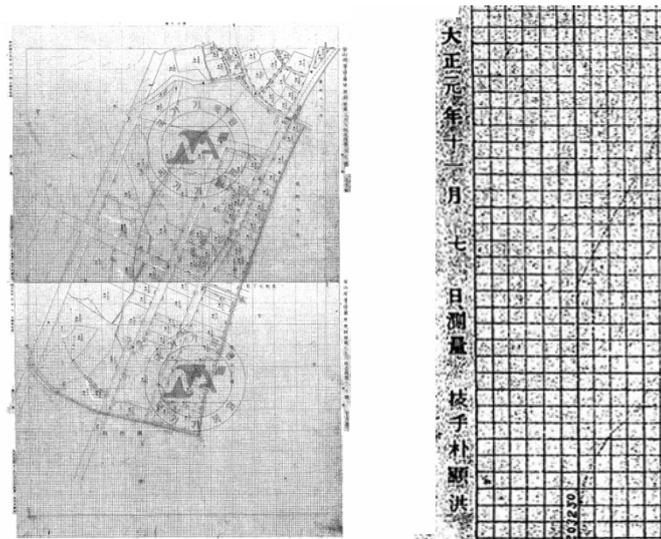


図 6. 慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原図の中、清國租界地部分 2 枚を繋いだ図面(左)と測量日と測量員を記録した部分(右)¹⁹

¹⁹ この資料は韓国国家記録院が所蔵している地籍原図である。

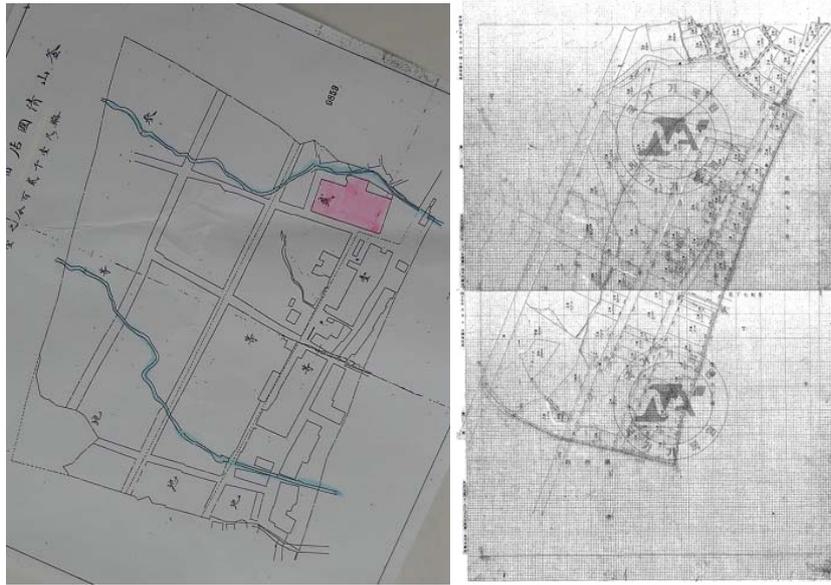


図 7. 1910 年度釜山清国租界地の測平面図(左)と 1911 年度釜山面草梁洞原図(右)

この筆地区画は現在の地籍図と比較してもそれほど大きな化はなく、街路の形態と規模、筆地の大きさは殆ど本来の姿のままを維持している。ただし、筆地内部に存在した 2 つの河川は現在全部埋め立て道路に変わった状態である。(図 8)



図 8. 1910 年度釜山清国租界地の測平面図(左)と 2009 年の草梁一洞地籍図(右)

次に清国租界地の正確な借地面積は 20771.82 方二米²⁰で、この中で最も大きい部分を占めているのは3等地で、全体面積の半分を少し越えている。(表 7) ただし、この面積を清国租界地の全体面積にするには別途の計算作業が必要である。そして借地となった筆地数は全 130 個で、その中で 1 等地が 62 個と最も多く、2 等地と 3 等地がそれぞれ 34 個ずつである。この中で清国領事館として使われた筆地が含まれた 2、3 等地の 5 個の筆地以外にはすべてが民間人に競貸されたことが分かる。また、ここで当時清国租界地の筆地規模を比較してみると表 8 のように釜山の清国租界地は元山や仁川に比べ、はるかに大きかったことが分かる。

表 7. 釜山清国居留地の借地地区数、面積及び借地料(1911 年)²¹

官私	借地者数	地区数				面積(方二米)				借地料(圓)			
		1 等地	2 等地	3 等地	合計	1 等地	2 等地	3 等地	合計	1 等地	2 等地	3 等地	合計
官	1	-	3	2	5	-	1580.65	477.28	2057.93 ²²	-	18.984	3.824	22.808
私	40	62	31	32	125	4000.64	4370.15	10343.10	18713.89	64.464	52.632	82.864	199.960
合計	41	62	34	34	130	4000.64	5950.80	10820.38	20771.82	64.464	71.616	89.688	222.768

表 8. 清国居留地の借地地区数、面積及び借地料(1911 年)²³

地名	地区数			面積(方二米)			借地料(圓)		
	官用地	私有地	合計	官用地	私有地	合計	官用地	私有地	合計
仁川	1	57	58	947.80	5815.12	6762.92	7.580	76.800	84.380
釜山	5	125	130	2057.93	18713.89	20771.82	22.808	199.960	222.768
元山	1	40	41	332.25	8009.45	8341.70	3.996	78.596	82.592
合計	7	222	229	3337.98	32538.46	35876.44	34.384	355.356	389.740

この測量が行われた翌年、釜山の地価等級を定めた資料があり、その資料によると清国租界地が位置した草梁一帯の等級は 10 等級の中で中下に該当する 7 等級であり、土地の値段も 1 等級に比べ 1/7 程度に過ぎず、日本人が主に居住した地域に比べて開発が立ち遅れた地域であったと予想される。(表 9) 反面、埋立てでできた地域は最高等級と評価され、海岸埋立てを通じた港湾と鉄道施設の登場が清国租界地にとっては決して有利な条件を与えなかったことを示している。

²⁰ この単位の大きさは換算すれば 4 m²である。その他にも米突という単位も使われているが 1 米突は中国裁尺 2 尺 9 寸であると規定している。(台湾近代案館館蔵号:01-25-030-02-035)

²¹ これは明治 44 年(1911 年) 3 月末の記録で朝鮮総督府総務部外事局で刊行した<外国居留地統計>(国立中央図書館所蔵)の表を整理したものである。

²² ここで官用地 2057.93 方二米は清国領事官用地である。

²³ 明治 44 年(1911 年) 3 月末の記録で朝鮮総督府総務部外事局で刊行した<外国居留地統計>(国立中央図書館所蔵)の表を整理したものである。

表 9. 釜山の土地等級一覧表(1912 年)²⁴

等級	総坪数	1 坪価額	個所
1	8738.65	100 圓以上	本町 1 丁目, 辨天町 1, 2 丁目, 埋立新町, 佐藤町, 池ノ町, 大倉町, 岸本町, 高島町
2	17,346.38	70 圓以上	本町 1, 2, 3, 4 丁目, 幸町 1 丁目, 南濱町 1, 2 丁目, 埋築地, 中ノ町
3	17,694.83	50 圓以上	南濱町 1, 2 丁目, 琴平町, 辨天町 1, 2 丁目, 幸町 1, 2 丁目, 西町 1 丁目 大廳町 1, 2, 3 丁目
4	12,006.33	40 圓以上	本町 3, 4 丁目, 南濱町 3 丁目, 辨天町 2, 3 丁目, 幸町 1, 2 丁目, 西町 1, 2, 3, 4 丁目, 大廳町 1, 3 丁目
5	12,613.91	30 圓以上	本町 3 丁目, 南濱町 3 丁目, 幸町 2 丁目, 西町 1, 2, 3, 4 丁目, 大廳町 1, 2 丁目
6	41,184.25	20 圓以上	大廳町 1, 2, 3, 4 丁目, 富平町 1, 2 丁目, 賓水町 1 丁目
7	47,510.12	15 圓以上	賓水町 1, 2, 3, 4 丁目, 富平町 3, 4 丁目, 水町 5 丁目, 草梁
8	40,781.48	10 圓以上	絶影島全部, 土城町 1, 2 丁目, 緑町 1, 2 丁目, 草場町 1, 2 丁目
9	5,500.22	5 圓以上	古館一圓, 釜山鎮一圓
10	40,337.98	5 圓以下	土城町 3 丁目, 草場町 2 丁目, 富民町, 谷町, 中島町, 大新里
計	243,718.16	-	-

それでは、それぞれの筆地は具体的に誰にどのぐらいの値段で払い下げられたのだろうか。現在これに関連した資料は完全ではないがその一部が残っている。この資料はそれぞれの筆地を測量した地図を添付しているだけでなく、筆地の構造が分かる位置と戸数までを記載している。(表 10) 特に位置を見ると海灘地、頭條馬路、二條馬路、三條馬路等と街路の名称が付けされているが、これは南北方向の道路を海岸側から上に行きながら付けたものであり、頭條横馬路は清国領事館すぐ後にある東西方向の道路を示すものと判断される。また租界西辺の新地に該当する所は実測平面図に見える予定区域境界線で表記された区域と推定されるが、実際の姿と形態が完璧に一致せず、図面の確認作業が必要とされる²⁵。また第 5 号巡捕房地一段の場合は、養生盛が借地人で唯一建物と土地が共に借地となっている事例である。

²⁴ 大正 1 年(1912 年)釜山商業会議所が出した<釜山要覧>(国立中央図書館所蔵)の 111p にある表を整理したものである。

²⁵ 地籍原図と借地人別に作成された地籍図面の間の比較は今後の課題である。

表 10. 吊面原契地九段と新発給地契地十段一覧表(1904)²⁶

類型	位置	号数	面積(方二米突)	借地人	拍價(元)	備考
吊面原契地	頭條馬路 ²⁷	第 02 號楊聚德堂地一段	-	同豊泰	330	-
		第 2, 3 號中間私割與永源増地一段	-	同豊泰	300	-
		第 03 號王東泉地一段	-	同豊泰	310	-
		第 07 號福聚泰地一端	-	怡太號	900	-
	二條馬路 ²⁸	第 01 號德盛號地一段	-	同豊泰	411	-
		第 03 號王東泉地一段	-	同豊泰	400	-
		第 17 號王東泉地一段	-	義生盛	170	-
不列號王東泉地一段		-	義生盛	353	-	
新発地契地	頭條馬路	第 05 號巡捕房地一段	61. 515	義生盛	461	建物+土地
		第 79 號地一段	133. 19	義生盛	251	-
		第 81 號地一段	134. 98	元昌慎	600	-
	三條馬路	第 83 號地一段	1454. 18	梁愈堂	405	-
		第 84 號地一段	505. 475	三益堂	90	-
	頭條橫馬路	第 86 號地一段	693. 85	德泰源	85	-
		第 87 號地一段	806. 0425	德泰源	195	-
	海灘地	第 80 號地一段	317. 26?	義生盛	141	-
		第 82 號地一段	614. 7085	元昌慎	251	-
	租界西邊界地	第 85 號地一段	2899. 795	德泰源	275	-
計	-	-	-	6199 ²⁹	-	

4. 釜山清国租界地の建築の特徴

清国租界地の筆地に関する資料は本稿が紹介した通りであるが、この地域の建築に関する資料は現在まで確認されたものがそれほど多くない。特に現存する建物がほとんどなく、当時の建築の特徴を調べるのは非常に大きい限界である。ただし、残された写真を通じて見てみると、仁川の清国租界地に建てられたのと類似する性格の建物が街路辺に建てられていたと判断される。これは住居と商店を兼ねた店舗用住宅として当時の中国にも類似の事例があり、日本の近代都市で多く見られる前面が狭くて奥行が長くなっている町屋ともある程度関連性を持っている。現在の筆者が確保した 2 枚の写真で前述したような状況が一部類推でき、図 9 の左側写真の場合は少なくとも海岸が埋立てられる前の 1902 年以前のもものと判断され、清国領事館の全景を含め、1 等地の姿を見せていると思われる。そしてこの写真を通じて清国領事館の場合は単一の建物でなく、いくつかの建物で構成されており、実測平面図に表記されているのと大きい差を見せている。実際 1946 年に米軍によって作成された釜山の地図にも清国領事館の跡地にはいくつかの建物が建てられているのが確認できる。

²⁶ 釜山租界拍賣地段清冊台(湾近代案館蔵号:02-35-055-01)、実際、18 個だけの資料がある。

²⁷ この部分に該当する地域の面積は丈尺で東西と南北の長さが表現されているため、同じ単位での換算ができず、空欄で置いた。

²⁸ この部分に該当する地域もやはり面積は丈尺で東西と南北の長さが表現されているため、同じ単位での換算が出来ず、空欄で置いた。

²⁹ 実際に合算した結果はこの金額より 271 元が少ない 5928 元である。



図9. 釜山清国領事館付近の全景(左)と街の姿(右)、釜山東亜大学校金基洙教授提供

5. 結び

以上のように本論文は釜山の清国租界地の形成過程と筆地構成に関し、史料を中心に簡略に羅列したものに過ぎない。資料の不足によりまだ清国租界地の姿を正確に復元するには限界があるものの、一部地域に関しては比較的具体的な状況が把握できた。特に詳細な地籍資料が存在する1等地と2等地の場合、1等地が細長型の小さい筆地で細分化されている反面、2等地は不規則な大型の筆地で区画され、両方の機能が違ったと判断される。そして清国租界地の空間構造は現在までも大きな変化がなく、維持されていることを確認できた。釜山の清国租界地は開港初期、清国商人の釜山定着過程において日本との対立関係を通じて誕生したのであり、日本が大韓帝国を併合した以後にも持続的にその権利を認めたことは非常に異例なことである。最後に今後資料の補完を通じて清国租界地が持つ特殊性を普遍的な租界地と居留地概念の中で再評価することはもちろん、日帝強占期の間、釜山の都市と建築に関して、日本の開港場の中でひとつであり、釜山と地形など色々な状況が類似である神戸との深い比較³⁰が進行される必要があると考えられる。

6. 資料

*以下は原文をご参照下さい。

³⁰ 釜山の都市計画に関して神戸をはじめとして東京を参考対象に言及したのは1927年釜山繁栄会が刊行した『釜山繁栄論策』(釜山繁栄会編、釜山繁栄会、1927)に載っている。この本は当時釜山の都市発展のために論文を公募し、その中で入賞したのを収録したもので、1等をした間城香陽がこのような意見を提示した。(同じ本の97p-106p参照)

朝鮮의 淸國租界地: 釜山을 中心으로

韓東洙(韓國 漢陽大學)

1. 서언

현재의 釜山驛 맞은 편 草梁 지역은 國內外에 널리 알려진 외국인 상점가로 19세기말부터 오늘에 이르기까지 한국 역사속의 異邦地帶이다. 대한제국 말기 이곳에 청국 조계지가 설치되면서 “淸館”이라고 불렸고, 1945년 해방 이후에는 한반도에 진주한 미군들의 해방거리라는 의미에서 “TEXAS村”이란 별칭이 붙여졌으며, 1980년대 후반 노태우 정부가 추진한 북방정책의 결과로 러시아와의 교류가 확대되자 러시아 선원과 상인들을 주로 상대하는 쇼핑 센터로 탈바꿈했다. 현재 이곳에는 러시아인을 대상으로 한 의류, 가구, 건축자재, 기계공구상 등이 자리 잡고 있는데 화교중학교가 있는 초량 1동쪽에 2백50여개, 초량 2동쪽에 1백여개 등 모두 3백50여개에 이른다. 하지만 1970년대만 해도 이 지역에는 중국인 한약방과 과자점, 중국인 잡화점 등 중국인으로 가득 차 있었다. 한 때 수 만명을 상회했던 화교들은 한국정부의 화교에 대한 규제정책으로 인해 1980년대를 전후로 상당수가 미국과 대만으로 이주해 갔고 현재는 2000여명 정도가 남아 一品香, 長春房, 四海房, 紅星房, 釜港 등의 일부 中國料理店과 華僑學校, 華僑教會, 華僑協會 등을 유지하며 차이나타운의 명맥을 이어가고 있다.

본 논문은 동아시아의 居留地와 租界地¹⁾ 역사에서 비교적 특수한 위치에 놓여 있는 朝鮮半島의 淸國租界地에 대한 실체를 파악하여 조선반도에서 전개된 일본 이외의 政治勢力과 空間의 對應關係를 규명해 보고자 한 것이다. 이를 위하여 여기서는 주로 청국조계지와 관련된 당시의 기초자료들을 통하여 조계지의 형성과정과 필지구조를 추적하는데 주안점을 두었다.

2. 釜山의 淸國人과 租界地의 形成過程

朝鮮半島에 조계지가 등장한 것은 1876년 釜山港을 시작으로 1880년 元山, 그리고 1883년 인천으로 이어진다. 이후 1897년 목포와 진남포, 1899년 群山, 城津, 馬山에 각각 조계지가 설치되었다. 이 가운데 淸國租界地는 당시 淸國이 海外에서 설치한 유일한 租界地로써 이미 알려진 바와 같이 釜山과 더불어 仁川, 元山 등 3개의 항구도시에 설치되어 있었다.²⁾ 이들

1) 이 용어에 대해서는 <第2回外國人居留地研究會 in 函館>〔第2回外國人居留地研究會 in 函館〕實行委員會, 2010년에 수록된 齋藤多喜夫의 “橫濱における居留地の成立と都市形成”(15-16쪽)에서 상세하게 다루고 있다. 하지만 청국 조계지의 경우는 이 글에서 언급한 “遠隔地貿易을 위한 외국인상이 체재하는 토지에 소재지의 권력에 복종하여 그 증거로 地代나 家賃을 支拂하는 것이 居留地이다. 그 점에서 토지를 本國 政府의 지배하에 둔 식민지나 期限付로 영토를 割讓하는 租界地는 차이가 있다.”라고 하는 概念 속에 반드시 含致되고 있지 않아 居留地와 租界地에 대한 또 다른 解釋이 필요하다. 예를 들어 “居留地 내의 地區는 競貸의 方法을 거쳐 淸國 臣民에게 永遠히 貸與함”과 같은 규정은 居留地의 개념과는 일정한 차이가 있다. 또한 동일한 내용을 中國語文書에서는 租界地로, 日本語文書에서는 居留地로 사용하고 있는데 이는 中國에는 租界地만 있고 日本에는 居留地만 있고 있기 때문에 용어에 대한 인식의 차이가 가져온 결과라고도 볼 수 있다. 여기서는 인용된 자료에 淸國居留地라고 明記되어 있을 경우를 제외하고는 모두 청국조계지로 통일, 사용하였다.

2) 이 가운데 仁川의 淸國租界地에 관해서는 이미 대체적인 상황을 조사, 분석한 바 있으며 이와 관련된 내용은 2007년 문화재청 근대문화재 기록화사업의 일환으로 간행된 <仁川善隣洞共和春實測調査報告書>에 상세하게

淸國租界地는 1910년 일본이 대한제국을 병합한 이후에도 지속적으로 유지되었으며 1945년 해방 이후에는 청관거리, 또는 중국인거리, 차이나타운 등의 명칭으로 불리며 그 명목을 이어왔다.³⁾ 먼저 부산의 청국조계지를 살펴보기에 앞서 간략히 해방이전까지 부산과 관련된 주요 사건을 정리해 보면 다음과 같다⁴⁾.

- 1876 : 開港場으로 開港, 釜山港日本人居留地界條約으로 草梁倭館地域이 日本人專管居留地가 됨
- 1880 : 日本居留民管理官廳을 釜山領事館으로 改稱
- 1882 : 朝淸商民水陸章程의 締結
- 1883 : 英國政府 瀛仙山一帶 領事館敷地로 租借
- 1884 : 淸國釜山商務署의 設置
- 1885 : 釜山監理署의 廢止
- 1890 : 釜山監理署의 設置
- 1892 : 淸國人的 釜山移住
- (1894 : 淸日戰爭의 勃發)
- 1895 : 東萊觀察府로 改稱, 釜山監理署의 廢止
- 1896 : 東萊府로 改稱, 東萊監理署의 設置
- (1897 : 大韓帝國의 宣布)
- 1898 : 淸國領事館의 設置
- 1902 : 中央洞, 草梁·釜山鎮一帶의 海面埋立
- 1903 : 東萊郡로 改稱
- (1904 : 露日戰爭의 勃發)
- 1905 : 京釜線의 開通
- 1906 : 東萊府로 改稱, 釜山理事廳의 設置, 東萊監理署의 廢止
- 1910 : 釜山理事廳을 廢止하고 釜山府로 改稱
- 1913 : 日人居留民團法 및 居留地制度의 廢止, 淸國領事館의 閉鎖
- 1925 : 慶尙南道道廳의 釜山으로 移轉
- 1936 : 第一次行政區域의 擴張
- 1937 : 中日戰爭의 勃發
- 1942 : 第二次行政區域의 擴張
- 1949 : 釜山府에서 釜山市로 改稱(人口47萬名)

부산에 지나인, 즉 청국인들이 거주하기 시작한 것은 정확히 언제부터인지 확실하지는 않으나 후반 약간의 淸國商人들이 부산에 이주하여 상행위를 시작한 것이 淸國人居留의 효시가 되었으며 현재 통계자료로 제시된 것 가운데 비교적 시기가 이른 것을 살펴보면 명치 34년(1897년) 5명이 거주하고 있는 것으로 확인되고 있다.⁵⁾ 그리고 警務總監部 調査資料에 따르면 명치 43년(1910년) 말 현재 부산의 인구구성은 조선인이 71114인, 일본인이 24936인, 중국인을 포함한 외국인이 378인으로 모두 96428인이 거주하고 있었으며 외국인 가운데 중국인은 356인으로 절대 다수를 차지할 정도로 급격하게 증가하였다.⁶⁾ 이후 이 숫자는

소개되어 있다.

3) 다만 북한 지역에 있는 원산의 청국조계지가 해방 이후 어떻게 변화되었는지 현재 필자는 관련 자료를 가지고 있지 않아 정확한 상황을 알 수 없다.

4) 부산시 공식홈페이지의 時代別釜山歷史와 기타 자료를 참고하여 작성한 것이다.

5) <釜山港勢一斑: 韓國釜山港勢一斑ヲ見ヨ>, 相澤仁助編, 日韓昌文社, 1905年, 244쪽

6) <外國居留地統計>, 朝鮮總督府總務部外事局, 1911년, 27쪽

표1에서와 같이 시기에 따라 증감을 보이거나 1923년까지 평균 200명 내외가 부산지역에 상주하고 있음을 알 수 있다. 다만 이들 가운데 어느 정도가 청국조계지 내에 거주하고 있었는지에 관해서는 정확한 자료가 없어 현재로서는 확인할 수가 없다.

표1. 釜山府居留支那人年度別戶口變化表(1910年-1923年)⁷⁾

區分	明治 43年	明治 44年	大正 1年	大正 2年	大正 3年	大正 4年	大正 5年	大正 6年	大正 7年	大正 8年	大正 9年	大正 10年	大正 11年	大正 12年	
戶數	50	34	46	43	36	47	40	38	45	41	47	49	57	72	
人口	男	-	-	175	180	36	189	149	161	151	162	211	217	239	310
	女	-	-	35	31	149	21	21	26	36	29	15	14	18	23
	計	356	168	210	211	170	210	170	187	187	191	226	231	257	333

표2. 釜山府外國人男女別人口와 戶口表(1927年-1937年)⁸⁾

區分	昭和 02年	昭和 03年	昭和 04年	昭和 05年	昭和 06年	昭和 07年	昭和 08年	昭和 09年	昭和 10年	昭和 11年	昭和 12年
戶數	125	142	155	141	122	123	62	63	104	143	43
人口	男	-	-	-	-	-	-	-	360	959	97
	女	-	-	-	-	-	-	-	86	158	41
	計	605	625	643	539	362	364	201	201	446	1117

표3. 釜山府居留支那人職業別戶口表(大正12年, 1923年)⁹⁾

職業別	戶數	人口	職業別	戶數	人口	職業別	戶數	人口
吳服商	19	131	料理屋飲食店	23	84	支那パン商	11	27
農民	15	27	土木人夫	3	61	-	-	-
人力車夫	-	1	苦力	1	2	合計	72	333

표3은 1923년 청국인들의 직업별 분포상황을 구체적으로 보여주고 있는데 대다수의 사람들이 吳服商과 料食業에 종사하고 있음이 확인된다. 한편, 이보다 10여년 앞선 1912년에 간행된 <釜山要覽>의 내용을 살펴보면 支那居留地 내의 점포는 30호가 있고 업종은 金巾, 木棉, 麻布, 支那絹紬 등의 布帛類과 和洋雜貨의 販賣業, 米穀, 海産物, 高麗紙 등의 輸出業에 종사했으며 그밖에 초량 및 부산시가에 음식점을 운영하고 있어 역시 吳服과 料食이 청국인들의 주요한 업종을 차지하고 있었다.¹⁰⁾ 그리고 이 가운데 일부는 조선의 각지에 지점이나 출장소를 설치하여 상응하는 업무를 취급하기도 했다. 이 시기에 대표적인 상인으로는 芝罘人인 盛泰義, 公來號, 永發東, 恒順和, 瑞泰號와 廣東人인 義生泰, 德聚和, 瑞泰號, 怡泰昌을 들 수 있다.¹¹⁾

다시 초기의 자료¹²⁾를 살펴보면 부산에서는 朝淸商民水陸章程이 체결된 다음 해인 1883년 9월 청국상인 德興號가 일본영사에 의해 영업방해를 받는 일이 생기게 되는데 이로 인하여 청국 정부에서는 분류와 갈등을 피하기 위하여 조선의 外部衙門으로 하여금 부산을 비롯한

7) <朝鮮に於ける支那人> 調査資料 第7輯, 朝鮮總督府, 1924年, 138쪽

8) <釜山商工會議所統計年報> 第一人口, 上田耕一郎編, 釜山商工會議所, 1936年, 1쪽

9) <朝鮮に於ける支那人> 調査資料 第7輯, 朝鮮總督府, 1924年, 139쪽

10) <釜山要覽>, 釜山商業會議所編, 釜山商業會議所, 1912年, 207쪽.

11) <釜山要覽>, 釜山商業會議所編, 釜山商業會議所, 1912年, 207쪽. 이 가운데 瑞泰號는 芝罘人과 廣東人에 모두 있는 것으로 되어 있는데 이는 재확인할 필요가 있으며 義生盛는 仁川에서도 점포를 경영하고 있었다. 그리고 芝罘는 현재의 山東省 煙臺地域이다. 초기에 조선반도로 이주한 華僑들의 90%가 이곳 지역 출신이며 한국에 거주하는 화교의 90% 이상이 산둥성 출신이다.

12) 總理各國事務衙門(臺灣近代檔案館館藏號: 01-25-013-01-004)

항구에 청국조계지를 설정하게 하고자 한다. 그리고 이들의 권익을 보호하기 위하여 1884년 淸國政府는 釜山商務署가 현재의 초량 1동 화교학교 위치에 설치되고 그 주변에 점포를 겸한 청국인들의 주택들이 지어지면서 점차 청관거리가 형성되었다. 釜山商務館은 명치 35년(1898년)에 이르러 淸國領事館으로 바뀌었고 청국 居留民과 通商航運의 보호가 주된 업무였다.¹³⁾ 이후 철로부설과 함께 지어진 부산역은 청국영사관에서부터 6丁¹⁴⁾ 정도 떨어져 있었다.

청국영사관을 중심으로 한 청국조계지의 위치를 살펴보면 초량 왜관에서 동래부로 연결하는 길목에 위치하고 있으며 초량 왜관에 비해서는 상대적으로 도시의 발전이 거의 이루어지고 있지 않은 지역이라고 할 수 있다.(그림1) 다만 1902년 해안 매립과 1905년 경부선의 개통을 통해 부산정거장과 항만시설들이 들어서면서 부산의 새로운 중심지 역할을 하게 된다.



그림1. 東萊釜山古地圖의 草梁(붉은 화살표 지점) 周邊, 國立中央圖書館 所藏, 年度 및 製作者未詳, 82.7cm x 133.4cm

현재 淸國租界地, 즉 淸國居留地 또는 支那居留地라는 표기가 보이는 비교적 이른 시기의 地圖 가운데 중요한 것으로는 1902년도와 1903년도에 제작된 釜山市街地全圖(그림2)와 釜山市街地及附近地圖(그림3)가 있다. 이 두 지도에는 이미 상당한 규모의 도시로 성장한 일본인거류지에서 동래로 향하는 도로변에 아주 작은 규모의 청국조계지가 보인다. 특히 釜山市街地及附近地圖는 伏兵山과 海關山 일대를 중심으로 各國居留地라는 표기가 있어 各國居留地의 계획이 있었으며 그 일환으로 英國領事館敷地 및 露國領事館敷地가 확정되어 있음을 알 수 있다. 흥미로운 점은 이 두 영사관의 위치는 청국영사관과 더불어 伏兵山 넘어 龍頭山을 중심으로 한 일본거류지와 여러 가지 측면에서 볼 때 이질적인 성격을 띠는 것이다.

13) 영사관의 설치시점에 대해서 <釜山案内>(佐藤善雄編, 釜山驛, 1926년, 14쪽)에서는 명치 35년(1902년)으로 기록하고 있으나 <朝鮮に於ける支那人> 調査資料 第7輯(朝鮮總督府, 1924년, 138쪽)에는 명치 31년(1898년)으로 되어 있고 그 명칭도 각기 달라 전자는 支那領事館이고 후자는 淸國領事館이다. 이밖에 <大正十一年釜山府勢要覽>(釜山府編, 釜山府, 1921년, 29쪽)에는 명치 35년(1902년) 지나영사관이 설치되었으며, <昭和七年九月編纂釜山府勢要覽>(釜山府編, 釜山府, 1922년, 25쪽)에는 명치 35년(1902년) 中華民國領事館이 설치된 것으로 되어 있다. 특히 <昭和七年九月編纂釜山府勢要覽>에는 영사관의 대표자로 陳祖備의 명칭까지 기록되어 있다. 이 부분에 대해서는 확인이 필요하다.

14) 여기서 丁이라고 하는 것은 정확한 거리의 개념이라기보다는 도시의 공간을 구성하는 블록을 뜻하는 것으로 6丁이 떨어져 있다는 것은 6개의 블록을 지나서 있다는 의미로 추정된다.

하지만 이후 매립을 통해 항만시설과 철로가 들어서고 창고가 건설되면서 일본인거류지의 영향력은 점차 북쪽으로 확대일로를 걷게 된다. 더구나 일본이 대한제국을 병합한 이후에는 외국의 영향력이 사라지면서 청국조계지의 위상과 역할은 상대적으로 더욱 축소되고 쇠퇴할 수밖에 없었다.

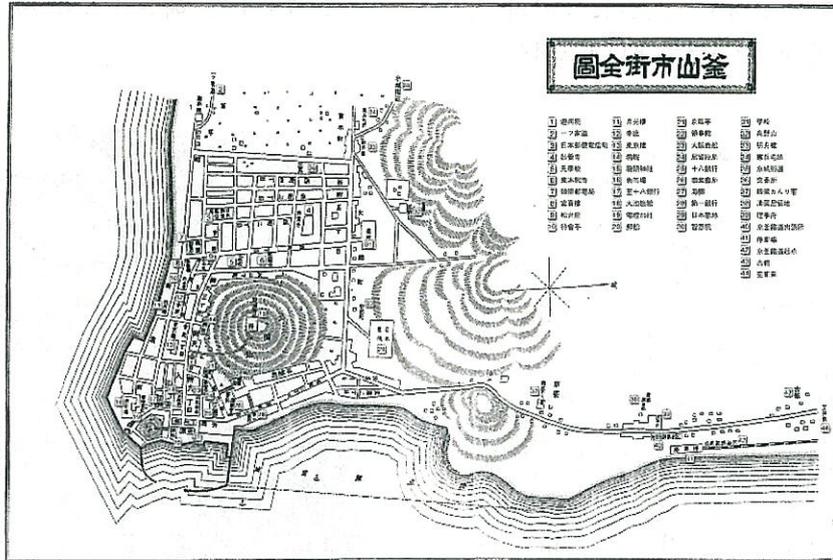


그림2. 淸國居留地가 표기된 釜山市街地全圖(韓國案內, 香月源太郎, 青木嵩山堂, 1902年), 右側의 索引은 地圖의 內容을 보고 筆者가 追加作成한 것임

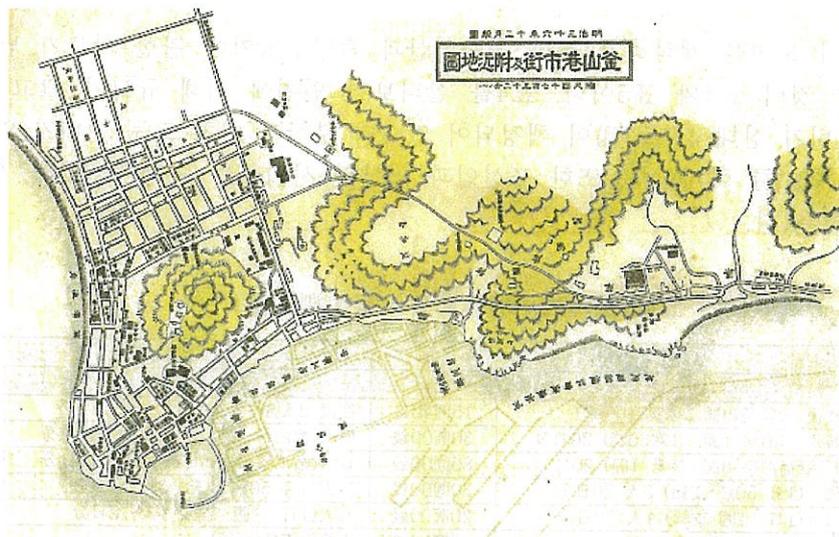


그림3. 各國居留地의 位置를 비롯하여 英國領事館과 露國領事館의 敷地, 海岸埋立 以後 港灣計劃이 標記된 釜山市街地及附近地圖(釜山中區廳藏, 1903年)

3. 釜山淸國租界地의 筆地構造

1910년도에 작성된 문서인 仁川, 釜山, 元山 淸國租界地章程의 마지막 부분에 있는 釜山淸

國租界地の 實測平面圖는 1/1200의 축척으로 제작되었고 3종류의 선을 이용하여 租界地境界線과 豫定區域境界線, 地區等級區劃線으로 구분하였다. 그 형태는 남북의 길이가 길고 동서의 폭이 약간 작은 사다리꼴 형태를 하고 있다. 필지의 내부를 관통하는 두 개의 하천은 西高東低의 地形地勢 때문에 서쪽에서 동쪽 방향으로 흘러 바다로 향하고 있다. 기본적으로 필지의 구획은 동서방향과 남북방향으로 각각 3개씩 개설된 도로에 의해 1차적으로 분할되어 대형 필지를 형성하고 있으며 필지의 등급은 산기슭에서부터 해안쪽으로 내려오면서 3等地, 2等地, 1等地로 구분하였다.(그림4)

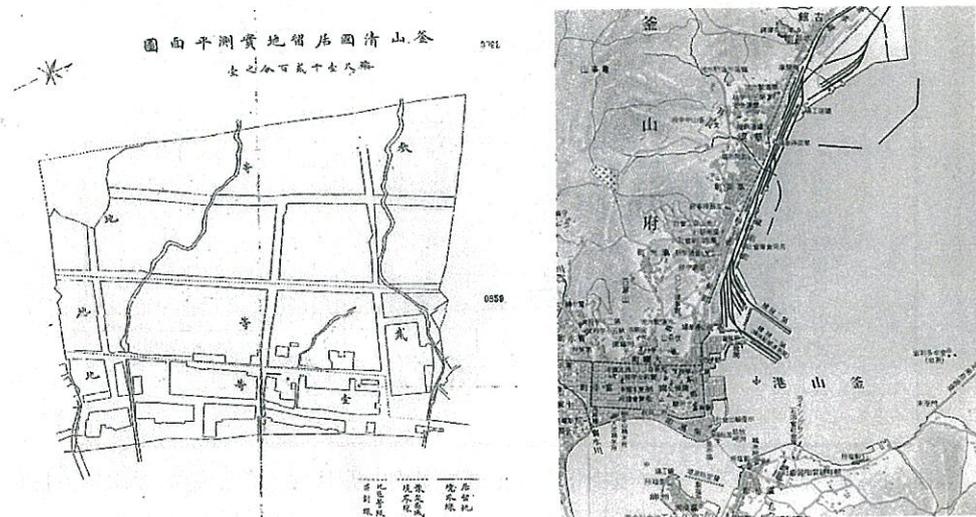


그림4. 釜山淸國居留地實測平面圖¹⁵⁾(左), 釜山府全圖¹⁶⁾(右)

그리고 당시 이 도면을 제작하기 위한 측량예산과 측량담당자에 관한 자료가 남아 있는데 그것을 정리한 것이 표4와 표5이다. 표4를 살펴보면 인천에 비해 규모가 크고 거리도 먼 부산의 측량경비가 상대적으로 많이 책정되어 있으며 부산과 인천 모두 여비가 인건비에 비해 훨씬 많은 액수를 차지한다. 또한 조선인과 일본인 사이에는 숙박비는 3배, 일당은 2배의 차등을 두고 있다.

표4. 釜山仁川淸國專管居留地測量豫算¹⁷⁾

地名 項目	釜山		仁川	
	明細書	金額	明細書	金額
旅費	往復 大邱釜山間二等實費(汽車)	15圓40錢	往復 2人分	5圓28錢
	韓人(宿泊料 1圓, 日當50錢) 20日分	30圓00錢	韓人(宿泊料 1圓, 日當 50錢) 12日分	18圓00錢
	日人(宿泊料 3圓, 日當 1圓) 20日分	80圓00錢	日人(宿泊料 3圓, 日當 1圓) 12日分	48圓00錢
人夫賃	韓人(1日 50錢 支給) 3人 20日分	30圓00錢	韓人(1日 50錢 支給) 3人 12日分	18圓00錢
	日人(1日 1圓 支給) 1人 20日分	20圓00錢	日人(1日 1圓 支給) 1人 12日分	12圓00錢
	人夫汽車賃(往復)	17圓60錢	人夫汽車賃(往復)	6圓00錢
消耗品費	-	10圓00錢	-	5圓00錢
總額	-	203圓00錢	-	112圓28錢

15) <拍賣地基·釜山港拍賣地段>(臺灣近代檔案館館藏號: 02-35-005-04), 특이한 점은 日本語文書에는 居留地로 되어 있고 中國語文書에는 租界地로 표기되어 있다.

16) <朝鮮の都邑>, 朝鮮總督府, 朝鮮印刷株式會社, 昭和 7年(1932年)

17) 국가기록원 소장자료 문서번호 CJA0002264.

표5. 釜山仁川淸國居留地測量擔當者¹⁸⁾

擔當地域	所屬, 職位	姓名
釜山	土地調査局 技手	大野庄三郎
	土地調査局 技手	孫炳旼
仁川	土地調査局 技手	日高仙吉
	土地調査局 技手	鄭南奎

부산의 청국조계지에 대한 측량도면은 이 사료 이외에도 다른 것이 하나 더 있다. 그것은 慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原圖라고 하는 도면인데 모두 28장으로 구성되어 있다. 이 도면의 첫 번째 부분을 보면 明治四十五年(1908年) 6月 10日부터 7月 28日調 사이에 調査를 完了했고, 大正元年(1911年) 10月 22日 測量에 着手하여 同年 12月 31日 測量을 完成했으며, 大正三年(1914年) 1月 30日 異動地測量을 한 것으로 기록되어 있다.(그림5) 축척은 1/600과 1/1200 두 가지를 사용하고 있으며 측량에 관여한 사람은 표6와 같다. 이들은 앞서 살펴본 실측평면도를 측량한 다른 인물들이며 인원도 대폭 증가되어 있음을 알 수 있다.

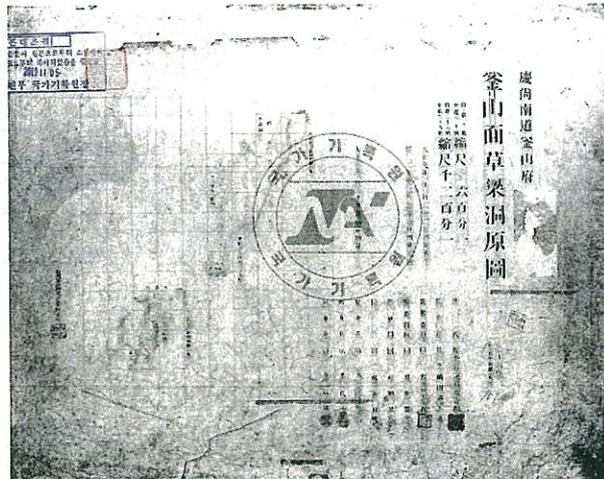


그림5. 釜山面草梁洞原圖表紙

표6. 慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原圖 測量關係者名單

職責	職位	姓名	備考
班 長	監查官	水石光吉郎	
監 查 員	技手	嶋田滋一	
副監查員	同	長谷川久太郎	
監查員附	同	吳世鼎	
測 量 員	同	朴顯洪	
同 一	同	權泰鈺	
監 查 員	同	丸山宗次郎	
測 量 員	同	李民雨	
測 量 員	同	金炳瑞	

이 28매의 도면 가운데 청국조계지의 영역과 일치하는 것은 아쉽게도 제19장과 제20장 두 장뿐이고 그것은 청국조계지의 1등지와 2등지 영역을 거의 대부분 포함하고 있다. 縮尺은

18) 국가기록원 소장자료 문서번호 CJA0002264

1/600을 사용하고 있으며 도면의 좌측에는 조사 완료 시점이 적혀 있는데 제19장은 明治四十五年(1908年) 6月 14日, 제20장은 같은 해 6월 10일로, 측량일은 제19장이 1911년 11월 7일, 제20장은 10월 29일로 각각 기록되어 있다.(그림6) 또한 이와 더불어 朴顯洪이라는 測量員의 이름도 적혀 있다. 이 도면은 앞서 살펴본 실측평면도에 비하여 필지규모와 형태를 보다 상세하게 확인할 수가 있는데 1, 2等地의 필지는 대부분 동서방향의 길고 남북방향의 좁은 세장형의 형태가 주류를 이루고 있으며 청국영사관이 자리 잡은 곳을 제외하면 대형필지는 거의 없다.

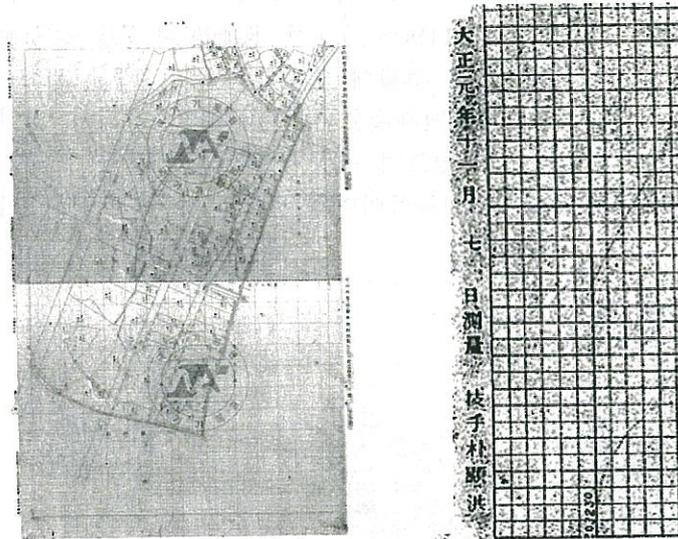


그림6. 慶尙北道釜山府釜山面草梁洞原圖 가운데 淸國租界地部分 2장을 연결한 도면(左)과 測量日과 測量員의 기록한 부분(右)¹⁹⁾

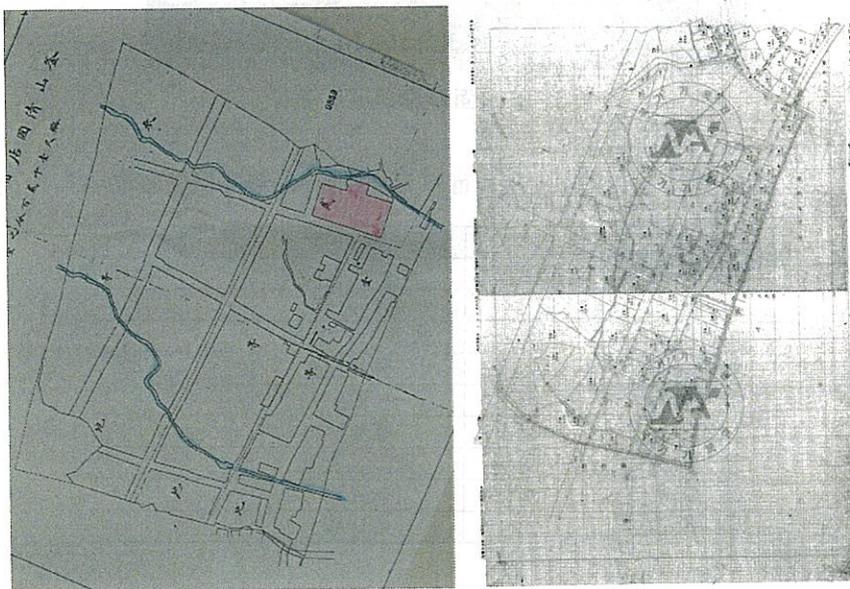


그림7. 1910년도 釜山淸國租界地實測平面圖(左)와 1911년도 釜山面草梁洞原圖(右)

19) 이 자료는 韓國國家記錄院에 소장되어 있는 地籍原圖이다.

이러한 필지의 구획된 모습은 현재의 지적도와 비교를 해 보아도 그다지 큰 변화가 없으며 가로의 형태와 규모, 필지의 크기 역시 대부분 원래의 모습을 그대로 유지하고 있다. 다만 필지 내부에 존재하던 두 개의 하천은 현재 모두 覆蓋되어 도로로 바뀐 상태이다.(그림8)

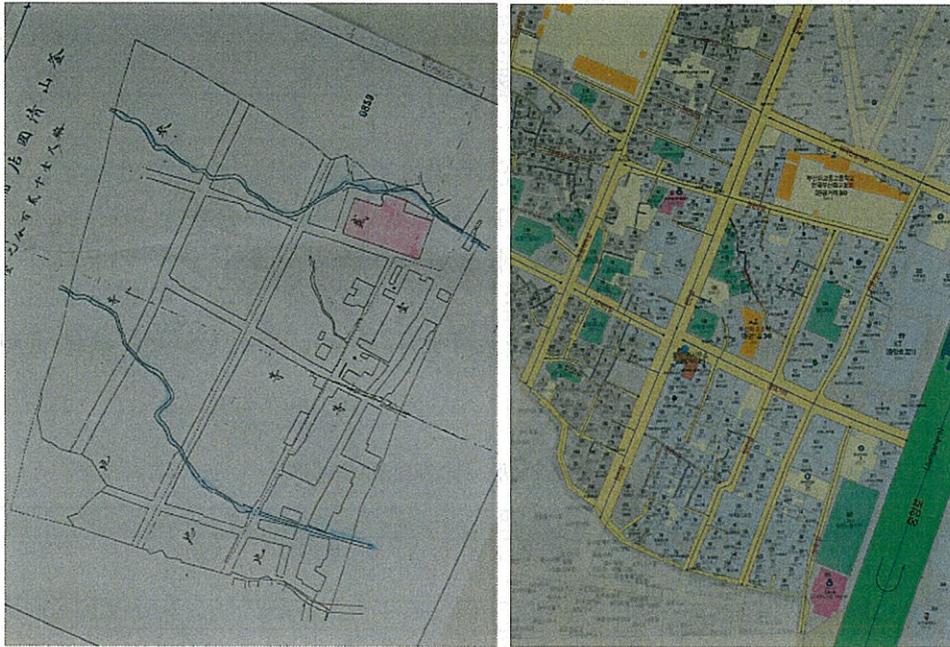


그림8. 1910년도 釜山清國租界地實測平面圖(左)와 현재의 草梁一洞地籍圖(右)

다음으로 청국조계지의 정확한 면적구성에 관해 살펴보면 借地面積은 20771.82方二米²⁰⁾이고 이 가운데 이 가운데 가장 큰 면적을 차지하고 있는 것은 3등지로서 전체 면적의 절반이 조금 넘는다.(표7) 다만 이 면적을 청국조계지의 전체면적으로 그대로 받아드릴 수 있는지에 대해서는 별도의 계산 작업이 필요하다. 그리고 借地가 이루어진 필지수는 모두 130개이고 1등지가 62개로 가장 많고 2등지와 3등지가 각각 34개씩이다. 이 가운데 청국영사관으로 사용된 필지가 포함된 2, 3等地の 5개 필지 이외에는 모두 민간인에게 競貸되었음을 알 수 있다. 또한 여기서 당시 청국조계지의 필지규모를 비교해 보면 표8과 같이 부산의 청국조계지는 원산이나 인천에 비하여 훨씬 컸다.

표7. 釜山清國居留地借地地區數, 面積 및 借地料(1911년)²¹⁾

官私	借地者數	地區數				面積(方二米)				借地料(圓)			
		1等地	2等地	3等地	合計	1等地	2等地	3等地	合計	1等地	2等地	3等地	合計
官	1	-	3	2	5	-	1580.65	477.28	2057.93 22)	-	18.984	3.824	22.808
私	40	62	31	32	125	4000.6 4	4370.15	10343.10	18713.89	64.464	52.632	82.864	199.96 0
合計	41	62	34	34	130	4000.6 4	5950.80	10820.38	20771.82	64.464	71.616	89.688	222.76 8

20) 이 단위의 크기는 환산하면 4m²이다. 이외에도 米突이라는 단위도 사용되고 있는데 1米突은 中國裁尺 2尺 9寸이라고 규정하고 있다.(臺灣近代檔案館館藏號: 01-25-030-02-035)

21) 이것은 명치 44년(1911년) 3월말 현재의 기록으로 朝鮮總督府總務部外事局에서 간행한 <外國居留地統計> (국립중앙도서관 소장)의 24쪽에 있는 표를 정리한 것이다.

표8. 淸國居留地借地地區數, 面積 및 借地料(1911년)²³⁾

地名	地區數			面積(方二米)			借地料(圓)		
	官用地	私有地	合計	官用地	私有地	合計	官用地	私有地	合計
仁川	1	57	58	947.80	5815.12	6762.92	7.580	76.800	84.380
釜山	5	125	130	2057.93	13713.89	20771.82	22.808	199.960	222.768
元山	1	40	41	332.25	8009.45	8341.70	3.996	78.596	82.592
合計	7	222	229	3337.98	32538.46	35876.44	34.384	355.356	389.740

그리고 이 측량이 이루어지고 난 다음 해 부산의 지가등급을 정한 자료가 있는데 그것을 보면 청국조계지가 위치한 초량일대의 등급은 10개의 등급 가운데 중하에 해당하는 7등급이며 토지의 가격도 1등급에 비하여 1/7정도에 불과하여 일본인들이 주로 거주하던 지역에 비하여 매우 낙후된 지역임을 알 수 있다.(표9) 반면 매립하여 생겨난 지역은 최고 등급으로 평가되고 있어 해안매립을 통한 항만과 철로시설의 등장이 청국조계지에 결코 유리한 조건을 가져다주지 않았음을 반증한다.

표9. 釜山土地等級一覽表(1912년)²⁴⁾

等級	總坪數	1坪價格	個所
1	8738.65	100圓以上	本町 1丁目, 辨天町 1, 2丁目, 埋立新町, 佐藤町, 池ノ町, 大倉町, 岸本町, 高島町
2	17,346.38	70圓以上	本町 1, 2, 3, 4丁目, 幸町 1丁目, 南濱町 1, 2丁目, 埋築地, 中ノ町
3	17,694.83	50圓以上	南濱町 1, 2丁目, 琴平町, 辨天町 1, 2丁目, 幸町 1, 2丁目, 西町 1丁目 大廳町 1, 2, 3丁目
4	12,006.33	40圓以上	本町 3, 4丁目, 南濱町 3丁目, 辨天町 2, 3丁目, 幸町 1, 2丁目, 西町 1, 2, 3, 4丁目, 大廳町 1, 3丁目
5	12,613.91	30圓以上	本町 3丁目, 南濱町 3丁目, 幸町 2丁目, 西町 1, 2, 3, 4丁目, 大廳町 1, 2丁目
6	41,184.25	20圓以上	大廳町 1, 2, 3, 4丁目, 富平町 1, 2丁目, 賓水町 1丁目
7	47,510.12	15圓以上	賓水町 1, 2, 3, 4丁目, 富平町 3, 4丁目, 水町 5丁目, 草梁
8	40,781.48	10圓以上	絶影島全部, 土城町 1, 2丁目, 綠町 1, 2丁目, 草場町 1, 2丁目
9	5,500.22	5圓以上	古館一圓, 釜山鎮一圓
10	40,337.98	5圓以下	土城町 3丁目, 草場町 2丁目, 富民町, 谷町, 中島町, 大新里
計	243,718.16	-	-

그렇다면 각각의 필지가 구체적으로 누구에게 얼마에 불하되었을까. 현재 이와 관련된 자료는 완전하지 않은 상태로 일부만이 남아 있다. 이 자료에는 각각의 필지를 별도로 측량하여 첨부하고 있을 뿐만 아니라 필지의 구조를 알 수 있는 위치와 호수까지 기록을 해 두었다. (표10) 특히 위치를 보면 海灘地, 頭條馬路, 二條馬路, 三條馬路, 등으로 가로 명칭을 붙여 놓고 있는데 이것은 남북방향의 도로를 해안쪽에서부터 위로 갈수록 붙인 것이며 頭條橫馬路는 청국영사관 바로 뒤편에 있는 동서방향의 도로를 지칭하는 것으로 판단된다. 또한 租界西邊新地에 해당하는 곳은 실측평면도에 보이는 예정구역경계선으로 표기된 구역으로 추정되는데 실제의 모습과 형태가 완벽하게 일치하지 않아 좀 더 도면 사이의 확인작업이

22) 여기서 관용지 2057.93方二米는 청국영사관 용지임.

23) 명치 44년(1911년) 3월말 현재의 기록으로 朝鮮總督府總務部外事局에서 간행한 <外國居留地統計>(국립중앙도서관 소장)의 22쪽에 있는 표를 정리한 것이다.

24) 대정 1년(1912년) 釜山商業會議所에서 펴낸 <釜山要覽>(국립중앙도서관 소장)의 111쪽에 있는 표를 정리한 것이다.

필요하다.²⁵⁾ 또한 第5號 巡捕房地一段의 경우는 義生盛이 借地人으로 유일하게 건물과 토지가 함께 借地되고 있는 사례이다.

표10. 吊面原契地九段과 新發給地契地十段一覽表(1904)²⁶⁾

類型	位置	號數	面積(方二米突)	借地人	拍價(元)	備考
吊面原契地	頭條馬路 ²⁷⁾	第02號楊聚德堂地一段	-	同豐泰	330	-
		第2,3號中間私割與永源增地一段	-	同豐泰	300	-
		第03號王東泉地一段	-	同豐泰	310	-
		第07號福聚泰地一段	-	怡太號	900	-
	二條馬路 ²⁸⁾	第01號德盛號地一段	-	同豐泰	411	-
		第03號王東泉地一段	-	同豐泰	400	-
		第17號王東泉地一段	-	義生盛	170	-
		不列號王東泉地一段	-	義生盛	353	-
新發地契地	頭條馬路	第05號巡捕房地一段	61.515	義生盛	461	建物+土地
		第79號地一段	133.19	義生盛	251	-
		第81號地一段	134.98	元昌慎	600	-
	三條馬路	第83號地一段	1454.18	梁愈堂	405	-
		第84號地一段	505.475	三益堂	90	-
	頭條橫馬路	第86號地一段	693.85	德泰源	85	-
		第87號地一段	806.0425	德泰源	195	-
	海灘地	第80號地一段	317.26?	義生盛	141	-
		第82號地一段	614.7085	元昌慎	251	-
	租界西邊界地	第85號地一段	2899.795	德泰源	275	-
	計	-	-	-	6199 ²⁹⁾	-

4. 부산 청국조계지의 건축특성

청국조계지의 필지에 관한 자료가 상대적으로 어느 정도 남아 있는 반면 이 지역의 건축에 대한 자료는 현재까지 확인된 것이 그다지 많지 않다. 특히 현존하는 건물이 거의 전무한 상태에서 당시 이곳에 지어졌던 건축의 특징을 살펴보는 것은 매우 큰 한계를 가지고 있다. 다만 한 두 장의 사진을 통해서 살펴보면 인천의 청국조계지에 지어졌던 것과 유사한 성격의 건물이 가로변에 세워졌던 것으로 판단된다. 이는 주거와 상가를 겸한 기능을 하는 것으로 당시 중국 내에서도 유사한 사례를 쉽게 찾아 볼 수가 있으며 이는 일본의 근대도시에서 많이 볼 수 있는 전면이 좁고 안쪽으로 길게 되어 있는 長屋이나 町屋과도 어느 정도 연관성을 가지고 있다.

현재 필자가 확보한 두 장의 사진에서는 앞서 언급한 이같은 정황을 일부 유추해 볼 수 있으며 그림9의 왼쪽 사진은 경우는 적어도 해안이 매립되기 이전인 1902년 이전의 것으로 판단되며 청국영사관의 전경을 포함해서 1등지의 모습을 보여주고 있다고 여겨진다. 그리고 이 사진을 통해서 청국영사관의 경우는 하나의 단일 건물이 아니라 여러 채로 구성이 되어 있어 실측평면도에 표기되어 있는 것과는 많은 차이를 보이고 있다. 실제로 1946년도에 미

25) 地籍原圖와 借地人別로 작성된 地籍圖面 사이의 비교는 추후에 진행할 예정이다.

26) 釜山租界拍賣地段清冊臺(灣近代檔案館館藏號: 02-35-055-01), 실질적으로는 18개의 자료만이 있다.

27) 이 부분에 해당하는 지역의 면적은 丈尺으로 동서와 남북의 길이를 표현한 관계로 동일한 단위로 환산을 할 수 없어 빈칸으로 두었다.

28) 이 부분에 해당하는 지역 역시 면적은 丈尺으로 동서와 남북의 길이를 표현한 관계로 동일한 단위로 환산을 할 수 없어 빈칸으로 두었다.

29) 실제로 합산한 결과는 이 액수보다 271원이 적은 5928元이다.

군에 의해서 작성된 부산의 지도에도 청국영사관의 자리에는 여러 채의 건물이 세워져 있는 것을 확인할 수 있다.

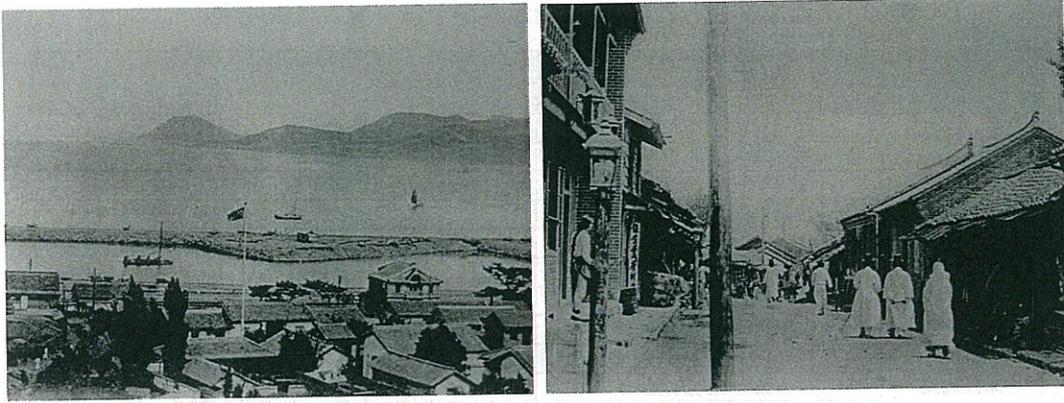


그림9. 부산청국영사관 부근 전경(左)과 거리의 모습(右), 釜山東亞大學校 金基洙 教授提供

5. 맺음말

이상과 같이 본 논문은 부산의 청국조계지에 대하여 그 형성과정과 필지구조에 대하여 사료를 중심으로 간략히 나열한 것에 불과하다. 자료의 부족으로 인하여 아직 청국조계지의 모습을 정확하게 복원하는데 일정한 한계를 가지고 있지만 일부 지역에 대해서는 비교적 구체적인 정황을 파악할 수 있었다. 특히 상세한 地籍資料가 존재하는 1등지와 2등지의 경우를 보면 1등지가 세장형의 작은 필지로 세분화되어 있는 반면 2등지는 불규칙한 대형의 필지로 구획되어 서로의 기능이 달랐던 것으로 판단된다. 그리고 청국조계지의 공간구조는 현재 까지도 커다란 변화 없이 지속적으로 유지되고 있음을 발견하게 된다. 이러한 부산의 청국조계지는 개항 초기 청국상인의 부산 정착과정에서 일본과의 대립관계를 통해 탄생된 것이며 일본이 대한제국을 병합한 이후에도 지속적으로 그 권리를 인정한 것은 매우 이례적인 일이다.

끝으로 향후 자료의 보완을 통하여 청국조계지가 갖는 특수성을 보편적인 조계지와 거류지 개념 속에서 재평가함은 물론 일제강점기 부산의 도시와 건축에 대해서는 일본의 개항장 가운데 하나이며 부산과 지형과 여러 가지 상황이 유사한 神戶와의 심도 있는 비교³⁰⁾가 진행될 필요가 있다고 생각한다.

6. 자료

*資料一: 仁川釜山及元山清國租界地規程(臺灣近代檔案館館藏號: 02-35-016-01)

第一條

在韓國仁川釜山暨元山清國租界位置界限,測定數目及地段等級,均於另圖表示

30) 釜山の 도시계획에 대하여 神戶를 비롯해서 東京을 참고 대상으로 언급한 것은 1927년 釜山繁榮會가 간행한 <釜山繁榮論策>(釜山繁榮會編, 釜山繁榮會, 1927)에서 볼 수 있다. 이 책은 당시 부산의 도시발전을 위해 논문을 공모하여 그 가운데 입상한 것을 수록한 것인데 1등을 한 間城香陽이 이같은 의견을 제시하였다.(같은 책의 97쪽-106쪽 참조)

日後租界擁擠,再行協定後將地址擴充俾清國人民居住清國人民亦可任便各國租界內居住貿易

第二條

租界內之地段擬照拍租方法永遠租與清國人民但在本章程未實行以前清國人民已按照正當辦法得有地段者作為照本章程業經永遠租與

第三條

租界地段照後開之率抽收地稅

一等地 每方二邁當每年金壹錢六釐

二等地 每方二邁當每年金壹錢貳釐

三等地 每方二邁當每年金八釐

未滿方二邁當亦應作為方二邁當算

第四條

租地人應於每年陽曆十二月十五日內,將次年全年分地稅完納

凡照拍租之法新承租地段者由拍得次日起至是年十二月三十一日止之地稅應自拍得之日起十日以內完納

前二項地稅由清國領事官收領將全數三分之一於完納期限後一箇月內送付理事官留存三分之二充作租界應用經費

第五條

租地人於前條第一第二兩項期限後一箇月內仍不完納地稅第一項從次年一月一日起算第二項從拍得次日起算,按年息每百收十二之率徵收,如在前條第一第二兩項期限後,再逾一年尚不完納地稅及利息者當由理事官與清國領事官協議將該地公拍另租

前項拍租之時以投票出價最高者拍得若二人以上同價則此等人另行役票凡拍得之人即日完納地價五分之一作為定銀餘價在拍得之日起十日內全納倘逾限不如數完納地價即將定銀充公作為罷論將地另行拍租所得拍租金按次序開支公拍費用當日截止地稅利息以及公課倘有餘剩應將該款交給原租地主

第六條

租界內地段由理事官照另開式樣發給地契

第七條

請發給地契或認證地契者須照後開數目納費

發給費 每一件 金壹圓

認證費 每一件 金五十錢

第八條

照第二條內但字以下定章永遠租有地段者自本章程實行後一年以內須將可證明其權利之字據呈由清國領事官轉交理事官請給新地契但曾經理事官發給地契者可作為按本章程發給

第九條

租界內道路橋梁溝渠等項由清國領事官管理并由現住租界之清國人民自行維持其比容在租界經費項下開支但遇有須新設或有更改之時由清國領事官與理事官協議決定

第十條

關於租界之經費即在第四條第三條項所定地稅全數三分之二項下開支如有不敷用之時應由現住租界之清國人民擔任

如遇天災地變以至道路橋梁溝渠等項損壞居住租界內清國人民力難擔任修繕經費全額屆時協議可由韓國政府發給補助金

第十一條

凡日韓兩國政府及領有政府許可者均得在租界內設通信上下水道(指明暗水溝並食用自來水)電氣煤氣等項之切要布置屆時須先由理事官與清國領事官協議以期與租界無所妨礙如因此項布置以至損壞道路等應由經營者修繕

前項之布置中係歸政府及公共團體經營者無論何種稅金并公課概不徵收

第十二條

韓國政府留有權利於公益上認為切要之際可填築租界地前海面

如韓國政府在租界地全面填築須設公共碼頭以便清國船隻停泊并設道路俾清國人民往來無礙

若清國人民以為切要經由清國領事官及理事官得有韓國政府許可後亦可在居留地全面填築并設碼頭

第十三條

清國人民墳地應由韓國政府在租界外劃給并永遠保護其即經設定者一切照舊保存若有推廣或遷移以及日後新設者應酌照韓國與他國義地事例由清國領事官與理事官協議立定

第十四條

嗣後如擬修改或變更本章程時應由清日兩國政府各派委員協議決定

以上議定章程繕漢文日文各二本畫押蓋印彼此各存二本俟由清日兩國政府承認之日起一箇月切實施行

大清國駐劄韓國總領事官 馬廷亮

大日本國統監府外務部長參與官 小松綠

宣統二年 二月初一日

明治四十三年 三月 十一日

此本照本日蓋印之正本鈔錄

*資料二：仁川釜山及元山清國居留地規程(臺灣近代檔案館館藏號：02-35-016-01)

第一條

韓國仁川釜山及元山ニ於ケル清國居留地ノ位置區域測度及地區ノ等級ハ別紙圖面ニ之ヲ示ス
將來居留地充塞スルトキハ更ニ協定ノ上其ノ區域ヲ擴張レ清國臣民ノ居住ニ充ツヘレ清國臣民
ハ又隨意ニ各國居留地内ニ於テ居住貿易スルコトヲ得

第二條

居留地内ノ地區ハ競貸ノ方法ニ依リ之ヲ清國臣民ニ永遠ニ貸與ス但シ本規程實施以前ニ清國臣
民カ正當ノ手續ニ依リ取得レタル地區ハ之ヲ本規程ニ依リ永遠ニ貸與レタルモノト看做ス

第三條

居留地内ノ地區ニ對レテハ左ノ率ニ依リ地稅ヲ賦課ス

一等地 方二米突ニ付每一箇年 金壹錢六厘

二等地 同 金壹錢貳厘

三等地 同 金 八 厘

方二米突未滿ハ之ヲ方二米突ト看做ス

第四條

借地人ハ毎年陽曆十二月十五日迄ニ翌一箇年分地稅ヲ納ムヘレ

競貸ニ依リ新ニ地區ヲ借受ケタルモノハ競貸ノ翌日ヨリ其ノ年十二月三十一日迄ノ地稅ヲ競貸ノ當日ヨリ十日内ニ納ムヘレ

前二項ノ地稅ハ清國領事官ニ於テ之ヲ收受領レ總額ノ三分ノ一ハ納付期限後一箇月内ニ之ヲ理事官ニ送付レ其ノ三分ノ二ハ之ヲ留存レテ居留地ニ關スル經費ニ充ツヘレ

第五條

借地人前條第一項又ハ第二項ノ期限後一箇月内ニ地稅ヲ納メサルトキハ第一項ノ場合ニ於テハ翌年一月一日ヨリ起算レ第二項ノ場合ニ於テハ競貸ノ翌日ヨリ起算レー箇年一割二分ノ率ヲ以テ利子ヲ徵收スヘレ若レ前條第一項又ハ第二項ノ期限後一箇年ヲ經過スルモ尙地稅及利子ヲメサルトキハ理事官清國領事官ニ協議レ當該地區ヲ競貸ニ付スヘレ

前項競貸ノ場合ニ於テハ最高價入札人ヲ以テ競落人トス若レ二人以上同額ノ最高價入札ヲ爲レタルトキハ當該入札人ヲレテ更ニ入札ヲ行ハレムヘレ競落人ハ即日競落價格ノ五分ノ一ヲ手附金トレテ納メ其ノ殘額ヲ競貸ノ當日ヨリ十日内ニ納ムヘレ若レ前記ノ期限内ニ競落金ヲ完納セサルトキハ手附金ヲ沒收レ競落ヲ無効トレ更ニ當該地區ヲ競貸ニ付スヘレ

競落金ハ順次ニ之ヲ競貸費用並競貸當日迄ノ地稅利子及公課ニ充テ尙剩餘アルトキハ之ヲ舊借地人ニ交付スヘレ

第六條

居留地内ノ地區ニ對レテハ理事官別紙様式ニ依リ發給ス

第七條

地券ノ發給受ケ又ハ地券ニ認證ヲ受クルモノハ左ノ手数料ヲ納ムヘレ

發給手数料 一件ニ付 金 壹 圓

認證手数料 同 金五拾錢

第八條

第二條但書ノ規定ニ依リ地區ノ永遠貸與ヲ受ケタルモノハ本規程實施後一箇年内ニ其ノ權利ヲ證明スヘキ書類ヲ清國領事官ヲ經テ理事官ニ提出レ新地券ノ發給ヲ請求スヘレ但レ從來理事官ノ發給レタル地券ハ本規程ニ依リ發給レタルモノト看做ス

第九條

居留地内ノ道路橋梁溝渠等ハ清國領事官ノ管理ニ屬レ居留地在留清國臣民之ヲ維持ス其ノ費用ハ居留地經費中ヨリ之ヲ支出スヘレ但レ新設又ハ變更ヲ要スルトキハ清國領事官理事官ト協議決定スヘレ

第十條

居留地ニ關スル經費ハ第四條第三項ノ規定ニ依リ地稅總額ノ三分ノ二ヲ以テ之ヲ支辦レ不足ヲ生スルトキハ居留地在留清國臣民ヲ負擔スヘレ

天災地變ニ因リ道路橋梁溝渠等ノ破損ヲ生レ居留地在留清國臣民ニ於テ其ノ修繕費ノ全額ヲ負擔スルコト能ハサルトキハ協議ノ上韓國政府ヨリ補助金ヲ支出スルコトアルヘレ

第十一條

日韓兩國政府及其ノ許可ヲ受ケタルモノハ居留地内ニ於テ通信交通上下水道電氣瓦斯等ニ關レ必要ナル設備ヲ爲布スコトヨ得此ノ場合ニ於テハ豫メ理事官ヨリ清國領事官ニ協議レ居留地ニ妨碍メキコトヲ期スヘク又若レ此等ノ設備ノ爲道路等ヲ損壞スルトキハ其ノ經營者ニ於テ之ヲ修繕スヘレ

前項ノ設備中政府及公共團體ノ經營ニ屬スルモノニ對レテハ何等ノ税金又ハ公課ヲ徵收セラルルコトナレ

第十二條

韓國政府ハ公益上必要ト認ムル場合ニ於テ居留地地先海面ヲ埋築スルノ權利ヲ留保ス
若レ韓國政府ニ於テ居留地地先海面ヲ埋築スルトキハ公共ノ埠頭ヲ設ケ清國船舶ノ碇泊ニ便レ且道路ヲ設ケ清國臣民ノ交通ニ妨ナカラレムヘレ
清國臣民ニ於テ必要アルトキハ清國領事官及理事官ヲ經由レ韓國政府ノ許可ヲ得テ居留地地先ヲ埋築レ及埠頭ヲ設クルコトヲ得

第十三條

韓國政府ハ居留地外ニ於テ清國臣民墓地ヲ提供レ之ヲ永遠ニ保護スヘレ既ニ設定レタルモノハ總テ舊ニ之ヲ保存スヘレ若レ之ヲ擴張若クハ移轉レ又ハ將來新ニ設定セモトスルトキハ韓國ト他國トノ間ニ於ケル墓地ニ關スル事例ヲ參酌シ理事官及清國領事官協議ノ上之ヲ定スヘレ

第十四條

本規程ヲ修正又ハ變更セムトスルトキハ清日兩國政府ニ於テ各委員ヲ任命協議決定スヘレ
本規程ハ清文日文各二通ヲ作り署名調印ノ上雙方各二通ヲ收メ清日兩國政府ノ承認ヲ得タル日ヨリ一箇月ノ後實施スヘキコトヲ約ス

宣統二年 二月初一日韓國京城ニ於テ
大清國駐劄韓國總領事官 馬廷亮

明治四十三年 三月十一日韓國京城ニ於テ
大日本國統監府外務部長參與官 小松綠

此謄本ハ本日調印シタル正本ニ據リ作成レタルモノ也
明治四十三年三月十一日
馬廷亮
小松綠

此本照本日蓋印之正本鈔錄

*資料四: 인천, 부산 및 원산 청국조계지규정³¹⁾

제01조
한국 인천, 부산 및 원산에 있는 청국조계지 위치구역측도 및 지구의 등급은 별지도면에 이를 제시함
장래에 거주지가 충분히 비좁을 때에는 재협정을 한 이후, 그 구역을 확장하여 청국 신민의 거주에 충당함이 가함

청국 신민은 또 임의로 각국 거주지 내에서 거주, 무역을 할 수 있음

제02조
조계지 내의 지구는 경대의 방법에 의하여 이를 청국 신민에게 영원히 대여함

31) 중국어 문서를 기준으로 필자가 한국어로 번역한 것이다.

그러나 본 규정 실시 이전에 청국 신민이 정당한 절차에 의하여 취득한 지구는 이를 본 규정에 의하여 영원히 대여한 자로 간주함

제03조

조계지 내의 지구에 대하여 왼쪽의 비율에 따라 지세를 부과함

1등지 사방 4m³²⁾ 넘는 것에 대하여 1년에 1전 6리

2등지 사방 4m² 넘는 것에 대하여 1년에 1전 2리

3등지 사방 4m² 넘는 것에 대하여 1년에 8리

4m² 미만은 이를 4m²로 간주함

제04조

차지는 매년 양력 12월 15일 이전까지 다음 1년분의 지세를 납부함이 가함

경대에 의하여 새로 지구를 차수한 자는 경대한 다음 날로부터 그 해 12월 11일까지의 지세를 경대 당일로부터 10일 내에 납부함이 가함

앞의 두 항목의 지세는 청국영사관이 이를 수령하여 총액의 1/3은 납부기한 이후 1개월 내에 이를 이사관에게 송부하고 그 2/3는 이를 보관하여 조계지에 관한 경비에 충당함이 가함

제05조

차지인이 앞의 조 제1항 또는 제2항의 기한 이후, 1개월 내에 지세를 납부하지 않을 때에는 제1항의 경우 다음 해 1월 1일로부터 기산하고 제2항의 경우에 있어서는 경대한 다음 날로부터 기산하여 1개년에 1할 2푼의 비율로써 이자를 정수함이 가하되 만약 앞의 조 제1항 또는 제2항의 기한 이후 1개년이 경과하여도 아직 집세 및 이자를 납부하지 않을 때는 이사관이 청국영사관과 협의하여 당해 지구를 경대에 붙임이 가함

앞의 항목 경대의 경우는 최고가 입찰인으로 하여금 다시 입찰을 행하게 함이 가함

경락인은 바로 그날 경락가격의 1/5을 수부금으로 납부하고 그 잔액을 경대 당일로부터 10일 이내에 납부함이 가하되 만약 앞에 기록한 기한 내에 경락금을 완납하지 않을 때는 수부금을 몰수하고 경락을 무효로 하여 바로 해당지구를 경대에 붙임이 가함

경락금은 순차로 이를 경대비용 및 경대 당일까지의 지세 이자, 공과에 충당하고 오히려 잔여가 있을 때는 이를 구차지인에게 교부함이 가함

제06조

조계지 내의 지구에 대하여 이사관이 별지양식에 의거하여 지권을 발급함

제07조

지권의 발급을 받거나 또는 지권에 인증을 받은 자는 왼쪽의 수수료를 납부함이 가함

발급수수료 1건에 대하여 1원

인증수수료 1건에 대하여 50전

제08조

제2조 단서 규정에 의하여 지구의 영원 대여를 받은 자는 본 규정 실시 이후, 1개년 내에 그 권리를 증명할 서류를 청국영사관을 경유하여 이사관에게 제출하여야 신지권의 발급을 청구함이 가함

그러나 종래 이사관의 발급한 지권은 본 규정에 의하여 발급한 자로 간주함

제09조

32) 중국어 문서의 方二邁, 일본어 문서의 方二米突은 가로와 세로가 각각 2m인 크기의 규모로써 4m²의 면적에 해당한다.

조계지 내의 도로, 교량, 구거 등은 청국영사관의 관리에 속하므로 조계지에 있는 청국 신민이 이를 유지함

그 비용이 조계지 경비로부터 이를 지출함이 가함 그러나 신설 또는 변경을 요할 때는 청국 영사관과 협의 결정함이 가함

제10조

조계지에 관한 경비는 제4조 제3항의 규정에 의하여 지세 총액의 2/3로서 이를 지불하고 부족한 부분이 생길 때는 조계지에 거주하는 청국 신민이 이를 부담함이 가함

천재지변으로 도로, 교량, 구거 등의 파손이 발생하여 조계지에 있는 청국 신민이 그 수선비의 전액을 부담하기 불가능할 때는 협의한 뒤 한국 정부로부터 보조금을 지출할 수도 있음

제11조

일한 양국 정부 및 그 허가를 받은 자는 조계지 내에서 통신, 교통, 상하수도(명암수구와 음용수돗물), 전기, 가스 등에 관하여 필요한 설비를 할 수 있음

이 경우 사전에 이사관으로부터 청국영사관에 협의하여 거류지에 방해가 없음을 기함이 가함

또 만일 이러한 것 등의 설비로 인하여 도로 등을 손괴할 때는 그 경영자가 이를 수선함이 가함

전 항의 설비 가운데 정부 및 공공단체의 경영에 속한 것에 대해서는 하등의 세금 또는 공과를 징수함이 없음

제12조

한국 정부는 공익상 필요할 경우, 거류지 앞의 해면을 매축할 권리를 유보함

만약 한국 정부에서 거류지 앞을 매축할 때는 공공의 부두를 설치하여 청국 선박의 정박에 편리하도록 하고 또 도로를 설치하여 청국 신민의 교통에 방해하지 않도록 함이 가함

청국 신민이 필요할 때 청국영사관 및 이사관을 경유하여 한국 정부에 허가를 얻어 조계지 앞을 매축하고 부두 설치의 허가를 얻음

제13조

한국 정부는 조계지 외부에 청국 신민의 묘지를 제공하여 이를 영원히 보호함이 가함

바로 설정한 k는 모두 과거에 따라 이를 보존함이 가하되 만약 이를 확장 혹은 이전하거나 또 장래에 새로 설정하고자 할 때는 한국과 다른 나라 사이의 묘지에 관한 사례를 참작하여 이사관 및 청국영사관이 협의한 이후 이를 결정함

제14조

본 규정을 수정 또는 변경하고자 할 때는 일청 양국 정부에서 각 위원을 임명하여 협의, 결정함이 가함

본 규정은 청국문, 일본문 각각 2통씩 작성하여 서명, 조인한 이후 양방에 각각 2통씩 보관하고 청일 양국 정부의 승인을 얻은 날로부터 1개월 이후 실시할 사안임을 조약함

대청국 주차 한국총영사관 마정량

대일본국 통감부 외무부장 참여관 소송록

선통 2년(1910년) 2월 초1일

명치 43년(1910년) 3월 11일

*資料五: 淸國租界地地契(臺灣近代檔案館館藏號: 02-35-016-01)

第〇〇號

(某某)淸國租界地地契

(某某)理事廳理事官(某)代表韓國政府將(某某)淸國租界地內(某)號地壹段計(若干)

方二邁當永遠租與淸國人(某)及其承受人

前載(某)及其承受人於上年陽曆十二月十五日內將下年地稅金(若干)呈繳

前載地段遇有接收或轉讓時其承受租地權之人須將此地契呈由駐劄(某某)淸國

領事官轉交(某某)理事廳理事官認證

儻有水火盜賊及別項事故遺失地契記明地契號數及遺失緣由稟請駐劄(某某)

淸國領事官知照(某某)理事廳理事官求發給新地契

明治(某)年(某)月(某)日

(某某)理事廳理事官(某)

*資料六: 淸國居留地地券(臺灣近代檔案館館藏號: 02-35-016-01)

第〇〇號

(何)淸國居留地地券

(何)理事廳理事官(某)ハ韓國政府ヲ代表シ淸國臣民(某)及其ノ承受人ニ對シ(何)淸國

居留地(何)等地(何)號(何)方二米突ノ地區ヲ永遠ニ貸與ス

前記(某)及其ノ承繼人ハ地稅トシテ一箇年金(何)ヲ前年陽曆十二月十五日迄ニ納ムヘシ

相續人ハ讓渡ニ依リ前記地區ノ借地權ヲ承繼シタルトキハ(何)駐在淸國領事官ヲ經テ(何)

理事廳理事官ニ本地券ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クヘシ

水火盜難其ノ他ノ事故ニ因リ本地券ヲ亡失シタルトキハ號數及亡失ノ原因ヲ記シ(何)駐

在淸國領事官ヲ經テ(何)理事廳理事官ニ新地券ノ發給ヲ請求スヘシ

明治(何)年(何)月(何)日

(何)理事廳理事官(某) 印

*資料七: 淸國 조계지 지계

(모모)이사청 이사관 (모)는 한국정부를 대표하여淸國 조계지 내 (모)호지 일단 합계 (약간)방이미를淸國人 (모) 및 그 승계인에게 영원히 대여한다.

앞에 기재한 (모) 및 그 승계인은 전년도 양력 12월 15일까지 내년도 지세 (약간)을 납부한다.

앞에 기재한 지단을 접수 혹은 전매할 때는 승계권을 승계한 사람이 반드시 이 지계를 주재淸國영사관을 거쳐 (모모)이사청 이사관에게 넘겨 인증을 받는다.

단, 수해나 화재, 도난, 기타 사고로 지계를 유실하면 지계 호수 및 유실사유를 명기하여 주재 (모모)淸國영사관을 거쳐 이사청 이사관에게 새로운 지계를 발급받도록 요청한다.

명치 (모)년 (모)월 (모)일
(모모)이사청 이사관 (모)

7. 참고문헌

韓國國家記錄院藏 地籍原圖
臺灣近代檔案館館藏 朝鮮檔

釜山港勢一斑: 韓國釜山港勢一斑ヲ見ヨ, 相澤仁助編, 日韓昌文社, 1905年
外國居留地統計, 朝鮮總督府總務部外事局, 1911年
釜山要覽, 釜山商業會議所編, 釜山商業會議所, 1912年
大正十一年釜山府勢要覽, 釜山府編, 釜山府, 1921年
朝鮮に於ける支那人 調査資料 第7輯, 朝鮮總督府, 1924年
釜山案内, 佐藤善雄編, 釜山驛, 1926年
釜山商工會議所統計年報 第一人口, 上田耕一郎編, 釜山商工會議所, 1936年
開港期の 在韓外國公館研究, 하원호 外, 東北亞歷史財團, 2009年
第2回外國人居留地研究會 in 函館, [第2回外國人居留地研究會 in 函館] 實行委員會, 2010年

東アジアにおける紡績工場 ～鐘紡社宅を中心に

富井 正憲(韓国 漢陽大学)

◆ はじめに

本研究は1910年代初め(明治末)から1945年(第2次世界大戦終戦)まで中国、朝鮮に進出し、経営された日本の紡績工場の社宅地を対象として、都市の空間形成の一端を解明することを目的としている。

本発表は2009年の上海シンポジウムに引き続き、上海、青島、ソウル、光州、平壤に建設された東アジアの鐘淵紡績工場社宅群を対象に取り上げ、当初の図面、現存及び現況図、新旧の地図、絵葉書、古写真、航空写真、衛星写真、関係者への聞き取り調査等の非文字資料を用いながら、それぞれの工場における全体計画、福利厚生施設、社宅についての調査分析を行い、当時の租界及び植民地の中における工場地域で働いた人々の生活空間がいかなるものであったのか、中国租界と朝鮮植民地と日本国内の間では施設環境に如何なる相違があったのか、また企業家はどのようなユートピアを描いていたのか、そしてそれらの住宅地は現在どのようになっているのか等についての居住環境を明らかにし、租界及び植民地という場における人間活動の一端を報告したい。

◆ 鐘淵紡績の中国・朝鮮への進出

1921年より1930年まで社長を務めた鐘紡の経営者武藤山治(1867～1934)は米国より帰国した翌年の1894年に鐘紡に入社し、同じく米国帰りの建築家平野勇造と組んで、家族主義の理念のもとに労使一体型の福利厚生施設を充実させた兵庫工場を1896年に完成し、操業を開始した¹。またその後を継いで1930年から1944年まで社長をつとめた津田信吾も武藤の博愛主義を引き継ぎ、合わせて中国においては「利益3分法」を唱え、利益を国と現地人と企業が3分の1ずつ分けあう方針とした。

こうした鐘紡の経営者による労働者の帰属意識を育て、労使一体感を以って企業発展を成し遂げようとする「家族的温情主義」の思想が、1925年の五三〇運動に際してのストライキの被害が在華坊のなかで最も少なかった原因を生んだ。これについては芦沢知絵の詳細な論

¹ 「鐘ヶ淵紡績・兵庫工場の福利厚生に関する一考察」藤谷陽悦他、建築学会学術講演梗概集 2,000年。

考がある²。

鐘紡が大陸に進出したのは1911年に絹糸紡績株式会社を合併して、その傘下にあった蘇州江沿いの上海製造絹糸株式会社絹糸工場(後の公大第三廠)を継承したときに第一歩を踏み出した。本格的な進出は1914年の第1次世界大戦勃発の青島陥落後である。1920年に上海市郊外平涼路の黄浦江に近接する9万9千余坪の土地を確保し、1922年に公大紗廠工場の操業を開始した。上海では続いて1925年に揚樹浦路黄浦江沿岸に位置する英人経営の老公茂紡廠を買収して「公大第二廠」を操業する。その後は1939年に、先の公大第三廠から独立して「公大第四廠」ができる。現在は第一、第二工場は操業を停止したまま第三、第四工場は廃止されて、その跡地に高層住宅が建つ。

青島においても上海に1年遅れながらも1921年に市郊外工場地帯の滄口地域に25万坪の工場用地を確保し、1923年より操業を開始した。1937年の日中戦争時に工場内建物の多数が破壊焼失したが、1939年によく再開した。青島工場は当初社名を鐘淵紗廠と呼んだが、途中で「公大第五廠」と改称した。終戦の1945年には「中国紡織建設公司青島第六廠」の新工場名に変更され、現在まで操業を続けている。

北の天津においては進出がかなり遅れた。1936年に中国人経営の「天津祐元紡織公司」と河北地域の「天津華新紡織公司」の二つの既存工場を買収し、それぞれ「公大第六廠」「公大第七廠」として同時期に操業を開始した。現在は第六工場は全て取壊され、ウオーターフロントの複合文化施設建設がスタートした。また河北の第七工場は紡績機械の修理を中心に現在も操業を続けている。

1920年代以降に鐘紡は上海、青島、天津に、次々と大紡績工場を建設して、その従業員数はほぼ1万人に達した。鐘淵紡績の在華事業所である上海製造絹糸株式会社は1942年に社名を変更して「鐘ヶ淵公大実業株式会社」となる。

以上、上海に第一、第二、第三、第四工場、青島に第五工場、天津に第六、第七工場の合計七つの工場を所有していたが、新規に土地を確保して工場を建設したのは上海の第一工場と、青島の第五工場の二つのみであり、他の五工場は既存工場を買収して進出した。

朝鮮における鐘紡の進出は1931年の満州事変を契機とした半島への産業の誘致が開始された後である。当時の宇垣総督の求めに応じ、津田信吾社長は朝鮮にわたり、宇垣総督の政策に全面的に協力する約束をし、その上朝鮮総督府に勤務していた宇垣の片腕であった片岡勉を朝鮮出張所長として招聘した。1935年光州に約7万坪の敷地に工員約2100名の全南工場を、続いて1936年京城(現ソウル)に8万坪の敷地に工員約3000名の永登浦工場を、また1939年には総督府の強い意向に応じて平壤船橋里にも約17万坪敷地に第1期事業として工員約2000名の人絹工場を建設操業した。

² 在華紡の福利施設～内外綿上海工場の事例を手がかりとして～

芦沢知絵 中国研究論叢第7号(2007. 8)PP23～40

◆中国租界の工場村

鐘紡が中国旧租界に新規に計画建設した上海公大第一廠と青島公大第五廠の二つを取り上げ、その全体計画、福利福祉施設、社宅、現況状況について考察する。

◇上海公大第一廠：公大紗廠工場（のちの公大第一廠）は、上海市郊外平涼路の黄浦江に近接する9万9千余坪の土地を確保し、1922年に操業が開始された。建設時の図面類は入手されていないが、当時の航空写真に現在の衛星写真、さらに現況建物配置図をベースに現地調査を行った。敷地は租界の最東端、運河に近接した郊外地に位置する。敷地内の北約半分の地域には工場が位置する。現在閉鎖中の工場のなかには事務所棟、単身者用の合宿所二棟が現存する。敷地の中央部分はその当時の写真を見ると緑で覆われていたが、現在東側には六、七階建ての中層集合住宅が七棟新しく建ち、西側は個人綿会社の空き地になっている。敷地の南半分には旧社宅が多数残っている。南東区域には外庭付きの戸建てや長屋式の旧日本人社員用住宅が一八棟現存する。煉瓦造二階建てで、外観はバルコニーやテラスを持つコロニアルスタイルが多い。中央を南北に走る幅員ある道路をはさんで南西区域には二階建て煉瓦造の中国人工員用広東式里弄住宅が一四棟二列が並び、計二八棟現存する。住戸密度は高い。

更に南下端の地域は戦前の写真では建物はなく樹木が多かったが、現在は東側は三階から六階の低中層と一七階の高層集合住宅が新しく建っている。また南西角には建て直した小学校が位置する。

1945年12月の接收委員会による報告書³によれば、福利厚生施設の建物は以下のとおり判明する。

医院本館（二層一部地下・煉瓦造瓦葺き、269,7 坪）、中国人食堂事務所（平屋・水泥鋼骨、178.3 坪）、茶館（二層一部地下・中国式煉瓦造・黒瓦葺き、269,7 坪）
茶室（平屋・日本式平屋木造鉛葺き、26.3 坪）、日本人浴室一棟（平屋・煉瓦造赤瓦葺き、49.2 坪）、劳工浴室一棟（二層・煉瓦造瓦葺き、62.0 坪）、公大小学校一棟（二層・煉瓦造瓦葺き、242.6 坪）、幼稚園（平屋・日本式平屋木造鉛葺き、22.4 坪）、住宅前小商店一棟（三層、290.0 坪）、新特甲住宅一棟（二層・日式煉瓦造、28.6 坪）、旧特甲住宅三棟（二層・日式煉瓦造、91,3 坪）、旧甲住宅一棟（二層・日式煉瓦造、一、二階別世帯、330.7 坪）、新甲住宅一棟（二層・一、二階別世帯、70.8 坪）、乙住宅三棟（二層・煉瓦造赤瓦葺き、1351.8 坪）、丙住宅三棟（二層・煉瓦造赤瓦葺き、965.7 坪）、共同式住宅二棟（二層・煉瓦造赤瓦葺き、434.1 坪）
華人住宅（四）棟（二層・中国式煉瓦造瓦葺き、3438.2 坪）、共同式宿舍一棟（二層・中国式煉瓦造瓦葺き、1012.2 坪）、女子工房一棟（三層・住営式煉瓦造、649.2 坪）

³上海市档案馆所蔵資料Q192-16-384 中国紡織建設公司上海第19紡織廠の中の接收委員会による1945年12月の報告書（民国34年12月4日作成）の添付資料「公大一廠内の建物設備明細（P75）」

この他の貴重な資料としては公大第一工場を紹介した戦前のPOST CARD⁴がある。このなかから社宅と厚生施設に関係するカードを取り上げると、網球場、中国人工房、工房、医院、花園、花園内稲荷神社、遊園地、中国人食堂、小学校及び補習学校、倶楽部其日園、花園内其日亭及水池、中国人住宅内景、中国人礼拝堂がある。先の建物リストのほかに新たに稲荷神社、補習学校、中国人礼拝堂があったこと、建物以外にも外部に網球場、花園、水池が用意されていたことが認められる。

1926年の井村薫雄の著書⁵によれば「公大第一工場には、中国人従業員のための社宅、医療衛生、教育、娯楽、廟などの諸設備が設けられていた。そして同工場従業員は門外に一步もいずることなく、悉く工場内にて所要を満たすことができた」と記述されている。また1929年に中国紡績を視察したA. PEARSEも公大工場は「職工に文化的施設を施すに成功した、即ち該工場は支那人村を建設し、これに病院、浴場、倶楽部、売店、学校、庭園、運動場、食堂の諸施設を有して居り、要するに日本にある福利施設を其の儘支那に移したるものである」と報告をしている。支那人村とまではいえないが、時代を考えるとこの二つの報告からも鐘紡の厚生施設の充実ぶりには目を見張らされる。

◇青島の公大第五廠：青島第五廠は滄口大馬路と膠州湾に挟まれた市郊外工場地帯に位置する。25万坪の広大な工場用地を確保し、1923年より操業を開始した。1940年作成の貴重な全体配置図がある。敷地は広く、25万坪である。膠濟線に沿った東側に工場、中央に日本人社宅、中央道路をはさんで西側に中国人社宅、南に南山公園、更にその公園南に中国人用の南山社宅が配置されている。表門は大馬路の北西端に位置する。更に詳細な建物配置図から各福利施設をここに上げれば、先ず日本人社宅地域には遊園地、遊園地の一部に神社と境内、貯水池、テニスコート、倶楽部、茶室、浴場、売店、理髪所、図書館、売店がある。次に中国人社宅には専用の茶館、浴場、廁があり、その他に工場と社宅の間に病院、病棟舎、宿舎、食道、合宿所、女子合宿所、温室が位置する。また隣接する塀の外には広い公園と球場がある。

1925年に勃発した五三〇事件の後、被害の少なかった鐘紡の工場村がおおいに推奨された。以後のストライキ防止策として、「工場におけるダン壁門戸等出来るだけ其防備を堅固にするは勿論自家職工の合宿所或は住宅等に於ても可成集合主義を執り他会社職工又は無頼のとの混入雑居を避けしむるの策を執る可し」という方針⁶が日本領事館から在華紡に通達されるほどであった。

日本人社宅は規模別にA型からD型までの四タイプが用意され、その数は56棟219戸であ

⁴ 大阪朝日新聞富士倉庫資料「上海F012-18政治」公大POST CARD 28枚 COPY 公大紗廠(鐘紡支店)

⁵ 『紡績の経営と製品』井村薫雄、上海出版協会、PP347。1926年。

⁶ 「在支内外人経営工場ニ於ケル労働者待遇關係雜件」(外交史料館史料3. 7. 2. 10)商第299号「支那ニ於ケル邦人経営ノ同盟罷工ニ関スル件」(1925.8. 19付)

る。住戸は戸建と長屋式の二階建てから構成され、外観はテラスやバルコニーのあるコロニアルスタイル、内部は畳の和風スタイルである。

また中国人社宅は上海の広東式里弄住宅ではなく、めずらしい分棟平屋型が 88 棟 732 戸計画されている。近くにも南山中国人社宅14棟があるが、住戸数は不明である。

判明した日本式と中国式の社宅を合わせただけでも、その総数は 158 棟 951 戸にのぼり、大きな集団住宅地である。現在も全体の 7 割程度が現存し、中国の住人は諸施設を継承しながら一団地の生活をしている。

創業時の工場は1937年に多くが破壊焼失し、現存建物は1939年に再建された施設である。佐藤武雄によれば建て直された日本人社宅はそれ以前に比べかなり日本的な様式になっているとの記録が残る⁷。

◆朝鮮植民地の工場村

中国旧租界の工場村に続き、その約10年から15年後に朝鮮植民地に建設された光州全南工場、京城永東浦工場、平壤船橋里工場の3つの鐘紡工場を竣工順に取り上げ、その全体計画、福利厚生施設、社宅、現況状況について検証する。

◇光州全南工場：全南工場は1935年光州市林洞の約7万坪の敷地に工員約2100名の規模で操業を開始した。現在建設時の図面は無いが、当時の鳥瞰写真と今の衛星写真から全体の概略が把握できる。敷地は菱形をなし、中央に工場、その東側に大規模な社宅群、また南側にも工場との間に空き地をはさんで小規模の社宅群がある。東南に位置する正門は現在と変わらない。本部事務所もそのまま存続している。また敷地の北西外部には工場設立時に市民のために寄付した運動場・娯楽施設のための広い敷地が位置する。

全南工場は朝鮮戦争時に工場施設の多くを焼失したが、その後再建された。1961年には工場が2つに分割され現在は従来の全南紡織株式会社と日新紡織株式会社が操業を続けている。

分割した2つの会社の厚生施設の内容を資料⁸からみれば全南紡織株式会社は700名同時収容の食堂(525坪)、病院(155坪、2層建物)、浴場(男・女)、理髪所、売店、娯楽室、運動施設(庭球場、排球場、籠球場、卓球場)、それに社宅施設は1473名収容能力のある3層建物の寄宿舍(1877坪、138室)、男子独身寮1棟(53坪)があげられている。

また日新紡織株式会社には幼稚園1棟(32坪)、公民学校2棟(201坪)、附属病院1箇所(255坪)、職場理髪館1箇所、運動場施設(庭球、籠球、卓球、排球)と寄宿舍5棟(1204坪)、

⁷ 調査報告「中支に於ける邦人住宅事情」佐藤武夫、武基雄、建築学会集論文第30号、1943年(昭和18年)9月、PP182-188.

⁸ 光州市史 PP449~450

社宅(1443坪、62世帯)が報告されている。

このほかには鐘ヶ淵が建設時に市民のために寄付をした広い運動場と水泳場3面の写真が残っている。

現存調査によれば、火災から残った工場、事務棟、合宿棟の一部が現存している。また、創業時に位置した同じ場所に幼稚園、医院の新しい建物がみられる。

◇京城永登浦工場:永登浦工場は京城(現ソウル)南の漢江を渡った郊外地にあり、永登浦土地区画整理地区の駅前工場地帯に位置した。敷地は約8万坪あり、工場は1936年11月に竣工し、従業員の数は男子工員270名、女子工員1870名で操業を開始することとした⁹。1930年代の市街地計画永登浦土地区画整理計画図は永登浦地域一帯の街路、街区割、学校用地、公園が記入されている。鐘紡の用地にあてられた場所は最も大きな空地で表現されている。しかもその敷地には鉄道線が引き込まれている。また同時期に描かれた永登浦駅前将来予想の鳥瞰図には鐘紡用地にすでにのこぎり型屋根の工場と事務所建物が描かれている。このように鐘紡の敷地は京城府の土地区画整理によってすでに都市環境が整備された敷地が用意され、企業は選択した敷地の中に建物を建設することだけでよかった。しかも隣接する道林町(現文来洞)住宅地には1940年代に入ると設立された朝鮮住宅営団によって労働者のための住宅が国策的に大量供給されたのである¹⁰。中国租界とは大きく異なる。

建築雑誌「朝鮮と建築」の1937年の新年号巻頭には完成なった鐘ヶ淵紡績株式会社京城工場の事務所全景、同貴賓室、アパート全景、女工寄宿舍の写真が掲載されている。アパートと寄宿舍はともに鉄筋コンクリート3階建てのモダンな外観を持つ。また工場の建設と同時に東洋一を誇る女工寄宿舍が竣工した。その正面の屋根には朝鮮式の楼閣が載っている。これは「津田信吾社長の、働く女工に朝鮮情緒を満喫させようという気持ちの表現であり、永登浦町の新風景の一つ」と期待された¹¹。

雑誌記者が完成なったこの工場を訪ねて「鐘紡京城工場参観記」¹²を発表している。この記事のなかから厚生福祉施設や社宅について紹介する。

門を入れて左手に、屋上にシンボライズされた、朝鮮風の展望塔をもった、赤煉瓦三層の建物の、なんとゆう瀟洒な近代的感覚よ。「この建物は?」「寄宿舍です」私は驚いた。こんなスマートな寄宿舍を見たことがない。「工場を見せて頂きに来てて、何だかおかしいんですけど、この寄宿舍から先にお見せ願えませんでしょうか?」「そうですか?」植野氏はひとりごとのようにつぶやいて寄宿舍の玄関の方へ歩かれた。

⁹ 『朝鮮と建築』1935年4月号 PP48

¹⁰ 「朝鮮住宅営団の住宅に関する研究(2)」富井正憲他

住宅総合研究財団研究年報No.16. pp79-89. 1990.

¹¹ 「京城日報」1936年10月30日

¹² 『新興産業』1936年 特派記者 粉河寺涼子 韓国国立中央図書館所蔵

寄宿舎は三階二棟三千坪、その廊下の長さことよである。この中に約二千五百名の『乙女』が起居している。室内は朝鮮風で蒸気温突、その他洗面所・浴室・教室・広間・読書室・ミシン室・割烹室・売店・洗濯場等々、それに屋上は体操場になっていて、『紡ぐ彼女達』は吹流れる清新な空気と、慈雨のように注ぐ陽光との中にその体位を護る。彼女達は昼夜二交替、半数は昼間黒カーテンを下して深い眠りをとる。そうしてこの寄宿舎は故郷の服をまとしてよいという伸伸びしい『乙女の園』である。～省略～それから三千人の食堂に入る。『乙女』達の胃袋の偉大さを具象する御鉢にぶつつかって肝を潰し、一日六合に驚きとその幸福とを思った。

運動場・男子独身アパート・住宅・病院・倶楽部・武徳殿等々々の近代的明朗な施設経営にも、限りなき喝采を送った。

ここに紹介された記事から、設備の整った宿舎と共有スペース、それに充実した福祉厚生施設が現在の企業社宅でも及ばない充実した共同生活の内容を持っていたことが理解できる。この参観記には併せて、津田好みの朝鮮風塔屋を屋上にのせた緩い曲面を持つ近代的なデザインの3階建て「女子寄宿舎」を背景に多数のチマチョゴリの女子工員が歩く写真が掲載されている。この写真は特派記者の撮ったものであろうか、まるで女子大学の寄宿舎と錯覚するようなモダンな印象を持つ。また同じく、掲載されている「男子独身アパート」も階段室の垂直性と大きな開口面を持つ水平性を強調したデザインである。

その他に、父親が鐘紡に勤めていて1941年に永登浦国民学校に入学し、幼少年期を永登浦の社員アパートで過ごした経験を持つ人の証言¹³によれば、「この社員アパートは煉瓦造り三階建ての堂々たる建物であった。それが工場敷地内に何棟もあり、また似たような作りの工員アパートも棟を連ねていた。～このアパートはなかなかモダンな造りであった。水洗便所に加えて台所にはダスト・シュートがあり、暖房はスチーマー（と家ではカタカナ名で呼んでいた）であった。建物の地階は通路になっていて外気に曝されることなく、浴場に歩いて行けた。売店もあったように思う。」と報告され、他に敷地のはずれには広い畑があってそこでとれたトマトを食べた記載や本人が子供の時撮った屋上写真と通った木造平屋建ての幼稚園の写真がある。

以上みてきたように、女子工員寄宿舎、男子独身者アパート、社員アパートそれぞれが最新設備を備えた耐火式の共同住宅と、入居者が共に利用できるさまざまな施設を積極的に導入していたことが認められる。配置図は不明であるが、1980年代の航空写真からその概略は確認できる。

戦後、工場は京城紡織株式会社に引き継がれた。そして1970年に社名変更して京紡となり現在まで来ている。

永登浦工場は1990年代に再開発が行われ、工場は取り壊されその跡地に大規模な高層団地が誕生し、現在に至っている。

¹³ 日々是好日「在朝日本人の回想～鐘紡永登浦工場跡」2005. 4. 15

◇鐘紡平壤工場:工場は平壤府船橋里に位置する。この敷地も土地区画整理地区内にある。敷地の広さは約17万坪、第一期事業は1939年1月に竣工した。従業員の数は男女工合わせて約2000名、第四期計画が完了した場合は実に八千名以上の男女工を使用する予定でスタートした。

他の資料がないため、工事が終盤に近付いた1938年5月の建設現場の訪問記事¹⁴から工場内の概要をみることにしよう。

～その後京城多田工務店の工事請負により工事は目覚ましい進捗振りをみせ周囲一里ある敷地内には続々と筍の如く工場、社宅、合同宿舎のアパート二棟、繊維工場病院、男女工宿舎、合同食堂、化学試験室、薬品再生工場、事務所、神社等が今日では平均7歩通りの仕上がりを見せている。～省略～

バラック事務所の前には6分通り完成竣工近き事務所があり現バラック事務所の位置が正門となり新事務所の横が京城神宮の御分體をまつる鐘紡神社基礎工事が進められ鳥居が既に出来上っている、製糖、日穀間のバス道路に面した方には原料の繊維倉庫が化粧するまでに出来ている、この倉庫に貯蔵する繊維原料は大同江岸に船積にて搬入されたものをエレベーター式のものにて釣あげ空中より倉庫内に入荷することになっている 倉庫より南へ約二、三町隔りたる場所には朝鮮第一の大井戸深さ十三米が鑿掘されこの井戸は大同江の水を引あげ貯水して工場内に使用すべく鑿掘した～この大井戸より東南に連なる工場の内部をみるにその規模の広大なることに驚かざるを得なかった、その周囲の構造は外部は全部煉瓦造りであるが厚きキルク板を内面に張り詰めその内面には筒製の煉瓦を張り塗装一定の保温を保つこととしているが、～同工場内部を通過して連接せる食堂を見る 三千人の職工が一時に食事が出来得ることいわゆる大食堂はさすが紡績王国の鐘紡であることが認識させられこれに詰めれば五千人は優にはいれることになっている この食堂の南端に舞台の設備があつて慰安会等の場合には一堂に集めて会場にするのである

食堂の南方に男女工の宿舎が東西に別れて二棟建てられているその近くには病院の大棟がある 男女工の宿舎は誰が見てもまづホテル式と評すであらふ程にその構造は各宿舎の床下にスチームが張り詰められスチームにより冬期の温突が構成されるのである、宿舎の二階は男女工達のために教養室三階は講堂となっている

その東南には鐘紡が全鮮に誇る三階建の鐘紡アパートが東西に第一、第二と二棟あり通風採光共に申分なくその二棟の部屋数は八十四ヶ世帯各部屋は八畳六畳三畳廊下押入炊事場がある 屋上は全部ベランダで物干をなす様に造られている、この棟の中間が浴場となっている 第一のアパートの内には娯楽場(撞球場碁将棋の出来る日本間、図書室映写場)や売店食堂がある雨天、冬季には地下道を通して浴場や、娯楽室、売店、食堂へ自由に行くことの出来る誠に便利な仕組みとされているが、この外旅館同様

¹⁴ 「科学が描き出す鐘紡王国の横顔 中にも完備したアパート新施設ぶり一めぐり」

西鮮日報 1938. 5. 21

の客室が特設され知友の宿泊に使用が出来得ることになっている

この記事の他に「一日二十萬石湧出をみた作業中の大井戸」と「モダン鐘紡アパート」の写真が掲載されている。

設計者は不明であるが、建設会社は京城の多田工務店である。敷地の大きさ、道路や川との関係、敷地内の建物としては工場、倉庫、社宅、合同宿舎のアパート二棟、繊維工場病院、男女工宿舎、合同食堂、化学試験室、薬品再生工場、事務所、神社があり、その配置まで凡そ理解できる。

福祉厚生施設として病院、舞台付きの大食堂、宿舎の中にある教養室、講堂、娯楽場(撞球場碁将棋の出来る日本間)、図書室映写場、売店、浴場、客用宿泊施設まで準備されている。

社宅はモダン鐘紡アパートと称される3階建ての家族用共同住宅二棟、同じく三階建ての男女工のためのホテルのような設備を備えた宿舎二棟、それに社員社宅である。アパートの共同使用施設の種類と内容は豊富である。アパートの間取り、ゲストハウスの設置、床暖房の存在、屋上使用、雨の日の動線等当時の最先端の機能と設備を備えた質の高い設計である。

残念ながら現在の状況は確認できていない。

◆おわりに

鐘ヶ淵紡績は戦前から国の内外において家族主義による企業共同体の構築を目指した。農村の古い共同体から企業の新しい共同体への移行である。その具現化が鐘紡の工場村であり、シンボルとなった中心の建物が鐘紡アパートである。

1920年代前半に中国租界に進出し、続いて1930年代半ばに朝鮮植民地に進出した鐘ヶ淵紡績は武藤山路とそれを引き継いだ津田信吾の2人によって、家族主義の経営理念に基づく独特の工場村が計画建設された。

鐘紡の工場村とは一つ塀の中に工場と社宅、社員と労働者、日本人と中国人、日本人と朝鮮人が多数一同に集まって、共に働き、共に生活する新しいタイプの共同体である。

家族主義を実践し、企業共同体を教化していく上では塀に囲まれた一つの村とそのなかの社宅と厚生施設が重要な役割を果たした。特にアパートという共同住宅は鐘紡にとっては最適な住居形式であった。たくさん人間が集まって共通の場で食事をし、入浴をし、睡眠をし、娯楽をする。住人はその共同の施設の中で集合生活を体験することによって共同体意識を育て、企業家族の一員としての自覚をもつようになる。

戦後日本社会の中心となる企業共同体の確立と実践は戦前の鐘紡の工場村によってスタートし、育てられていった面がつよい。そうした意味から云えば鐘紡の工場村は今日の企業が今後の文化を作っていく可能性を示したよい事例といえよう。

朝鮮半島に建設された最新式の鐘紡アパートは日本において最も早い時期のアパートである東京市営住宅事業の古石場市営住宅(1926年竣工)や真砂町の独身者共同住宅(193

0年竣工)と共通する部分が多いことをここで指摘しておきたい。勿論上海の情報もよく知ってはいたであろうが、1925年様式とも称されるアール・デコの的な外観デザインや、浴室や食堂といった共同施設の構成や配置の扱いは極めて類似している。

鐘紡工場村の計画建設には近代の代表的な計画手法である「一団の集団住宅地計画」と「型計画」の2つがかなり早い時期に取り入れられている。更に充実した福祉厚生施設と、民族性と地域性にまで配慮した文化的な設計は新鮮であり、かつ独創的である。

租界と植民地では敷地の取得と建設について格段の差がみられる。中国租界では一民間企業として進出して自前で土地を求め、孤軍奮闘しながら環境整備をして工場を建設しなければならなかった。それに比べると、朝鮮植民地では国策企業のように招かれて予め計画された土地区画整理予定地区のなかに工場を建設すればよく、すでに周囲の環境も整備され、治安も維持されていた。

報告した地域や住宅は紡績工場の地方移転に伴い、工場跡地は大規模な開発がおこなわれ、現代的な高層団地や文化施設がウォーターフロント・プロジェクトとして続々誕生し、その痕跡はすっかり消滅しつつある。残された旧社宅住宅地も開発の岐路に立たされている。願わくばこれらの住宅地がうまく保存再生されながら歴史の記憶として未来の都市に継承していつてもらいたいものである。

本稿をまとめるにあたって大里浩秋神奈川大学中国語学科教授、孫安石神奈川大学中国語学科教授、中国の陳祖恩東華大学人文学院教授、張尚武同済大学建築与城市規劃学院教授、李百浩武漢理工大学建築学科教授に現地でも大な調査協力をいただいた。ここに記して、深甚の謝意を表する次第である。

最後に、文章中、当時の呼称をそのまま用いた箇所があることをおことわりしておきたい。

◇参考文献

『ドキュメント昭和 世界への登場 2上海共同租界』角川書店

NHK“ドキュメント昭和”取材班編 1986年5月5日発行

『鐘紡100年史』鐘紡株式会社1988年発行

「戦前における日本紡績企業の海外活動～鐘淵紡績会社の事例を中心として～」桑原哲也
六甲台論集 第22巻1号、1975年4月。

『Offspring of Empire—The Koch`ang Kims and the Colonial Originns of Korean Capitalism, 1876_1945.』Carter J.Eckert, Copyright ,1991 by the U.Washington Press.

『図説・近代日本住宅史』内田青蔵他、鹿島出版会、2001年

『同潤会に学べ・住まいの思想とそのデザイン』内田青蔵、王国社、2004年

『社宅街』社宅研究会編著、学芸出版社、2009年

研究懇談会資料「企業経営都市の盛衰とその空間構成」2010年度日本建築学会大会(北陸)企業経営[若手奨励]特別研究、日本建築学会、2010年

以上

横浜居留地の歴史と建築

- 昭和初期の建築様式にみる日本趣味あるいは東洋趣味の出現について -

内田 青蔵(神奈川大学)

1 はじめに

1853(嘉永 6)年のペリー浦賀の来航以来、1854(安政元)年には日米和親条約、続いて1858(安政 5)年の日米修好通商条約の締結を経て、わが国は開国を進め、横浜・長崎・函館の三港を1859(安政 6)年から開港した。そして、これらの開港場のうち、横浜はその後わが国を代表する国際貿易都市として発展してきたことはよく知られている。

それでも、横浜の歴史を振り返れば、その歩みは順風満帆とはいえないものの、1923(大正 12)年の東京・横浜を襲った関東大震災と1945(昭和 20)年の横浜大空襲という二度にわたる大きな被害を転機として今日に至ったといえる。すなわち、大正期になると横浜市は、開港以来急速に発展してきた居留地地区を中心に、交通機関の未整備、水道・電気などの供給不足さらには周辺地域の住宅の過密化の問題を解消するための新たな都市計画事業に着手していた。こうした事業は、一般に既存の無計画による建築などが存在するため、実施までには長期間を必要とするが、横浜の場合、震災・戦災を契機に大々的な都市計画を一気に実行に移し、今日の基盤を創り上げてきたといえるのである。

ちなみに、震災後の復興事業を簡単に振り返れば、旧居留地地区である関内はもちろんのこと、その周辺部を含む震災復興事業が進められた。事業の中心となるものは土地区画整理事業といわれるもので、区画整理に伴い移転命令を受けた建物は19000棟にも達したという。そして、この事業に合わせて街路の新設改修事業、山下公園などの6か所の公園設置事業、加えて、復興小学校の建設や同潤会による集合住宅の建設などの耐震耐火建築の建設が行われ、1928(昭和 3)年にほぼ事業を終えている⁽¹⁾。

2 横浜居留地に見る建築の様相

2-1 幕末から戦前期までの建築の様相

さて、改めて旧居留地地区の建築に目を向ければ、開港以来、急速に多くの建築物が建設されてきたが、1866(慶応 2)年の大火で最初期のものの大半が焼失した。その後は、イギリス人を中心とした再建の動きの中で、通りに面する建築物は、基本的には石造や煉瓦造による耐火建築にすることが定められた。こうして再建された建築物の多くが、道路側正面の1・2階にベランダを配するベランダ・コロニアル様式の建築であったことが当時の古写真から窺うこと

ができる。

明治も中期を過ぎると、外国人建築家とともに日本人建築家の本格的な様式建築作品も見られるようになる。たとえば、1885(明治 18)年の横浜税関は寄棟屋根の破風部分をペディメントに見立てるなど擬洋風建築の要素が見られるものであったが、1889(明治 22)年の横浜郵便電話局は、工部大学校造家学科第1期生の佐立七次郎による本格的な建物といえる。また、現存する 1904(明治 37)年の横浜正金銀行(現神奈川県立歴史博物館)は妻木頼黄と遠藤於菟によるドイツ・ネオバロック様式を基調とする本格的な質の高い石造建築として知られている。また、同様に現存する 1917(大正 6)年竣工の横浜市開港記念会館は、当時流行していたフリー・クラシック様式の建物で、煉瓦壁の中には耐震性を高めるために鉄筋と帯鉄を挿入するなど、日本独特の耐震の工夫もみられるものであった²⁾。また、現存する 1911(明治 44)年竣工の妻木頼黄の旧新港埠頭煉瓦第2号上屋(現横浜赤レンガ倉庫2号館)では、煉瓦造の耐震性を高めるために防火床や鉄骨柱を組み合わせる工法を用いている事例でもある。

一方、遠藤於菟による 1911(明治 44)年の三井物産横浜 1号ビルは、わが国最初期の鉄筋コンクリート構造による建物で、関東大震災後に普及する耐震耐火性を追求した建築をいち早く実現した事例として知られている。このように、この旧居留地内には、建築そのものに注目して見ても、当時の最先端の技術を用いた質の高いものが建てられていたのである。

ところで、こうした建築においても最先端エリアであった旧居留地地区は、震災によりその多くの建築を失うことになる。そのため、旧居留地地区に現存する戦前期の建物の多くは、震災後に建設されたものであり、それらの基本的構造は石造・煉瓦造に代わって鉄筋コンクリート構造によるものへと急速に変化していたのである。それは、言い換えれば、旧居留地エリアを中心とする横浜地域は、東京市とともに震災復興事業の中で、いち早く最先端の耐震耐火性能を備えた建築が出現したエリアであったのである。

2-2 アール・デコ様式の建築

震災後の建築の多くは、その構造形式を鉄筋コンクリート構造や鉄骨鉄筋コンクリート構造へと変化した。建築様式も大きな変化が見られた。すなわち、震災前は古典主義系の様式に基づいた建物が多かったが、震災後はアール・デコ様式や、さらには、日本趣味あるいは東洋趣味のデザインを採用した建築が出現することになる。アール・デコ様式は、1925年様式ともいわれるように、1925年にパリで行われた現代装飾美術・工業美術国際博覧会に由来するもので、時代的には 1910年代から 1930年代にかけてさかんに見られた造形で、材料的にはガラスや金属あるいはタイルやテラコッタなどの素材を巧みに組み合わせ、形態的には幾何学的な装飾模様や幾何学を強調した形態などを特徴とする。震災後の建物の多くは、当時ヨーロッパ・アメリカで流行していたこのアール・デコ様式の影響を受けている。後述する 1928(昭和 3)年の神奈川県庁のエントランス部分の柱の表面のデザインもアール・デコ様式の影響が見て取れる。しかしなんとといっても、1936(昭和 11)年の旧横浜銀行集会所(現横浜銀

行協会)は、シンプルで平滑な外壁の要所に幾何学的装飾のあるテラコッタを配するなどアール・デコ様式の典型といえるものである。また、山下公園に停泊している 1930(昭和 5)年竣工のシアトル航路の大型客船氷川丸の船内デザインは、コンペによりフランス人工芸家マルク・シモン(MARC SIMON:1883-1964)が実施したもので、極めて質の高いアール・デコ様式によるインテリアといえるものである⁽³⁾。

2-3 日本趣味あるいは東洋趣味の建築デザインの登場

アール・デコ様式の流行は海外建築からの影響によるものだが、この時期わが国の建築様式として独自のものが出現することになる。日本趣味あるいは東洋趣味といわれる建築デザインのことである。すなわち、1928(昭和 3)年に竣工した神奈川県庁は、コンクリート構造の躯体に瓦屋根を冠した姿から、わが国の伝統性を現わしたものとされ、昭和初期に流行する日本趣味あるいは東洋趣味を強調した帝冠様式の始まりを示す建築と位置付けられている。この帝冠様式は、東アジアに進出しつつあった日本にとって国家を象徴するものとして、国内外に採用されたといわれているものでもある。

この帝冠様式が、この旧居留地エリアの建築から開始されたことは極めて興味深いものといえる。すなわち、こうした建築の登場は、海外の文物を受け取るために用意されたエリアが、日本という国の存在を伝える場へと、その役割が移り変わったことを意味すると考えられるからであり、言い換えれば、この 1920 年代には建築分野も欧米追随から独自路線により自立していく時期でもあることを示しているのである。

ところで、建築様式として伝統様式を取り入れた日本趣味の建築は、この神奈川県庁舎が初めてではない。明治以降いろいろな日本趣味の建物が建てられてきた。例えば、明治神宮宝物殿や歌舞伎座などがある。しかしながら、これらの建物は、大川三雄によれば、①既存の伝統的建築や景観との調和を図る場合、②内部にある極めて日本的なものを象徴する場合、という二つの状況下に生み出されたものに整理され、いわば、そのデザインを採用する必然性があったという⁽⁴⁾。これに対し、神奈川県庁舎以降の昭和初期のものは、そうした必然性がないままに日本趣味あるいは東洋趣味の建築デザインが用いられているとして、それ以前のものとは区別化されて理解されているのである。

2-4 神奈川県庁舎の誕生の経緯

この神奈川県庁舎の計画は、震災後の 1924(大正 15)年 6 月 10 日締め切りの設計競技として行われ、完成したのは 1928(昭和 3)年であった。設計競技の基本的内容は、簡単な平面図は用意され、それを基に外観のアイデアを募集するものであった。設計条件のうち、デザインに関係するものとしては「船舶出入ノ際港外ヨリノ遠望ヲ考慮シ成ル可ク県庁舎ノ所在ヲ容易ニ認識シ得ル意匠タルコトヲ望ム」とあるだけで、具体的なデザインについては一切触れら

れてはいなかった。その意味では、神奈川県庁舎の作風に日本趣味・東洋趣味が感じられるのは設計者と審査委員の志向と考えることができる。

ちなみに、設計者は 398 案から選ばれた小尾嘉郎で、審査員は片岡安、佐野利器、大熊喜邦、佐藤功一、内田祥三、岡田信一郎に神奈川県内務部長の小柳牧衛を加えた 7 名であった。小尾は、当選案の設計要旨として「枢要なる一県を統ふる庁舎として尚且対外関係上我国の表玄関として求められたる本庁舎設計にありては穩健質実且つ嚴然として冒し難き我国風を表現するに足るべく然もその間一抹の情味漂ひ遠き外来者をして第一好印象を與ふべき外観たらざるべからず」と述べている⁽⁵⁾。そこには、明快に「対外的に我国の表玄関」として「我国風」を表現することを意図したことが述べられているのである。一方、実施案の顧問となり、当選案に手を加えた佐野利器は、小尾案に対し、「様式は日本風を帯びて単純のうちに莊重味のあるアメリカ流の事務所建築に基づいている様であるが、軒回りや其柱形の凹凸の具合から何となしに日本風を加味して居る……其れは横浜埠頭の一異彩で横浜に入港して日本の土地に第一歩を踏む外人に対して独特の印象を与えるであろう」と、小尾の「我国風」を高く評価している。こうした佐野の日本趣味への傾倒の傾向は、大川によれば、1931(昭和 6)年の東京市庁舎の設計競技に関するアンケートにも見られ、「一般建築物特に市庁舎は如何かと言うに、私は出来得るならば日本趣味を基調としたものにしたい。市庁舎のみならず単り総ての建築物に於いて此の感を持つている」とし、市庁舎を含め建築は日本趣味を基調にすべきであると主張していることを紹介している⁽⁶⁾。当時の佐野は、東京帝国大学教授で、震災後は東京市建築局長として腕をふるい、その後は建築学会会長となるなど当時の建築界の大御所としての地位にあった人物である。こうした立場の佐野が「我国風」を求めた理由は定かではないものの、佐野は耐震構造学を通してわが国独自の建築の有様を熟知していた。それゆえ、意匠的にもわが国独特の建築の有様を強く求めていたのかもしれない。

いずれにせよ、こうした佐野の指向性が、当時の建築界に大きな影響を与えたことは十分想像し得ることである。実際、現存する横浜居留地の復興事業の中で再建されたホテル・ニューグランドは、1927(昭和 2)年に竣工しているが、その設計書に「細部に東洋的手法を配し、日本の第一印象を付与することに努める」と記され、実際、2階の大食堂のインテリアは安土桃山時代の御殿造り風と称されるなど外国人客への日本を意識したデザインが展開されている⁽⁷⁾。まさに、日本に訪れた外国人に対して、日本への到着時と滞在期間の間に絶えず日本の存在を伝えるための装置のような役割を果たしていたといえるのである。設計者は渡辺仁で、後に帝冠様式の代表作品といわれる旧東京帝室博物館(現東京国立博物館)も担当した。また、1929(昭和 4)年竣工の横浜市建築課の手になる旧横浜商工奨励館(現横浜情報文化センター)の外観はルネサンス様式を基調としつつも、内部の柱と梁と取り合わせ部分にはわが国の伝統建築にみられる舟肘木に類似した部材がもちいられるなど細部装飾のモチーフも日本趣味的なものや東洋趣味的なものが多用されている。

3 むすびにかえて

1859 年に開港した横浜居留地は、1866 年に大火となり、建築は煉瓦・石造の耐火建築が奨励され、いち早く本格的な洋館が建設された。その洋館は 1・2 階にベランダを配するベランダ・コロニアル様式が採用されたが、明治中期になると正規の教育を受けた建築家たちの手になる古典主義系統の建物が出現し、構造的にも耐震性を考慮した煉瓦造建築へと変化していった。そうした中で、わが国最初期の耐震耐火性を求めた鉄筋コンクリート構造の建築も 1910 年代以降横浜では出現し、関東大震災以降に普及することになることを紹介した。

また、関東大震災後は、建築様式の変化も見られる。すなわち、わが国では鉄筋コンクリート構造の普及の中で、1920 年代後半に帝冠様式というわが国の伝統や東洋趣味を意識した建築が出現した。この帝冠様式は、東アジアに進出しつつあった日本にとって国家を象徴するものとして、国内外に採用されたといわれているものでもある。この昭和初期に流行する帝冠様式の始まりは、1924 年に行われた神奈川県庁舎の設計競技によるといわれ、横浜居留地の建築が戦前期の建築界の動向を左右するほどの大きな影響力を持っていたことが窺えるのである。以上、本稿では、横浜居留地の建築界は、開港以来、構造的にも様式的にもわが国建築界をリードする建築事例を輩出してきたことを示し、あわせて、横浜居留地から始まった帝冠様式の事例について紹介した。

< 註 >

- (1) 横浜都市発展記念館『目で見える「都市横浜」のあゆみ』2003 年
- (2) ちなみにこの煉瓦造の中に補強用の鉄棒と帯鉄を挿入する工法の早い事例としては、1899(明治 32)年の妻木頼黄設計の東京商業会議所が知られる(村松貞次郎『日本近代建築技術史』彰国社 1976 年)
- (3) 吉田鋼市『アール・デコ建築』河出書房新社 2010 年
- (4) 大川三雄「日本趣味の傾倒」『近代和風建築』所収 村松貞次郎＋近江栄編 鹿島出版会 1988 年
- (5) (6) 神奈川県庁編『神奈川県庁物語』平成元年
- (7) 朝日新聞横浜支局編『残照 神奈川の近代建築』昭和 57 年